

事業概要

令和4年版

 東京都第六建設事務所

【東京ふれあいロード・プログラム】

北区西ヶ原一丁目付近

～延長約 500mにわたる歩道の緑化活動等に取り組んでいただいています～



【隅田川テラス】

荒川区西尾久三丁目付近



【交通安全施設事業】

自転車走行空間整備（自転車レーン）

都道白山祝田町線 文京区小石川一丁目付近

～安全で安心して通行できる道路空間の創出～



無電柱化（電線類地中化）

都道白山小台線 北区田端一丁目付近 ～都市防災機能の強化～



【橋梁補修事業】

駒形橋景観照明設置工事

都道上野月島線（浅草通り） 台東区雷門二丁目付近

～水辺のにぎわいを創出する隅田川橋梁群のライトアップ～



豊島橋補修工事

都道王子金町市川線 足立区宮城二丁目付近

～一般橋補修～



【道路事業】

補助118号線 足立区小台一丁目付近
～令和4年4月、交通開放を実施～



補助261号線 足立区伊興四丁目付近
～街路築造工事を実施～



放射10号線 北区岩淵町付近
～街路築造工事を実施中～



補助第136号線 足立区興野一丁目付近
～街路築造工事及び電線共同溝設置工事を実施～



【河川事業】

毛長川整備 足立区舎人六丁目付近

～毛長川の河積確保のため護岸を構築し河川管理用通路を緑道として復旧～



綾瀬川護岸耐震対策 足立区綾瀬一丁目付近

～護岸下の地盤改良とコンクリート増厚で護岸を粘り強くした後、落書き防止塗装した～



隅田川(白鬚橋下流右岸)テラス補修 台東区橋場二丁目付近
～隅田川の閉鎖していたテラスを補修し、親水性ある憩いの場を提供～



新河岸川の河川防災事業 北区浮間五丁目付近
～老朽化が進む防潮堤の補修・改良を計画的に進め治水安全度を向上させた～



ま え が き

第六建設事務所は、文京・台東・北・荒川・足立の5区（面積：約105 k m²、人口：約172万人）を所管区域とし、道路や河川の整備、管理を担当しています。

管内には、伝統的な商業・観光地区、文教地区、高層住宅地区、あるいは閑静な住宅地区などを抱え、多様な地域特性を有しています。

東京都は、「『未来の東京』戦略」で示した目指すべき「ビジョン」の実現に向け、都市基盤施設の効果的・重点的な整備と効率的・計画的な管理を進めています。

当所においても、都市の安全と安心を守るとともに、次世代に良好な社会資本を継承することを基本に、次のとおり様々な事業、管理に取り組んでいます。

道路事業は、都市計画道路の整備として、環状第4号線（文京区）、補助第73号線（北区）、補助第90号線（荒川区）、補助第136号線（足立区）など、16の路線で用地取得及び工事を推進しています。このうち、補助第73号線（北区）など6区間を防災上効果の高い都市計画道路の特定整備路線として、区の防災まちづくりと連携し事業を進めています。

橋梁事業では、河川橋梁や陸橋、跨線橋の長寿命化や耐震化に取り組んでいます。

交通安全施設事業では、「東京都無電柱化推進計画（改定）～電柱のない安全・安心な東京へ～」により、電線共同溝の整備を推進しています。また、歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間の創出のために自転車走行空間の整備やバリアフリーの推進等を行っています。

一方、河川事業では、護岸の整備及び耐震化を積極的に進めており、神田川（文京区）や石神井川（北区）、毛長川（足立区）の護岸整備、そして綾瀬川六町地区（足立区）で緩傾斜型堤防の整備を進めています。

さらに、道路の快適性や景観の向上などにも力を入れ、歩道を歩きやすく、快適な道路に整備する修景事業や街路樹の整備事業、わかりやすい標識の整備などを行っています。また、隅田川では、水辺の恒常的な賑わいの創出を目的として、橋梁のライトアップを実施するなど、首都東京の魅力を高める施策を引き続き進めてまいります。

今年度も、関係各方面のご協力を得ながら、都民のみなさんが「安全になった」「よくなった」と実感できる道路、河川の環境づくりを基本方針に、都市基盤の整備促進と適切な維持管理に積極的に取り組んでまいります。

目 次

第1. 沿 革	1
第2. 管 内 概 況	1
第3. 組織と所掌事務	2
1. 各課、担当、工区の業務	2
2. 職員配置表	5
第4. 令和4年度執行計画額と令和3年度執行計画額	6
第5. 令和3年度歳入額	10
第6. 道路の管理と維持	11
1. 道路区域の決定・変更及び供用開始	11
2. 都道の移管	12
3. 道路台帳事務	12
4. 境界確定・確認事務	13
5. 道路占用許可等の事務	14
6. 共同溝の管理	16
7. 事業用地の管理	16
8. 都民との協働による道路管理	16
9. 道路監察事務	17
10. 道路上工事の調整及び技術的指導	18
11. 道路維持事業	19
12. 道路補修事業	20
(1) 沿道環境に配慮した路面の高機能化	20
(2) 歩道の舗装	21
(3) 施設の健全性の確保	21
13. 橋梁維持事業	21
14. 橋梁補修事業	22
(1) 橋梁の長寿命化	22
(2) 橋梁の耐震補強	22
(3) 隅田川中流部著名橋の景観照明・塗替	23
(4) 耐荷対策	23
(5) 横断歩道橋撤去	24
(6) 一般補修	24
15. 道路緑化事業	24
(1) 道路緑化の推進	24
(2) 街路樹の良好な維持管理（質の向上）	24
(3) 街路樹、緑地帯の維持管理	24
16. 交通安全施設事業	25
(1) 交通安全対策の推進	25
(2) 無電柱化の推進	25
(3) 自転車走行空間整備事業の推進	27

第7. 河川の管理と維持	28
1. 河川管理事務	29
2. 急傾斜地の崩壊防止施設の管理事務	29
3. 土砂災害警戒区域の指定	29
4. 河川監察事務	29
5. テラス利用の適正化	30
6. 河川維持事業	31
7. 水防態勢及び活動	31
第8. 道路事業	32
1. 街路整備事業	32
2. 特定整備路線の整備	60
3. 橋梁整備事業	68
第9. 河川事業	69
1. 高潮対策事業	69
2. 中小河川整備事業	72
3. 緩傾斜型堤防整備事業・スーパー堤防整備事業	73
4. 耐震・耐水対策事業	74
5. 河川防災事業	75
6. 防災船着場	75
(1) 目的	75
(2) 防災船着場の機能	75
7. 河川管理施設の長寿命化	75
付表	
1. 第六建設事務所管理道路	80
2. 第六建設事務所管理橋梁及び歩道橋	84
3. アンダーパス・道路排水場	86
4. 共同溝管理規模現況	86
5. 管理トンネル一覧	86
6. 地下歩道	86
7. 昇降設備	87
8. 融雪剤倉庫一覧	87
9. 都市計画道路事業認可箇所一覧	88
10. 用地取得率一覧	89
11. 第六建設事務所管理河川等	90
12. 急傾斜地崩壊危険区域	90
13. 水防倉庫及び備蓄資器材	92
14. 管内防災船着場一覧	94
15. 道路事業費の推移	95
16. 河川事業費の推移	95
17. 事務所・工区案内	96
18. 管 内 図	

第 1 沿 革

昭和 44 年 4 月 1 日 東京都第六建設事務所発足、組織規程改正
 (足立区小台の瀝青混合所跡に事務所を設置)
 北区・荒川区(第四建設事務所から移管)
 足立区(第五建設事務所から移管)
 を所管区域とする

昭和 51 年 3 月 11 日 足立区千住東二丁目の庁舎へ移転

平成 17 年 4 月 1 日 文京区・台東区(第一建設事務所から移管)を所管区域に編入

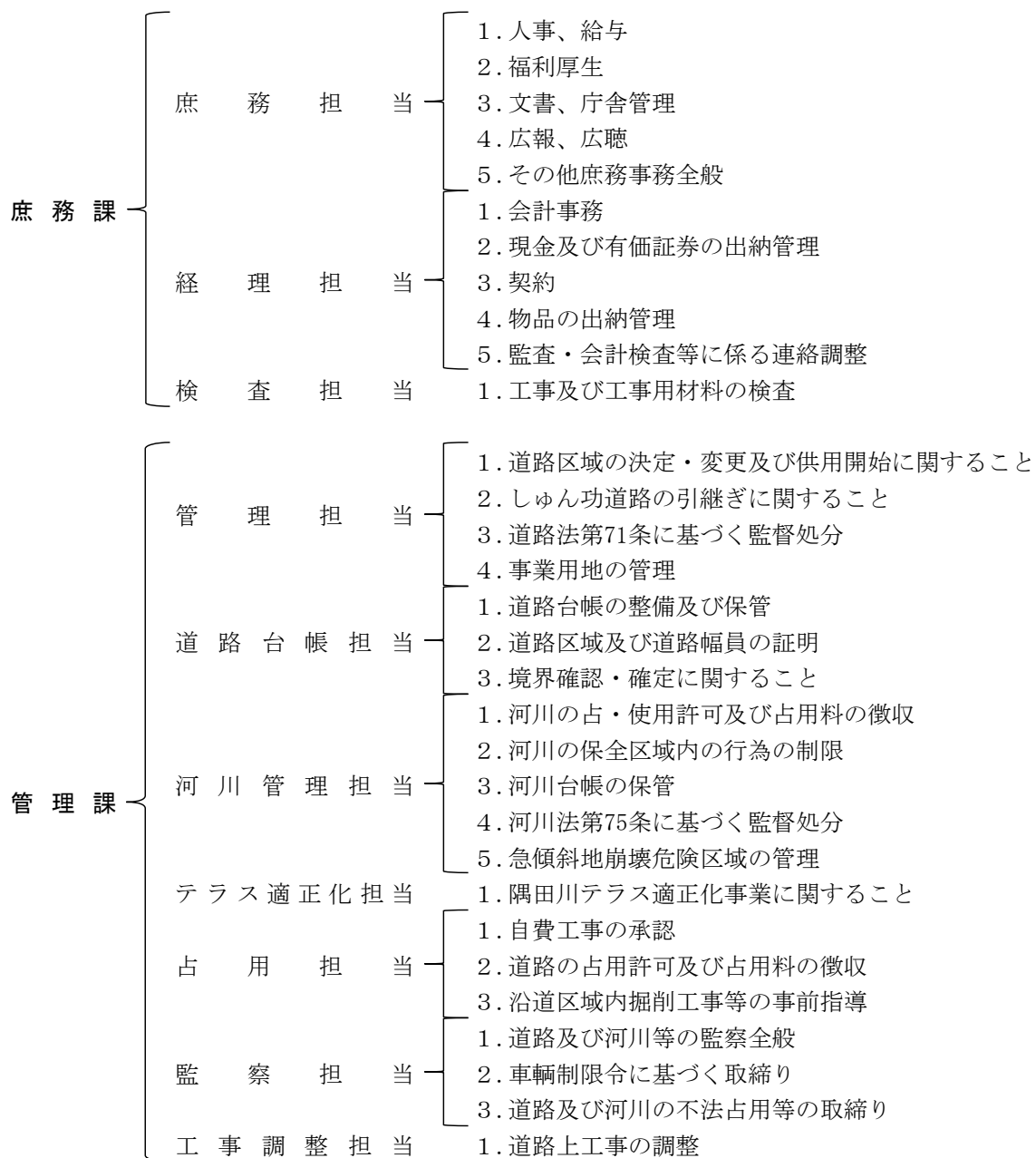
第 2 管 内 概 況

区 分		文京区	台東区	北 区	荒川区	足立区	合 計	備 考
人 口(人)		226,574	203,647	353,158	216,535	691,002	1,690,916	3.1.1 現在
面 積(k m ²)		11.29	10.11	20.61	10.16	53.25	105.42	3.10.1 現在
人口密度(1 k m ² 当り)		20,068	20,143	17,135	21,312	12,976	16,039	〃
国 管 理 道 路	延 長(m)	8,173	6,548	692	1,049	7,601	24,063	3.4.1 現在
	面 積(m ²)	202,824	251,841	15,845	36,055	254,034	760,599	〃
都 管 理 道 路	国 道	延 長(m)	0	0	6,311	0	6,311	〃
		面 積(m ²)	0	0	193,017	0	193,017	〃
	都 道	延 長(m)	26,108	21,319	25,773	16,367	73,726	〃
		面 積(m ²)	651,096	547,862	555,259	393,955	1,781,498	〃
	計	延 長(m)	26,108	21,319	32,084	16,367	73,726	169,604
		面 積(m ²)	651,096	547,862	748,276	393,955	1,781,498	4,122,687
区 管 理 道 路	延 長(m)	170,893	228,545	339,037	197,935	959,558	1,895,968	3.4.1 現在
	面 積(m ²)	1,045,385	1,787,033	2,194,183	1,235,292	7,414,571	13,676,464	〃
首 都 高	延 長(m)	2,281	2,105	3,565	0	17,490	25,441	〃
	面 積(m ²)	55,425	39,693	61,070	0	461,126	617,314	〃
計	延 長(m)	207,455	258,517	375,378	215,351	1,058,375	2,115,076	
	面 積(m ²)	1,954,730	2,626,429	3,019,374	1,665,302	9,911,229	19,177,064	
	道路率(%)	17.3	26.0	14.7	16.4	18.6	18.2	

*人口と面積については「特別区協議会 特別区の統計」を参照

第3 組織と所掌事務

1. 各課、担当、工区の業務



用地課	調整担当	1. 用地取得(地上物件及び地下埋設物の移転を含む)に伴う所内各課との連絡調整 2. 事業用地の取得(他の担当に属するものを除く) 3. 事業用地の取得に係る土地・借地権等の評価額の調整及び損失補償額の調整 4. 土地収用の手続きの連絡調整 5. 公共事業の施行に伴う建築物移転・土地購入等の資金貸付、代替地、公営住宅のあっ旋 6. 事業用地の管理・引継
	用地担当 (13)	1. 用地の取得、地上物件地下埋設物の移転その他の損失補償 2. 土地・借地権の評価及び損失補償の額の算定 3. 土地収用の手続 4. 事業用地に係る生活再建対策 5. 事業用地の引渡
工事課	工務担当	1. 道路、橋梁、河川及び急傾斜地崩壊防止の工事に伴う所内各課との連絡調整及び資料報告書の作成 2. 代替地の造成工事に係る工程管理及び課内調整 3. 道路地下埋設物及び道路占用物件の移設 4. 河川等の占用・使用及び河川産出物の技術的調査 5. 水防 6. 防災無線の管理 7. 事業の進行管理 8. 都市計画法に基づく周知事務及び都市計画相談
	道路設計総括担当	1. 道路及び橋梁に係る工事の調査及び設計
	道路設計担当	1. 同上
	木密設計担当	1. 木造住宅密集地域における道路、橋りょう等に係る工事の調査及び設計
	河川設計総括担当	1. 河川及び急傾斜地崩壊防止に係る工事の調査及び設計
	河川設計担当	1. 同上
	道路工事総括担当	1. 道路及び橋梁の築造工事 2. 工事の設計変更及び清算の照査 3. 道路整備工事に伴う損害賠償
	道路工事担当 (3)	1. 道路及び橋梁工事の施工及び監督 2. 工事の設計変更及び清算の照査
	木密工事担当	1. 木造住宅密集地域における道路工事の施工及び監督 2. 木造住宅密集地域における工事の設計変更及び清算の照査
	河川工事総括担当	1. 河川及び急傾斜地崩壊防止の工事 2. 工事の設計変更及び清算の照査 3. 河川整備工事に伴う損害賠償
	河川工事担当 (2)	1. 河川及び急傾斜地崩壊防止工事の施工及び監督 2. 工事の設計変更及び清算の照査 3. 担当工事区域内の所管事業用地及び建物の監視
	測量担当	1. 道路及び河川事業に関する測量 2. 事業用地取得に係る測量(用地測量; 計画線標示等)
	木密測量担当	1. 木造住宅密集地域における道路及び河川事業に関する測量 2. 木造住宅密集地域における事業用地取得に係る測量(用地測量; 計画線標示等)

補修課	調査担当	1. 道路及び橋梁等の現況調査 2. 自費工事の技術的調査及び指導 3. 道路占用及び沿道区域内掘削工事の技術的指導 4. 掘削道路の復旧 5. 道路、橋梁、附属物の損傷に対する原状回復
	電線共同溝整備担当	1. 電線共同溝整備工事の技術的指導及び実施 2. 工事の設計、設計変更及び清算の照査
	道路維持担当	1. 道路及び道路附属物の維持工事 2. 道路の応急復旧及び災害復旧工事 3. 工事の設計、設計変更及び清算の照査
	橋りょう維持担当	1. 橋りょう並びに橋梁附属物の維持工事及び補修工事 2. 橋りょうの応急復旧及び災害復旧工事 3. 工事の設計、設計変更及び清算の照査
	補修担当	1. 道路及び道路附属物の補修工事 2. 工事の設計、設計変更及び清算の照査 3. 道路修景事業の工事の設計、設計変更及び清算の照査
	街路樹担当	1. 街路樹、緑地帯等の維持工事及び補修工事 2. 街路樹、緑地帯等の応急復旧及び災害復旧工事 3. 工事の設計、設計変更及び清算の照査 4. 街路樹、緑地帯等の病虫害の防除

管理工区	北工区	北区管内
	荒川工区	荒川区管内
	文京担当	文京区管内
	台東担当	台東区管内
	足立東工区	足立区管内、国道4号から東側
	足立西工区	足立区管内、国道4号から西側
	(業務)	1. 担当区域内の測量並びに調査及び道路の工事の施工監督(維持補修関係) 2. 工事の設計変更、清算 3. 道路に関する構造及び機能の保全 4. 占用許可・使用許可申請書等の受理及び完了確認 5. 担当区域内の所管事業用地及び建物の監視 6. 道路巡回

2. 職員配置表

令和4年4月1日現在

課・担当		区 分			管 理 職			事 務・技 術					技 能 系			会計年度任用職員			合計
		事務	土木	計	事務	土木	建築	電気	造園	計	海技	技能	計	専門職	アシスタント職	計			
合 計		5	2	7	55	82	3	1	2	143	1	2	3	18	10	28	181		
庶務課		2		2	8	1				9				1	1	2	13		
課長代理（庶務担当）					1					1							1		
課長代理（経理担当）					1					1							1		
課長代理（検査担当）						1				1							1		
管理課		1		1	16	3				19	1		1	9	3	12	33		
課長代理（管理担当）					1					1							1		
課長代理（道路台帳担当）						1				1							1		
課長代理（河川管理担当）					1					1							1		
課長代理（テラス適正化担当）					1					1							1		
課長代理（占用担当）					1					1							1		
課長代理（監察担当）					1					1							1		
課長代理（工事調整担当）					1					1							1		
用地課		2		2	31		3			34					2	2	38		
課長代理（調整担当）					1					1							1		
課長代理（用地担当）					14					14							14		
工事課			1	1		35				35				1	2	3	39		
課長代理（工務担当）						1				1							1		
課長代理（道路設計総括担当）						1				1							1		
課長代理（道路設計担当）						1				1							1		
課長代理（木密設計担当）						1				1							1		
課長代理（河川設計総括担当）						1				1							1		
課長代理（河川設計担当）						1				1							1		
課長代理（道路工事総括担当）						1				1							1		
課長代理（道路工事担当）						3				3							3		
課長代理（木密工事担当）						1				1							1		
課長代理（河川工事総括担当）						1				1							1		
課長代理（河川工事担当）						2				2							2		
課長代理（測量担当）						1				1							1		
課長代理（木密測量担当）						1				1							1		
補修課			1	1		25		1	2	28				1	2	3	32		
課長代理（調査担当）						1				1							1		
課長代理（電線共同溝整備担当）						1				1							1		
課長代理（道路維持担当）						1				1							1		
課長代理（橋りょう維持担当）						1				1							1		
課長代理（補修担当）						1				1							1		
課長代理（街路樹担当）						1				1							1		
管 理 工 区	北工区					3				3				1		1	4		
	北工区長					1				1							1		
	荒川工区					9				9				3		3	12		
	荒川工区長					1				1							1		
	課長代理（文京担当）					1				1							1		
	課長代理（台東担当）					1				1							1		
	足立東工区					3				3				1		1	4		
	足立東工区長					1				1							1		
足立西工区					3				3		2	2	1		1	6			
足立西工区長					1				1							1			

第 4 令和 4 年度執行計画額と令和 3 年度執行計画額

科目	年度	令和 4 年 度				令和	
	内訳	用地(補償)	工 事	その他	計 (A)	用地(補償)	工 事
合 計		8,497,500	12,742,566	10,055,398	31,295,464	6,770,000	17,222,823
道路橋梁費		8,497,500	9,104,066	9,724,482	27,326,048	6,770,000	10,316,343
道路維持費		0	607,504	1,937,473	2,544,977	0	598,504
橋梁維持費		0	534,980	68,884	603,864	0	732,153
道路補修費		0	1,766,680	100,970	1,867,650	0	2,143,850
補助		0	20,000	0	20,000	0	30,000
単独		0	1,746,680	100,970	1,847,650	0	2,113,850
交通安全施設費		0	1,942,100	5,397,155	7,339,255	0	1,926,456
補助		0	229,900	1,766,450	1,996,350	0	227,863
単独		0	1,712,200	3,630,705	5,342,905	0	1,698,593
街路整備費		8,497,500	2,220,100	861,500	11,579,100	6,770,000	2,110,940
補助		2,260,000	134,800	0	2,394,800	1,605,000	221,100
単独		6,237,500	2,085,300	861,500	9,184,300	5,165,000	1,889,840
橋梁整備費		0	2,032,702	1,358,500	3,391,202	0	2,804,440
補助		0	200,000	380,000	580,000	0	440,000
単独		0	1,832,702	978,500	2,811,202	0	2,364,440
河川海岸費		0	3,638,500	330,916	3,969,416	0	6,906,480
河川環境整備費		0	0	0	0	0	0
補助		0	0	0	0	0	0
単独		0	0	0	0	0	0
河川維持費		0	106,500	78,300	184,800	0	136,000
水防費		0	0	2,616	2,616	0	0
河川防災費		0	396,000	40,000	436,000	0	283,480
砂防海岸整備費		0	0	0	0	0	0
高潮防御施設費		0	2,686,000	183,000	2,869,000	0	6,427,000
補助		0	428,000	0	428,000	0	702,000
単独		0	2,258,000	183,000	2,441,000	0	5,725,000
中小河川整備費		0	450,000	27,000	477,000	0	60,000
補助		0	0	0	0	0	0
単独		0	450,000	27,000	477,000	0	60,000

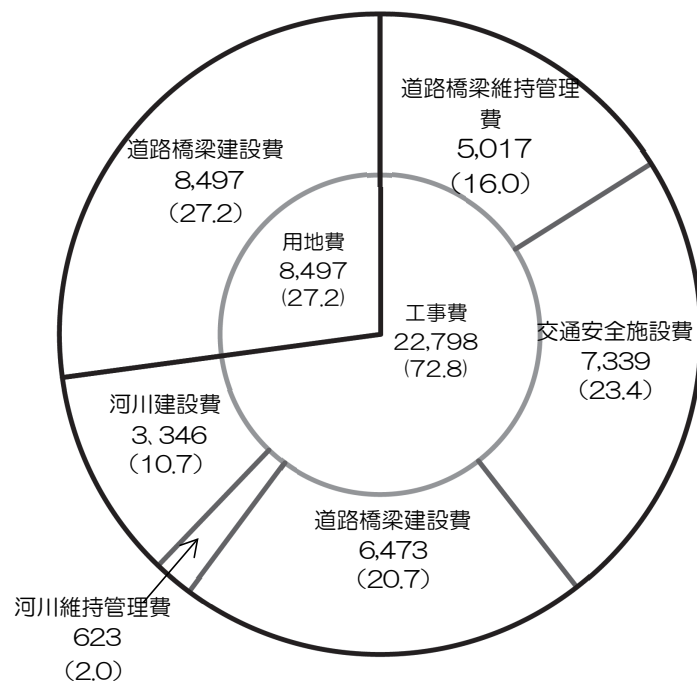
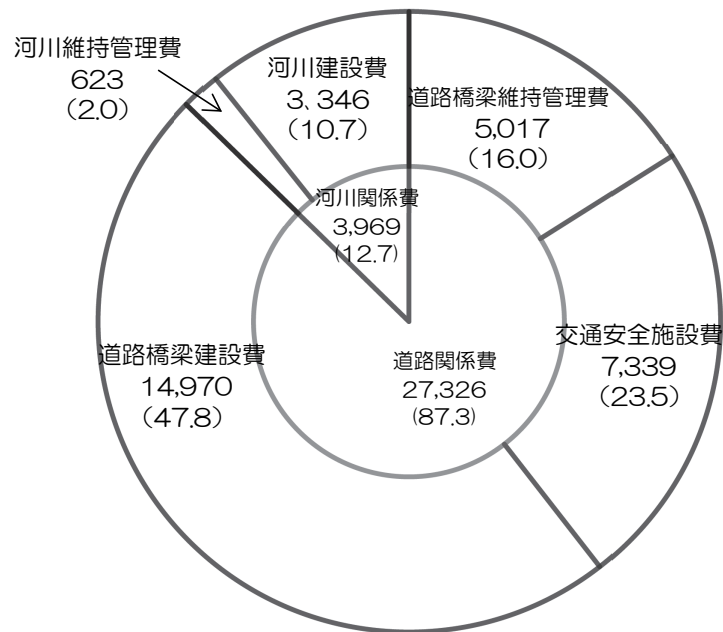
(単位：千円%)

3 年 度		増 (△) 減				伸び率
その他	計 (B)	用地(補償)	工 事	その他	計	(A-B)/B
11,705,650	35,698,473	1,727,500	△ 4,480,257	△ 1,650,252	△ 4,403,009	△ 12.3
11,300,900	28,387,243	1,727,500	△ 1,212,277	△ 1,576,418	△ 1,061,195	△ 3.7
1,695,968	2,294,472	0	9,000	241,505	250,505	10.9
72,484	804,637	0	△ 197,173	△ 3,600	△ 200,773	△ 25.0
135,830	2,279,680	0	△ 377,170	△ 34,860	△ 412,030	△ 18.1
0	30,000	0	△ 10,000	0	△ 10,000	100.0
135,830	2,249,680	0	△ 367,170	△ 34,860	△ 402,030	△ 17.9
6,735,418	8,661,874	0	15,644	△ 1,338,263	△ 1,322,619	△ 15.3
3,003,700	3,231,563	0	2,037	△ 1,237,250	△ 1,235,213	△ 38.2
3,731,718	5,430,311	0	13,607	△ 101,013	△ 87,406	△ 1.6
822,200	9,703,140	1,727,500	109,160	39,300	1,875,960	19.3
0	1,826,100	655,000	△ 86,300	0	568,700	31.1
822,200	7,877,040	1,072,500	195,460	39,300	1,307,260	16.6
1,839,000	4,643,440	0	△ 771,738	△ 480,500	△ 1,252,238	△ 27.0
380,000	820,000	0	△ 240,000	0	△ 240,000	△ 29.3
1,459,000	3,823,440	0	△ 531,738	△ 480,500	△ 1,012,238	△ 26.5
404,750	7,311,230	0	△ 3,267,980	△ 73,834	△ 3,341,814	△ 45.7
0	0	0	0	0	0	-
0	0	0	0	0	0	-
0	0	0	0	0	0	-
74,550	210,550	0	△ 29,500	3,750	△ 25,750	△ 12.2
0	0	0	0	2,616	2,616	-
60,000	343,480	0	112,520	△ 20,000	92,520	26.9
0	0	0	0	0	0	-
230,200	6,657,200	0	△ 3,741,000	△ 47,200	△ 3,788,200	△ 56.9
0	702,000	0	△ 274,000	0	△ 274,000	△ 39.0
230,200	5,955,200	0	△ 3,467,000	△ 47,200	△ 3,514,200	△ 59.0
40,000	100,000	0	390,000	△ 13,000	377,000	377.0
0	0	0	0	0	0	-
40,000	100,000	0	390,000	△ 13,000	377,000	377.0

() 内：%

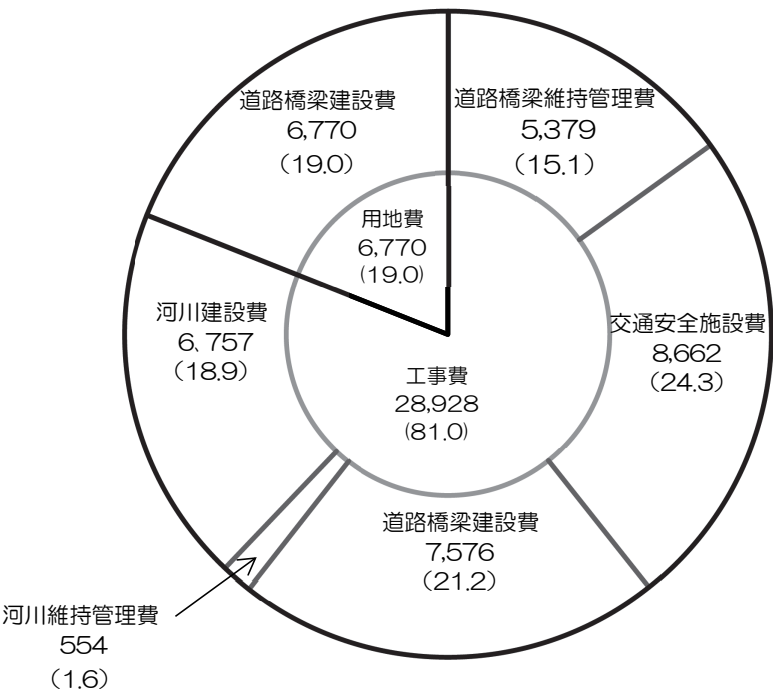
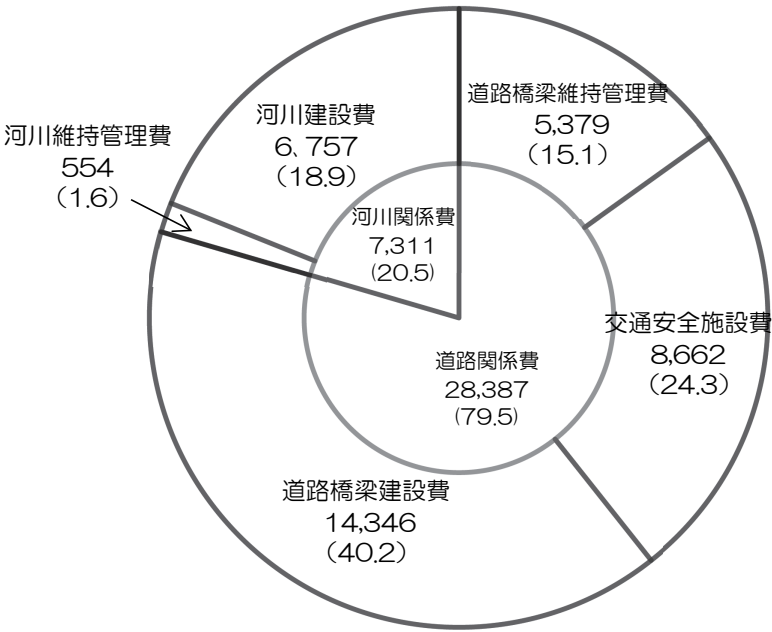
令和4年度執行計画額

(注) グラフ内単位：百万円
() 内：%



令和3年度執行計画額

(注) グラフ内単位：百万円
() 内：%



第5 令和3年度歳入額

(単位：円)

科目				調定額	収入済額	不納欠損 処理額	収入未済額	備考
款	項	目	節					
分	担	金	及 負 担 金	62,283,619	62,283,619	0	0	
	負	担	金	62,283,619	62,283,619	0	0	
		土 木 費 負 担 金		62,283,619	62,283,619	0	0	
			共 同 溝 維 持 管 理 費	14,583,688	14,583,688	0	0	
			交 通 安 全 施 設 費	46,205,743	46,205,743	0	0	
			街 路 整 備 費	1,494,188	1,494,188	0	0	
使	用	料	及 手 数 料	1,529,322,150	1,525,021,398	0	4,300,752	
	使	用	料	1,527,436,630	1,523,135,878	0	4,300,752	
		土 木 使 用 料		1,527,436,630	1,523,135,878	0	4,300,752	
			道 路 占 用 料	1,378,380,638	1,377,518,638	0	862,000	道路占用料
			河 川 敷 地 占 用	145,895,045	142,456,293	0	3,438,752	河川占用料
			土 地 建 物	3,160,947	3,160,947	0	0	
	手	数	料	1,885,520	1,885,520	0	0	
		土 木 手 数 料		1,885,200	1,885,200	0	0	
			証 明 閲 覧	1,885,200	1,885,200	0	0	
		諸	手 数 料	320	320	0	0	
			情 報 公 開	320	320	0	0	
財	産	収	入	0		0	0	
	財	産	運 用 収 入	0	0	0	0	
		財	産 貸 付 収 入	0	0	0	0	
			地 所 賃 貸 料	0	0	0		
繰	入	金		32,494,105	32,494,105	0	0	
	公 営 企 業 会 計 繰 入 金			32,494,105	32,494,105	0	0	
		水 道 事 業 会 計 繰 入 金		22,906,066	22,906,066	0	0	
			共 同 溝 維 持 管 理 費	4,835,737	4,835,737	0	0	
			道 路 補 修 費	18,070,329	18,070,329	0	0	監督事務費
		工 業 用 水 道 事 業 会 計 繰 入 金		37,000	37,000	0	0	
			道 路 補 修 費	37,000	37,000	0	0	
		下 水 道 事 業 会 計 繰 入 金		9,551,039	9,551,039	0	0	
			道 路 補 修 費	9,551,039	9,551,039	0	0	監督事務費
諸	収	入		35,308,029	19,625,273	0	15,682,756	
	受 託 事 業 収 入			17,034,605	17,034,605	0	0	
		土 木 費 受 託 事 業 収 入		17,034,605	17,034,605	0	0	
			道 路 補 修 費	17,034,605	17,034,605	0	0	監督事務費
	弁 償 金 及 報 償 費			17,788,786	2,106,030	0	15,682,756	道路施設損傷
		諸 費 弁 償 金		17,788,786	2,106,030	0	15,682,756	事故の復旧費
			物 品 そ の 他	17,788,786	2,106,030	0	15,682,756	用負担金
	物 品 売 払 代 金			53,900	53,900	0	0	
		不 用 品 売 払 代 金		53,900	53,900	0	0	
			不 用 品 売 払 代 金	53,900	53,900	0	0	
	雑	入		430,738	430,738	0	0	
		庁 舎 管 理 費 等 収 入		59,295	59,295	0	0	
			光 熱 水 費	59,295	59,295	0	0	自動販売機等
		契 約 違 約 金		279,900	279,900	0	0	
			契 約 違 約 金	279,900	279,900	0	0	
	雑	入		91,543	91,543	0	0	
		雑	入	91,543	91,543	0	0	
	合 計			1,659,407,903	1,639,424,395	0	19,983,508	

第 6 道路の管理と維持

道路は、都市機能と都民生活を支える基幹的な施設として交通の用に供するほか、上下水道、電気、ガス、通信などの公益施設を収容する空間としての役割を担っている。また、日照、通風、防災などに必要なオープンスペースを提供するとともに、地下鉄などの公共交通機関の立体的な導入空間の役割も有している。

道路管理の目的は、このような道路が持つ多様な役割を十分に発揮できるよう、常に良好な状態を維持することにより、安全で快適な交通を確保するとともに健全な市街地の形成に資することにある。

近年、都市機能の集積に伴い、交通量の増加や車両の大型化が進み、慢性的な交通渋滞、都市型水害や大気汚染などの発生により、都民生活が脅かされている。また、交通弱者への配慮やヒートアイランドへの対応など都民の道路に期待する内容も多岐にわたっている。

第六建設事務所ではこうした状況を考慮し、都民の多様な要望を的確に捉え、きめ細やかな質の高い道路管理を目指している。また、道路・橋梁の日常的な維持・補修を実施し、利用者の安全性と利便性の向上に取り組むとともに、道路構造の改良、透水性舗装の普及拡大、歩道のバリアフリー化、遮熱性舗装の実施など、今日的な時代の要請に応える中で、快適な都市環境の確保に努めている。

なお、道路環境の改善を図るため、交通騒音等の激しい足立区内の環状第 7 号線、国道 4 号線（日光街道）は、沿道の緩衝空地、緩衝建築物を設けるなど、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づく沿道整備道路として、昭和 59 年に指定された。

管内にある道路のうち、令和 3 年 4 月 1 日現在当所が管理している道路は 42 路線で内訳は、道路法第 7 条該当の主要地方道 3 路線、道路法第 89 条該当の主要地方道 10 路線、一般都道（地方の幹線道路網を構成する道路）7 路線、特例都道（23 区内に起終点がある道路）21 路線、及び国道 1 路線で延長 169,604m、面積 4,122,687 m²である。

1. 道路区域の決定・変更及び供用開始

道路区域の決定は、道路法の適用範囲を特定するものであり、道路管理者は、路線が認定された場合には、遅滞なく「道路区域の決定」を行わなければならない。

また、「道路区域の変更」とは、既存道路の拡幅や、旧道に替えて新道を別に築造した場合のように、新たな区域を道路に編入するためのもの、あるいは道路工事の結果や沿道の地形の変化等によって、在来の道路区域から除外するものがある。

道路区域に編入されると道路の築造を困難にするような工作物の設置、土地の形態の変更等が制限され、これらの行為については、道路管理者の許可が必要になる。

道路の「供用開始」は、土地に関する権原が取得され、工事によって整備したものについて道路管理者が公示して行う。

令和３年度道路区域の決定・変更及び供用開始一覧表

	路 線 名	箇 所	種 別	規 模	告示年月日
1	環状七号線	足立区西加平1丁目地内	区域変更 (編入)	延長 12.36m 面積 23.42㎡	令和4年1月14日 都告示第 23 号
2	本郷赤羽線	北区上十条1丁目から 上十条3丁目	区域変更 (編入)	延長 612.78m 面積 6397.17㎡	令和4年3月23日 都告示第 370 号

2. 都道の移管

都市計画道路の整備等に伴い、幹線道路から地域内道路へと性格の変化した都道の区間については、道路管理の役割分担の観点から、地元区への移管を進めており、区と協議が整った区間から実施している。

3. 道路台帳事務

道路台帳とは、道路の構造、区域、敷地構成や占用物件の種類、位置等を記載したもので、道路行政上の戸籍に相当する基本台帳である。

道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図及び道路敷地構成図の３種の基本図面と、これに付属する各種の調書などによって構成されている。

道路台帳は、道路法第 28 条により、その調製、保管及び閲覧が道路管理者に義務付けられている。道路の新設、改良等で延長、区域の変動のある道路の台帳補正を進めるとともに、今後とも道路敷地構成図の整備を進める。

また、道路台帳に基づき道路区域証明を行っている。

道路台帳の整備状況

令和３年４月１日現在

管理延長	道路台帳平面図		地下埋設物台帳 平 面 図		道路敷地構成図		区域線記入状況	
	整備済	整備率	整備済	整備率	整備済	整備率	整備済	整備率
m 169,604	m 169,604	% 100	m 169,604	% 100	m 150,121	% 88.5	m 168,108	% 99.0

令和３年度 道路台帳整備・道路区域調査等の実績調書

事務の内容	処理件数	延 長	面 積
(１) 道路台帳平面図関係の補正	件 1	m 2,179	m ² —
(２) 地下埋設物台帳平面図関係の補正	1	8,084	—
(３) 道路敷地構成図の調製	2	4,280	—
(４) 道路台帳の閲覧	2,410	—	—
(５) その他道路の管理に係るもの（建築確認、沿道掘削等）	186	—	—
(６) 道路区域証明	11	150.31	—
(７) 土地の境界確定に伴う道路区域の確認立会い	134	—	—

４．境界確定・確認事務

境界確定・確認とは、都が管理する道路河川に供されている都有地・国有地等と隣接する土地の所有権境界について、隣接する土地の所有者や公共事業施行者等からの申し出を受けて、資料調査・現地立会・協議を行い、双方の合意のもと境界を確定・確認し、境界図を作成するものである。

また、確定された境界図や、震災復興区画整理等の図面について、閲覧（複写）・証明を行っている。

なお、境界確定・確認事務は、平成20年度に、総務部用度課より各建設事務所管理課へ移管された。

境界確定・確認及び閲覧・証明状況（令和３年度）

確定・確認件数	確定・確認延長	閲覧・証明件数
138 件	1,792 m	2,394 件

5. 道路占用許可等の事務

道路は、本来一般の交通の用に供されるものであるが、これ以外に道路の管理に支障をきたさない範囲で道路に一定の工作物、物件等を設けることができる。これを道路占用という。主な道路占用には、水道、下水道、電気、ガス事業等公益事業のための占有があるほか工事用足場、仮囲い、日よけ及び看板などの占有がある。

また、道路の占有に際しては、東京都道路占用料等徴収条例に基づいて道路占用料を徴収している。

なお、看板については、未許可物件の申請指導及び不適正物件の是正指導を実施している。

上記のほか、道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の承認や、都道に隣接する土地を掘削しようとする場合に、沿道掘削に関わる協議を通じて道路構造の保全に努めている。

令和3年度道路占用許可等事務処理件数

	区 分	件 数		
		総件数	有料件数	無料件数
	東京電力パワーグリッド(株)	461	50	411
	東 京 ガ ス (株)	324	57	267
	N T T グ ル ー プ	349	40	309
	東 京 都 水 道 局	352	0	352
	東 京 都 下 水 道 局	199	0	199
	国・都等地方公共団体	169	0	169
	認 定 通 信 事 業 者 (N T T を除く)	44	29	15
	そ の 他 一 般	1, 157	745	412
	小 計	3, 055	921	2, 134
自 費 工 事		184	—	184
沿 道 掘 削		80	—	80
合 計		3, 319	921	2, 398

(令和2年度 総件数3,658件 有料件数1,064件 無料件数2,594件)

令和３年度道路占用料実績

占 用 物 件		無 料	有 料	
		数 量	数 量	金額（千円）
一 般	街 灯	1,174 本	0 本	0
	そ の 他 の 柱 類	1,094本	5 本	10
	変圧塔に類するもの及び公衆電話所	1 個	0 個	0
	郵便差出箱等	3 個	206 個	1,277
	共 架 線 等	12,758 m	123,428m	5,562
	地 下 電 線 等	13,291 m	67,939 m	1,099
	公衆用ごみ容器・吸殻入	6 個	0 個	0
	投光器、ベンチ、消火栓等	4,139 個	205 個	1,249
	地 下 管 路 等	3,139 m	4,728 m	1,428
	ア ー ケ ー ド	7 箇所	0 箇所	0
	日 よ け	0 個	148 個	1,596
	上 屋	210 個	1 個	84
	法 敷 等	129 箇所	0 箇所	0
	鉄道施設等内利便施設	119 m ²	707 m ²	23,648
	商 品 置 場 等	0 箇所	2 箇所	19
	祭礼、縁日等に際し 一時的に設けるもの等	0 箇所	3 箇所	12
	添架・巻付広告等	100 箇所	2,229 箇所	15,510
	鉄道施設等内二次占用看板	0 個	861 個	47,885
	突出看板（袖看板・平板看板）	1,796 個	586 個	114,447
	掲 示 板 他 等	400 個	0 個	0
	標 識 類	2,178 本	479 本	1,372
	旗 ざ お 等	184 本	0 本	0
	パーキングメーター等	495 本	0 本	0
	仮囲・足場その他工事用施設等	0 箇所	493箇所	71,402
	高架道路下占用	45 箇所	15箇所	25,529
	自転車駐輪施設	29 箇所	0 箇所	0
	小 計			312,129
公益 企業	東京電力パワーグリッド(株)			392,750
	N T T グ ル ー プ			433,648
	東 京 ガ ス (株)			215,684
	認定電気通信事業者（N T T 除く）			23,260
	小 計			1,065,342
合 計				1,377,471

令和３年度監督事務費処理実績

占 用 工 事 施 工 者	件 数 (件)	監督事務費 (千円)
東京電力パワーグリッド(株)	162	4,573
N T T グ ル ー プ	94	2,343
東 京 ガ ス (株)	191	10,118
東 京 都 水 道 局	247	18,107
東 京 都 下 水 道 局	149	9,551
そ の 他	0	0
合 計	843	44,692

6. 共同溝の管理

道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等の新增設や維持・修繕に係る工事の都度、道路が掘り返されることは、道路交通の支障になるばかりか安全性も阻害されることになる。そこで、これらの埋設物を機能的かつ効率的に整理集約し、収容する施設が共同溝である。共同溝に収容した管路の維持管理は、各々の施設管理者が行うが、共同溝本体の維持管理は道路管理者が行うこととし、その費用は、占用企業者と道路管理者が一定の割合により負担している。当所管内の共同溝、および占用企業者等は以下のとおりである。

令和４年４月１日現在

共同溝名	規模延長 (m)	占用者	令和３年度維持管理費負担内訳 (円)			令和３年度 入溝承認件数
			占用者	管理者	計	
白 山 共同溝	3,035	東 京 都 水 道 局 東京電力パワーグリッド(株) N T T 東 日 本 (株) K D D I (株)	19,419,425	4,403,597	23,823,022	10 件

7. 事業用地の管理

道路整備事業により取得した事業用地や事業着手前に取得した先行取得用地は、工事に着手するまでの間、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理している。

8. 都民との協働による道路管理

地域に愛される道路を目指して、都民のボランティア活動によって東京の道や街をきれいにする「東京ふれあいロード・プログラム」への参画を促進している。

東京ふれあいロード・プログラムの参画団体

令和4年4月1日現在

団体名	路線名	区間	延長	活動内容
西ヶ原フラワーロード会	本郷赤羽線（455号）	北区西ヶ原一丁目地内	約 1,200m	緑化活動
十條あすみの会	本郷赤羽線（455号）	北区上十条一丁目地内	約 440m	緑化活動
いちょう通り十条駅西口 商店会	本郷赤羽線（455号）	北区上十条二丁目地内	約 610m	歩道清掃、緑化活動
西綾瀬花むすび	千住新宿町線（467号）	足立区西綾瀬二丁目～ 三丁目地先	約 500m	歩道清掃、緑化活動
湯島 花いっぱい会	本郷亀戸線（453号）	文京区湯島四丁目地内	約 100m	歩道清掃、緑化活動
小石川後楽園周辺をきれ いにする会	牛込小石川線（434号） 外濠環状線（405号）	文京区後楽一丁目地内	約 1,500m	歩道清掃
株式会社東京ドーム クリーンレンジャー	白山祝田町線（301 号） 外濠環状線（405号）	文京区春日一丁目～ 本郷一丁目地先 文京区後楽一丁目地内	約 1,700m	歩道清掃
鳥越二丁目町会	御徒町小岩線（315号）	台東区鳥越二丁目～ 浅草橋三丁目地先	約 743m	歩道清掃、緑化活動
音六町会植栽係	音羽池袋線（435号）	文京区音羽一丁目地内	約 227m	歩道清掃、緑化活動
Tokyo Street Garden	秋葉原雑司ヶ谷線 （437号）	台東区上野公園地内	約 110m	歩道清掃、緑化活動
湯島よしうめ	神田白山線（452号）	文京区湯島三丁目地先	約 8.7m	歩道清掃、緑化活動

9. 道路監察事務

道路機能を確保し、また、道路工事及び占用等工事による事故を未然に防止するため、道路監察車により常時巡回し、適正化指導を実施している。同時に路面の状況、街路樹、ガードレール等の付属物を点検し、欠陥箇所の把握、禁止行為の取り締り、陳情に関する調査等を行っている。

道路監察結果（令和3年度）

監察パトロール実施状況

監察回数	監察時間	監察延長距離	道路不良箇所 発見数	禁止行為の 取締り件数	放置自転車の 撤去件数	放置バイクの 撤去件数
回 478	時間 989:45	km 14,681	件 1	件 1,153	台 171	台 7

10. 道路上工事の調整及び技術的指導

都道には都民生活にとって必要不可欠な上下水道、電気、ガス、電話及び地下鉄等の公益施設が設置されており、当初の新設施工だけでなく、その維持補修を行うための様々な道路上工事が日々行われている。

しかしながら、こうした道路上工事を無秩序・無計画に施工すれば、道路の損傷など維持管理上重大な問題が生じるだけでなく、騒音、振動並びに交通渋滞などにより都民生活に対して重大な影響を及ぼすことになる。

これらの道路上工事（道路工事及び占用工事）を計画的かつ合理的に施工するために、道路管理者、警視庁、占用企業者等で構成する道路工事調整会議を開催（約２ヵ月毎に年６回開催）している。この会議では、道路管理者をはじめとする工事施工者の提出した工事計画書に基づき、時期や期間、工事方法等の調整を図り、工事の可否を決定するとともに道路の無秩序な掘り返しの防止と円滑な交通の確保に努めている。

工事の調整に当たっては、工事の施工方法、道路の原形復旧等の内容について道路保全と交通安全を第一に、①工事の安全性、②企業者に対する公平性、③新材料、新工法の積極的活用などに留意して技術的な調査及び指導を行っている。

道路上工事調整件数（令和４年度年間調整分）

施 工 者 名	主 要 路 線		主 要 外 路 線		合 計	
	件 数	延長 (m)	件 数	延長 (m)	件 数	延長 (m)
第六建設事務所 (道路管理部)	77	26,495	81	32,914	158	59,409
第六建設事務所 (道路建設部)	12	2,080	45	20,634	57	22,714
第六建設事務所 (公園緑地部)	1	1,410	0	0	1	1,410
第六建設事務所 (河川部)	1	10	4	295	5	305
東京都水道局	105	15,866	101	15,942	206	31,808
東京都下水道局	130	35,474	123	33,683	253	69,157
東京都交通局 建設工務部	27	13,393	4	84	31	13,477
NTTグループ	30	7,957	28	9,644	58	17,601
東京電力パワーグリッド（株）	65	17,555	53	14,882	118	32,437
東京ガス（株）	43	5,396	57	5,051	100	10,447
首都高速道路（株）	14	2,899	19	20,470	33	23,369
東京地下鉄（株）	9	847	2	128	11	975
東日本旅客鉄道（株）	15	612	15	670	30	1,282
東京都都市整備局	0	0	9	4,270	9	4,270
その他	10	695	11	1,584	21	2,279
合計	539	130,689	552	160,251	1,091	290,940

令和3年度除外工事受付状況（実績）

（件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
東京都水道局	14	27	22	29	25	18	36	23	32	23	4	19	272
東京都下水道局	12	6	14	11	9	23	14	21	25	8	5	11	159
N T T グループ	10	12	13	14	7	16	5	4	13	13	6	14	127
東京電力パワーグリッド㈱	22	20	21	15	36	19	16	19	26	37	8	29	268
東京ガス㈱	9	19	12	11	16	17	22	10	28	15	10	20	189
その他	3	15	2	12	9	32	14	15	12	34	3	11	162
合 計	70	99	84	92	102	125	107	92	136	130	36	104	1,177
累 計	70	169	253	345	447	572	679	771	907	1,037	1,073	1,177	1,177

※ 除外工事とは道路工事調整会議への付議が省かれる小規模工事

11. 道路維持事業

道路は交通の支障とならないよう、常に良好な状態を保つために日常的な維持、修繕を行う必要がある。そのため、道路巡回パトロールを行い、道路施設の劣化・破損箇所などの早期発見に努め、応急的な補修を行うなど状況により適切に対処している。道路巡回パトロール班については、直営の巡回班を足立西工区に配置、また、委託による民間受託者の巡回班を平成20年度から荒川工区に、平成27年度から文京担当に配置している。

また、単価契約による即時工事及び総価契約による請負工事、業務委託によって、道路施設の維持管理に努めている。その内容は、破損路面の小規模修繕から、雨水枡・側溝・管渠等排水施設の浚渫・清掃、街路灯・ガードパイプ・道路標識・区画線等の交通安全施設の保守修繕、路面清掃、除草、除雪、融雪剤散布（融雪剤は、9箇所の倉庫に保管している。）の作業など多種にわたっている。

管内の主要な幹線道路には、立体交差部（アンダーパス）において雨天時の冠水を防止するための排水場施設や、水道・電気等のライフラインの収容機能を果たす共同溝、交通渋滞を緩和する地下トンネル、地下鉄駅間を結ぶ地下歩道、バリアフリー対策を目的とした昇降設備等の施設が設置されている。これらの機能を維持するため、「排水ポンプ設備」「冠水警報装置」「換気ファン設備」「トンネル等照明設備」「空調換気設備」「非常通報及び警備設備」「受配電制御設備」及び電気事業法に基づく自家用電気工作物（高圧受電設備）等が備えられており、これらの維持管理を行っている。

このほか、自動車交通事故によりガードレール、道路照明、街路樹等の道路施設が損傷を受けた場合は、直ちに現地調査のうえ応急措置をするとともに、原因者側と協議し、原形復旧の方法等について指導し、道路の維持管理に努めている。

道路照明及び防護柵

令和4年4月1日現在

種 別			文京区	台東区	北区	荒川区	足立区		計
							足立東工区	足立西工区	
道 路 照 明 (灯)	道 路 照 明	水 銀 灯	103	145	44	135	151	817	1,395
		ナ ト リ ウ ム 灯	46	107	274	172	128	473	1,200
		蛍 光 灯	0	8	21	15	0	50	94
		C M 灯	1,539	777	1,463	101	859	1,409	6,148
		L E D 灯	401	304	227	600	180	148	1,860
		計	2,089	1,341	2,029	1,023	1,318	2,897	10,697
	橋 梁 灯	水 銀 灯	36	272	219	35	57	186	805
		ナ ト リ ウ ム 灯	0	0	79	64	0	86	229
		蛍 光 灯	0	0	47	10	19	514	590
		C M 灯	0	0	12	31	86	24	153
		L E D 灯	5	27	59	24	26	5	146
		計	41	299	416	164	188	815	1,923
	ト ン ネ ル 等	水 銀 灯	0	0	0	0	0	0	0
		ナ ト リ ウ ム 灯	0	0	256	212	0	149	617
		蛍 光 灯	0	647	0	24	0	0	671
		C M 灯	0	62	0	0	0	0	62
		L E D 灯	0	0	0	84	0	0	84
		計	0	709	256	320	0	149	1,434
	合 計		2,130	2,349	2,701	1,507	1,506	3,861	14,054
							5,367		
	防 護 柵(km)		33.6	27.0	40.2	28.0	29.2	75.0	233.0
							104.2		

※ CM 灯：セラミックメタルハライドランプ

12. 道路補修事業

道路の補修は、路面を常に良好な状態に保つことにより、沿道環境の保全をはじめ、交通の安全や車両の快適な走行を保つことを目的としている。

大型車両や超重量車両の通行による騒音対策やヒートアイランド対策などの沿道環境に配慮した補修を進めている。

(1) 沿道環境に配慮した路面の高機能化

①低騒音舗装の推進

近年、沿道の住民から振動や騒音対策についての要望が増加している。そのため、舗装の破損状況、程度に応じた工法を選択し補修を行うことにより、きめ細かく路面の平坦性を確保し、振動騒音の低減を図っている。また、特に交通騒音が夜間環境基準を超える地域については、低騒音舗装を実施するなどして、道路交通騒音の低減に努めている。

②遮熱性舗装の推進

道路におけるヒートアイランド対策としての環境対策型の遮熱性舗装は、センター・コア・エリアを中心とした重点エリアにおいて、平成21年度から文京区管内で実施しており、平成24年度からは、台東区・荒川区管内でも事業を進めている。

※遮熱性舗装：太陽光に含まれる赤外線を反射する特殊な材料を路面に塗布した舗装で、赤外線の吸収による蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制する。

(2) 歩道の舗装

歩道の舗装は、歩行者にとって、平坦で快適な歩行空間を供するものであるが、近年更に多様な機能が求められるようになった。

例えば、総合治水対策の一環として、雨水を地下に浸透させ下水道施設の負担軽減、街路樹等植物の育成環境の向上を図ること等を目的とした透水性舗装、沿道の環境や景観に配慮したカラー舗装等を補修時期に合わせて実施している。

また「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき「やさしいまち東京」を実現するために、補修時期に合せて歩行帯となる歩道と車道の段差を改善するなど積極的に実施している。

(3) 施設の健全性の確保

道路施設の健全性を確保するため、5年ごとの施設健全度調査に基づき、擁壁等の構造物の維持補修及び改修を行っている。また、共同溝設備、地下歩道及び昇降設備等の施設は、定期的な保守点検を行っている。

13. 橋梁維持事業

橋梁の経年による損傷（老朽化）及び通行する車両の増加と重量化による耐荷力の低下等に対して、その機能と安全を確保するため、日常的に維持、修繕を行っている。その内容は、伸縮装置、高欄・床版等の軽微な損傷箇所の修繕、杓座・橋台・橋脚の補修、鋼橋の塗替塗装、橋面の舗装補修及び排水管の浚渫等、橋梁構造の維持管理である。

令和4年度は、豊島二丁目歩道橋外7橋の歩道橋修繕（塗装塗替）、浮間橋外3橋の橋面舗装等を実施する予定である。

管理橋梁

令和4年4月1日現在

区 別 区 分	北 区	荒川区	文京区	台東区	足立区		計
					足立東工区	足立西工区	
一般橋梁 (橋)	16	9	2	7	9	9	52
					18		
歩 道 橋 (橋)	26	5	9	3	13	20	76
					33		

14. 橋梁補修事業

(1) 橋梁の長寿命化

平成 21 年 3 月に策定した「橋梁の管理に関する中長期計画」に基づき、予防保全型管理を進める施策の一つである橋梁の長寿命化を計画的に推進している。

橋梁の長寿命化は、既設橋梁の安全性、使用性、耐久性を最新の技術により確保し、橋梁の延命化を図るものである。

当所管内では、関東大震災復興事業として架設された蔵前橋・吾妻橋などの著名橋や高度経済成長期に架設された江北橋など 26 橋の長寿命化事業を推進することとしている。

令和 4 年度は、荒川に架かる堀切橋や江北橋及び大谷田陸橋など、11 橋の事業を推進する予定である。

令和 4 年度工事予定箇所

橋 名	路線名又は通称道路名	桁 下	橋 長	架設年次 (経過年次)	今年度の工事予定
大谷田陸橋	環七通り	主 3 0 7	257m	S47 (50 年)	支承取り替え等
江北橋	江北橋通り	荒川	551m	S42 (55 年)	塗替塗装等
堀切橋	川の手通り	荒川、綾瀬川	874m	S42 (55 年)	ゲルバー部補強等
新荒川大橋	北本通り	新河岸川、荒川	792m	S41 (56 年)	検査路設置等
扇大橋	尾久橋通り	荒川	642m	S54 (43 年)	伸縮装置取り替え等
熊野前陸橋	尾久橋通り	都電荒川線他	537m	S53 (44 年)	塗替塗装等
尾久橋	尾久橋通り	隅田川	306m	S54 (43 年)	下部補強
両大師橋	特 4 5 2	JR 東日本	251m	S46 (51 年)	下部補強
江北陸橋	環七通り	尾久橋通り	198m	S49 (48 年)	塗替塗装等
五兵衛新橋	江北橋通り	綾瀬川	220m	S59 (36 年)	下部補強
新神谷橋	環七通り	隅田川	203m	S42 (55 年)	支承取り替え等

(2) 橋梁の耐震補強

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災により橋梁、高架道路等の都市施設に甚大な被害が生じ、地震発生時の避難、救助、消防活動等に支障をきたした。これらの教訓を踏まえ、震災時の輸送・避難ルートを確保するため、緊急輸送道路等防災上重要な位置づけにある橋梁から、計画的に耐震対策を進めている。

当所管内では、地域防災計画に位置づけられた第一次交通規制路線（環七通り、尾久橋通り、蔵前橋通り等）及び第二次交通規制路線（明治通り、言問通り、尾竹橋通り等）に架かる 24 橋を優先的に整備し、平成 22 年度に完了した。

平成 24 年度から緊急輸送道路の第三次路線などに架かる 5 橋（南大橋、新田端大橋、浮間橋、飯塚橋、小台橋）の耐震化に着手し、平成 27 年度に完了した。

六建管内緊急輸送道路等路線図

緊急道路等(凡例)

項目	凡例
緊急輸送道路(第一次)【指定区間国道】	黒線
緊急輸送道路(第一次)	紫線
緊急輸送道路(第二次)	緑線
緊急輸送道路(第三次)	オレンジ線



(3) 隅田川中流部著名橋の景観照明・塗装塗替え

白鬚橋、吾妻橋、駒形橋、厩橋、蔵前橋は、関東大震災復興事業として架橋され、東京都歴史的建造物に指定されており、都民にも親しまれ、重要な景観資源である。

これらの5橋は、東京オリンピック・パラリンピックに向けてライトアップ設備の設置及び地域の景観に合わせた色彩を検討したうえで塗装塗替えを実施してきた。全ての橋で平成31年度までに工事が完了し、令和2年度までにライトアップの点灯を開始した。

今後も引続き一建管理の5橋と合わせ全10橋で、夜の隅田川の賑わいを創出していく。

(4) 耐荷対策

道路構造令の一部改正(平成5年)に伴い、設計自動車荷重が20tから25tに変更され、これに対応すべき補強対象既設橋梁の選定が行われた。

当所管内では、大型車の交通量、物流拠点の配置等から主318号(環七通り)、国道122号(北本通り)に架かる5橋(新神谷橋・鹿浜橋・新荒川大橋・西新井陸橋・江北橋)が選定され、平成22年度に全て対策が完了した。

(5) 横断歩道橋撤去

東京都が管理している横断歩道橋の大部分は、昭和 40 年代に整備され、これまで交通安全に大きく貢献してきたが、なかにはほとんど利用されなくなった歩道橋も存在している。

こうしたことから、①利用者が著しく少ない②通学路に指定されていない③近傍に横断歩道が設置されているという条件を満たす歩道橋で、交通管理者、区、町会などとの合意が得られた場合に撤去を行っている。直近では、令和元年度に汨橋歩道橋、令和 2 年度に目白台橋歩道橋の撤去工事を行った。

(6) 一般補修

一般的な補修事業として、豊島橋外 2 橋の塗替塗装、後樂園北歩道橋外 2 橋の橋脚補修を実施予定である。

15. 道路緑化事業

(1) 道路緑化の推進

環境保全、交通の安全確保、都市景観や防災機能の向上を図るため、既存の植生の保全や新たな植栽により、その地域に適した道路緑化を推進している。

(2) 街路樹の良好な維持管理（質の向上）

道路の緑には、人にうるおいと安らぎを与えるほか、都市環境の改善、美しい都市景観の創出、安全で円滑交通への寄与、災害時の火災などから都民を守る防災機能など、様々な役割がある。

六建管内では、防災上重要な環状七号線（環七通り）を含めた 8 路線の大径木（幹回り 90cm 以上）を対象として街路樹防災診断を実施し、震災時の通行を妨げないように、倒木の恐れがある街路樹の更新を行い、平成 30 年度において、予定路線の防災診断をすべて完了した。今後は、日常点検、管理業務等により管内路線の元気の無い街路樹や倒木の恐れがある街路樹の樹勢回復や更新を実施していく。

また、これまで整備した街路樹については、その成育段階に合わせたきめ細やかな維持管理を行い、街路樹の健全な育成を行っていく。

(3) 街路樹、緑地帯の維持管理

美観に優れ、緑陰効果のある豊かな緑や花を継続的に確保し、道路を潤いのある安全で快適な空間とするため、街路樹の保護・育成、欠樹の補植、夏期及び冬期せん定、歩道・中央分離帯等の緑地の害虫防除や除草・清掃、花壇の花の植付けを実施している。

街路樹、歩道植樹帯、緑地の現状

平成 28 年 4 月 1 日現在

種 別 区 別		街路樹高木 (本)	街路樹中木 (本)	歩道植樹帯 (㎡)	中央帯等緑地 (㎡)
北	区	4,903	4,220	19,876	9,168
荒	川 区	1,656	951	8,257	2,097
文	京 区	2,988	1,654	13,454	16,811
台	東 区	1,840	322	5,412	3,864
足立区	足立東工区	2,726	3,162	15,690	5,951
	足立西工区	4,708	6,571	38,317	27,060
	計	7,434	9,733	54,007	33,011
合 計		18,821	16,880	101,006	64,951

16. 交通安全施設事業

(1) 交通安全対策の推進

交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため都は、「東京都交通安全計画」を作成し、交通事故による死者数の減少などに努めてきた。

この結果、都内において令和元年度に年間の交通事故死者数は、戦後最少の 133 人と減少したが、令和 2 年は 155 人に増加、令和 3 年度は再び 133 人に減少しているものの、交通事故は依然として都民の安全安心を脅かしている。

都は、こうした状況に対処するため、「第 11 次東京都交通安全計画（R3～7 の 5 ヶ年）」を策定し交通安全施設等の整備を進めている。

(補修課所管事業)

- ① 防護柵(東京都型ガードパイプ等)の整備
- ② 道路標識(案内標識、視線誘導標及び区画線)の整備
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- ④ 道路照明の整備
- ⑤ すべり止め舗装(車道改良)
- ⑥ 無電柱化事業(現道区域内の箇所)
- ⑦ バリアフリー事業
- ⑧ 自転車走行空間整備事業
- ⑨ 歩道改善事業

(2) 無電柱化の推進

「東京都無電柱化推進計画(改定)～電柱のない安全・安心な東京へ～」に基づき、整備対象である計画幅員で完成した歩道幅員 2.5m 以上の都道について、防災上の位置付けやエリアにより区分した対象路線ごとに目標を定め整備を推進する。

第一次緊急輸送道路は令和 6 年度までに整備対象の 50%完了、令和 17 年度までに整備対象全線完了を目指す。

環状七号線の内側エリアは令和 9 年度までに整備対象全線で事業着手、令和 17 年度までに整備対象全線完了を目指す。

なお、実施にあたっては、事務所施行による電線共同溝整備に加え、電線管理者（東京電力、NTT等）が所有する既存ストック（電線管理者人孔等）の活用や、（公財）東京都道路整備保全公社への委託による電線共同溝整備の推進を図っている。

令和4年度の整備箇所（支障移設、引込管及び連系管を含む。）

路線名又は通称道路名	整備箇所	道路延長 (m)	施行区分
北本通り	北区神谷三丁目～志茂五丁目	1,710	東京電力
足立越谷線	足立区西保木間三丁目～保木間五丁目	280	保全公社
尾久橋通り	足立区舎人三丁目～舎人四丁目	100	事務所
江北橋通り	足立区扇二丁目	600	保全公社
王子千住夢の島線	荒川区西尾久三丁目～荒川六丁目	1,930	事務所
王子金町市川線	北区王子一丁目～豊島二丁目	340	事務所
尾竹橋通り	荒川区東日暮里六丁目～荒川三丁目	420	保全公社
	荒川区荒川五丁目～荒川七丁目	310	事務所
環七通り	北区西が丘三丁目～中十条四丁目	1,110	保全公社
	北区神谷三丁目～神谷一丁目	240	保全公社
	足立区新田一丁目～新田二丁目	640	NTT
	足立区鹿浜二丁目～鹿浜一丁目	850	保全公社
	足立区鹿浜四丁目～江北五丁目	1,260	保全公社
	足立区西新井七丁目～西新井本町一丁目	800	東京電力
	足立区西新井一丁目～西新井栄町二丁目	840	事務所
	足立区栗原一丁目～梅島三丁目	200	東京電力
	足立区平野一丁目～中央本町五丁目	700	保全公社
	足立区一ツ家三丁目～青井五丁目	1,180	保全公社
	足立区加平一丁目～谷中四丁目	460	保全公社
	足立区谷中四丁目～中川四丁目	1,340	保全公社
	足立区中川五丁目～中川四丁目	220	事務所
言問通り	台東区根岸二丁目～下谷一丁目	460	事務所
不忍通り	文京区音羽二丁目～目白台二丁目	210	事務所
	台東区池之端二丁目	380	保全公社
常盤台赤羽線	北区桐ヶ丘一丁目～赤羽台二丁目	330	保全公社
赤羽西台線	北区赤羽北二丁目～浮間二丁目	1,500	東京電力
本郷赤羽線	北区上十条三丁目～上十条四丁目	600	事務所
	北区赤羽西六丁目～赤羽西五丁目	540	事務所
白山小台線	北区東田端二丁目～田端新町一丁目	900	事務所

(3) 自転車走行空間整備事業の推進

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を創出するため、平成24年度及び令和3年度に策定された「東京都自転車走行空間整備推進計画」等に基づき、自転車走行空間の整備を進めている。この取組に加え、国道・都道・区市町村道等の区別なく、自転車が走行しやすい空間を連続させ、より安全に回遊できるよう、ネットワーク化した自転車推奨ルートを設定し、さらなる整備を行ってきた。

現在、推奨ルートの整備は全て完了し、引き続き優先整備区間である台東川口線（尾久橋通り）や本郷赤羽線等の整備を進める。

また、既整備区間（国や関係区含む）や無電柱化事業などと連携し、自転車走行空間の連続性や回遊性などを視野に入れ、事業実施に向けた検討を進めていく。

優先整備区間

路線名（通称名）	整備箇所	道路延長(m)
台東川口線（尾久橋通り）	荒川区西日暮里5～東尾久3	1,800
白山祝田田町線（白山通り）	文京区白山1～小石川1	800
王子千住夢の島線（明治通り）	荒川区東尾久1～荒川3	1,610
王子千住夢の島線	荒川区東尾久6～荒川6	1,210
上野尾竹橋線（尾竹橋通り）	台東区根岸2～荒川区荒川7	2,240
言問大谷田線	台東区橋場2～浅草7	1,600
御徒町小岩線（蔵前橋通り）	台東区台東2～台東1、鳥越2～蔵前1	650
環状三号線（言問通り）	台東区根岸3～花川戸2	2,360
牛込小石川線	文京区後楽2	330
秋葉原雑司ヶ谷線（不忍通り）	台東区池之端1～池之端2	765
神田白山線	文京区湯島3～上野2	625
本郷亀戸線（春日通り）	台東区東上野1～蔵前4	1,250
本郷赤羽線	北区上十条3～上十条4、西が丘3～赤羽西5	1,560
駒込宮地線（道灌山通り）	荒川区西日暮里5～西日暮里1	850
吾妻橋伊興町線（尾竹橋通り）	足立区栗原3～東伊興3	2,600

第7 河川の管理と維持

第六建設事務所が管理している河川は、利根川水系の綾瀬川、毛長川及び荒川水系の隅田川、新河岸川並びに公有土地水面としての千川上水である。このほか管内には、国土交通省が管理している荒川、中川、また、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、特別区が管理している神田川、石神井川、旧綾瀬川、新芝川、伝右川及び垢川がある。

綾瀬川は足立区花畑で毛長川及び伝右川を合わせ、葛飾区堀切で荒川に沿って中川に合流、東京湾に注いでいる。

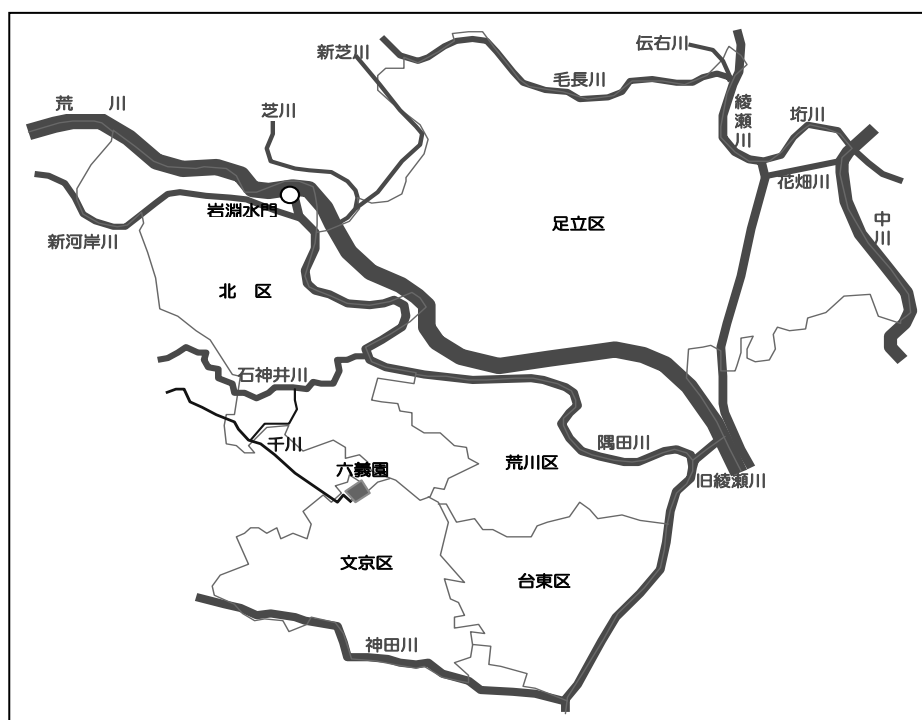
毛長川は埼玉県との都県境を流れており、かつては農業用水路として拡幅整備した堀を、昭和48年に一級河川として指定したもので、沿川の市街化の進展による流出量の増大等により、溢水、氾濫の危険があるため改修工事を進めている。

隅田川は北区志茂の岩淵水門で荒川から分流して新河岸川、石神井川等の支川を合わせて東京湾に注いでいる。

荒川区から上流の隅田川や新河岸川の両岸は、かつて鉄鋼、石油等の大規模工場が立ち並び、第2次産業群の原料、製品の搬出入の運送航路として河川は交通の要であったが、産業構造の変遷に伴い、これらの工場等が撤退し、その跡地は高層マンションや大規模団地として開発が進み、その姿は様変わりしつつある。

特に浮間地区、岩淵地区、神谷地区、豊島地区、新田地区、尾久地区、宮城地区、小台地区、町屋地区、千住地区及び白鬚西地区では、再開発事業と合わせ、沿川地域と河川の調和を図りつつ災害に強く、都民が水辺に親しめるスーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備が進んでいる。

管内の河川の状況



1. 河川管理事務

河川管理の目的は、洪水、高潮等による災害の発生を防止（治水）し、水道や発電等のための流水の利用、河川区域内の土地の利用及び舟運等の河川の適正な利用（利水）を図り、流水の正常な機能を維持し、河川環境の整備と保全（環境）がされるよう総合的に管理することである。

このため、河川管理施設を適正に管理するとともに、河川区域における占使用許可並びに河川保全区域における工事の指導、許可等を行っている。

令和3年度流水敷地占用料等調定額一覧

河川名等	件数	調定額（円）
隅田川	60	88,423,655
新河岸川	33	20,779,908
綾瀬川	18	23,083,452
毛長川	21	10,092,025
公有土地水面 （千川上水）	4	3,516,005
合計	136	145,895,045

2. 急傾斜地の崩壊防止施設の管理事務

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、傾斜度が30度・高さが5m以上の土地（がけ地）について、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、危険区域の安全管理のため、擁壁、排水施設等の崩壊防止施設の工事を行い、指定区域内での工事の承認等、その管理を行っている。

北区赤羽西二丁目のがけ地を昭和57年に指定したのを始め、平成3年までに順次4箇所を指定した。現在、北区内で5箇所、合計15,790㎡の区域を指定している。

3. 土砂災害警戒区域の指定

都内では15,493箇所（うち13,625箇所の特別警戒区域）が指定されている。

当所管内では、北区で95箇所の警戒区域（うち71箇所の特別警戒区域）、文京区で106箇所の警戒区域（うち64箇所の特別警戒区域）、荒川区で7箇所の警戒区域（うち6箇所の特別警戒区域）、台東区で2箇所の警戒区域（うち1箇所の特別警戒区域）が指定されている。

4. 河川監察事務

河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持を図るとともに、河川事故防止のため、河川工事及び占用工事等の監察、不法占用等の取り締まり、指導及び転落防止柵等の安全点検等をパトロール艇及びパトロール車等で行っている。

令和3年度 河川監察実績

河 川 別	監察回数	指摘件数	備 考
新 河 岸 川	18	25	指摘件数290件は 現地において口頭 または警告書によ る改善指導を実施 したもの。
隅 田 川	210	251	
綾 瀬 川	8	9	
毛 長 川	17	5	
計	253	290	

5. テラス利用の適正化

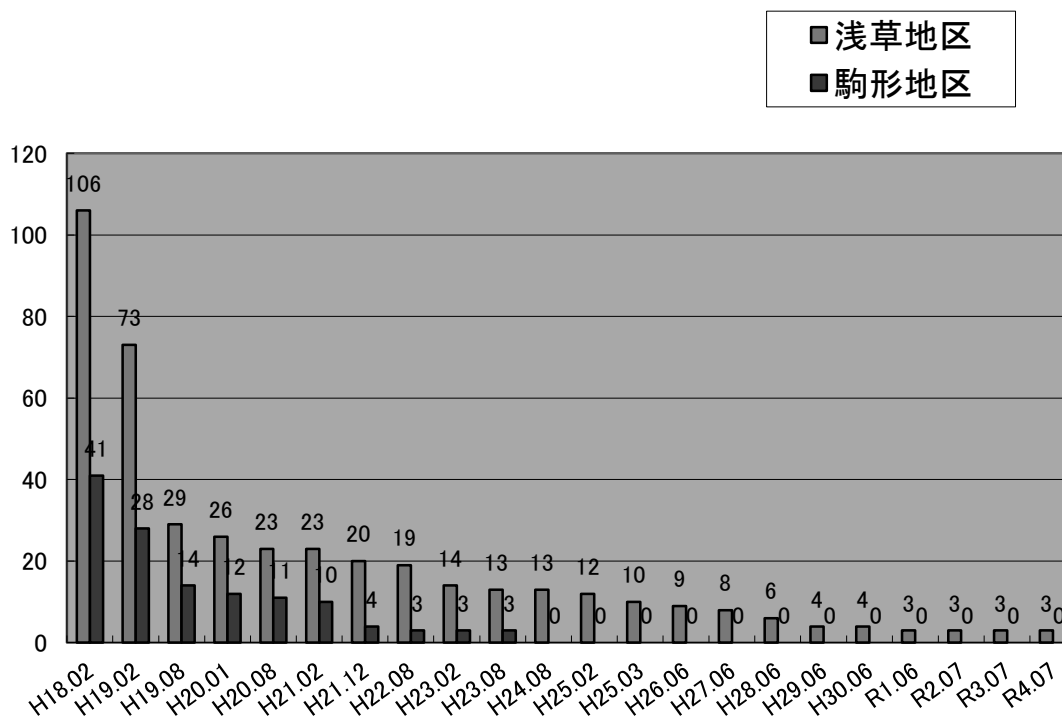
白鬚橋～神田川合流点間の隅田川テラスは、護岸の耐震化事業が早期に整備され、住民、観光客などに利用されているが、平成5年頃から路上生活者の仮設テント等による施設の不法占拠が目立つようになった。

平成17年度にはその数は、台東区内では147個を数えたが、平成14年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」等に基づき、平成17年度から実施された生活保護、住居あっせんなどの福祉施策と連携した自立支援事業により、令和4年7月現在3箇所まで減少した。

当所では、路上生活者の自立・移転を指導するとともに、テラスの環境を維持するため、概ね月1回特別清掃を実施している。また、建設局河川部と連携し、24時間巡回警備による新規流入の防止に努めている。

また、水辺の賑わい事業の一環として、台東区今戸1丁目（桜橋上流部）地先に「隅田川テラスギャラリー」を設置している。

仮設テント数の推移



6. 河川維持事業

当所が管理している新河岸川、隅田川、綾瀬川、毛長川の河川及び河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設を適正な状態に保つための堤防・護岸、転落防止柵等の維持・補修工事、沈船及び放置物件の処理等を行う維持工事、また、神田川江戸川橋分水路、神田川水道橋分水路、神田川お茶の水分水路及び石神井川飛鳥山分水路の維持・補修工事等を施工している。

また、埼玉県との境を流れる毛長川、綾瀬川では、油類の流出がたびたびあり、オイルフェンス、オイルマット等により油膜等を吸着させて、除去している。

7. 水防態勢及び活動

当所は、気象等の状況によって洪水、高潮または津波等による災害発生の恐れのあるときは、直ちに事態に即応した態勢（連絡態勢、警戒配備態勢、第1～第4非常配備態勢）を執っている。

この水防態勢により管内水防管理団体及び関係機関との情報連絡をはじめ、水防作業の技術的支援や指導を行うと共に、管内の公共土木施設、所管工事現場等の警戒巡視、被害状況調査及び資料収集を行い、東京都水防本部への報告や関係機関等に情報を提供する役割を担っている。

警戒巡視等においては、当所に配備した防災無線を有効に活用するなど、適切かつ迅速な情報伝達に万全を期している。

なお、水防管理団体の水防活動を効果的に援助・協力できるように、管内に8箇所の水防倉庫を設置し、土のう袋等の資器材を備蓄している。

また、河川からの溢水や内水氾濫に対応できるよう移動式排水ポンプ車を配備しており、定期的に職員による操作訓練を実施する等、出動に万全を期している。

第 8 道路事業

道路は、災害時の避難路や円滑な交通を確保し、また電気、ガス、上下水道などのライフラインを収容するなど、都民生活を支える社会基盤として重要かつ多様な役割を担っている。

第六建設事務所では、都市計画道路を中心に整備を進めているが、その整備は必ずしも十分な状況になく、地域住民からは、防災性、安全性、利便性の向上、環境の改善、地域の活性化などに大きな効果のある都市計画道路の早期整備が期待されている。

特に、延焼遮断機能や避難路の確保など、防災上の効果が高い都市計画道路については、「特定整備路線」として令和 7 年度（2025 年度）までの整備を目指している。

1. 街路整備事業

（1）放射第 8 号線（湯島天神下）

本路線は、都心部と埼玉県を結ぶ主要な幹線道路としての役割を担っており、台東区上野五丁目から練馬区旭町三丁目に至る延長 16.7 km の幹線街路として都市計画決定されている。このうち、文京区湯島三丁目の湯島天神下交差点から西側 50m を事業中である。

本区間の整備で、交差点付近に左折専用レーンを設けることにより、交通混雑の緩和、歩行者の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可 平成 18 年 6 月 30 日

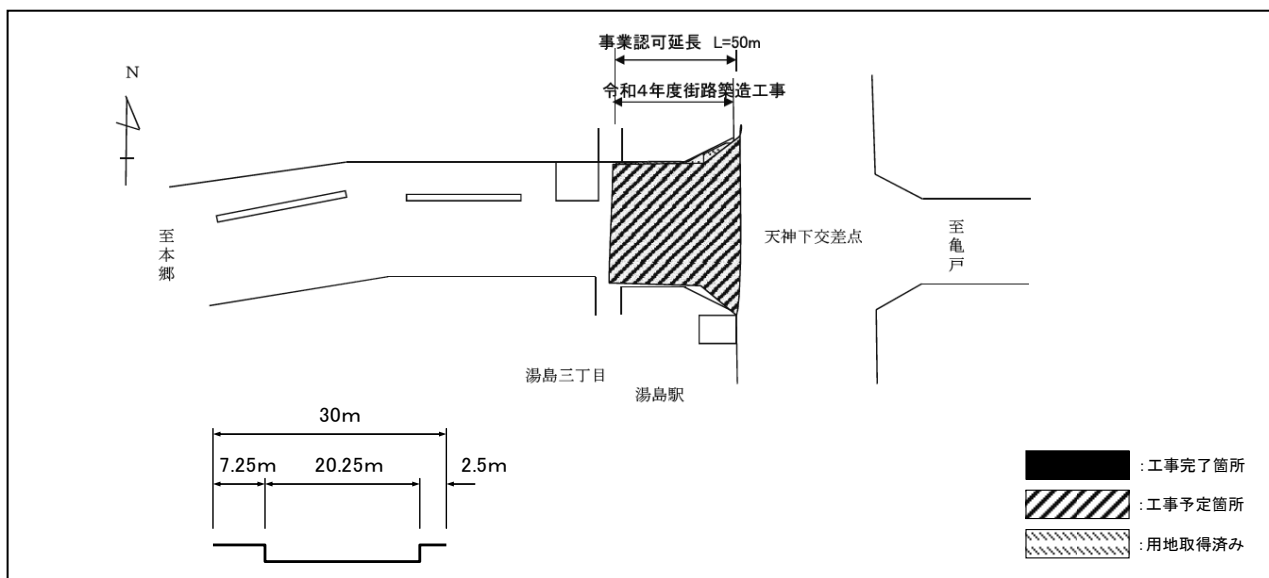
事業区間 文京区湯島三丁目

延長 50m 計画幅員 30m（現況幅員 約 22m）

事業進捗率 約 93%（用地 約 99%、工事 約 31%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 街路築造工事等を進める。



(2) 放射第10号線（岩淵）

本路線は、都心部と埼玉県を結ぶ主要な幹線道路としての役割を担っており、千代田区大手町一丁目から北区岩淵町に至る延長 13.5 km の幹線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽二丁目から同区岩淵町までの延長 430m を事業中である。

この整備により交通混雑の緩和、歩行者の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可 昭和 62 年 6 月 23 日

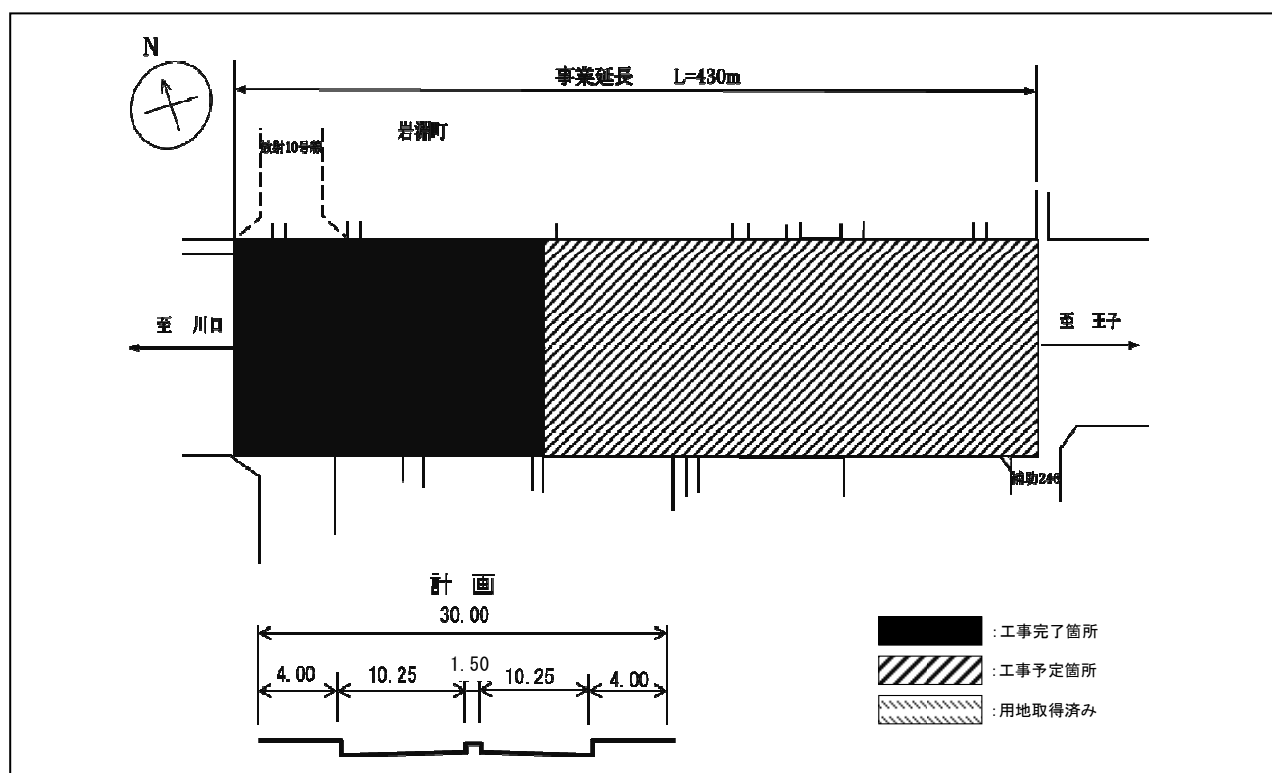
事業区間 北区赤羽二丁目～同区岩淵町（補 89～補 246）

延長 430m 計画幅員 30m（現況幅員 約 25m）

事業進捗率 約 96%（用地 100% 工事 約 86%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 街路築造工事を行う。



(3) 環状第4号線（目白台）

本路線は、港区高輪三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長 28.8 kmの幹線街路として都市計画決定されている。このうち、新宿区西早稲田三丁目から文京区目白台二丁目までの延長 775mを事業中である。

本区間は、高低差の大きい地形であり、トンネル部、掘割部、橋梁部の連続した構造となる。この整備により、交通の円滑化が図られるとともに、延焼遮断機能、緊急車両の通行路及び避難路の確保など防災性の向上及び歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

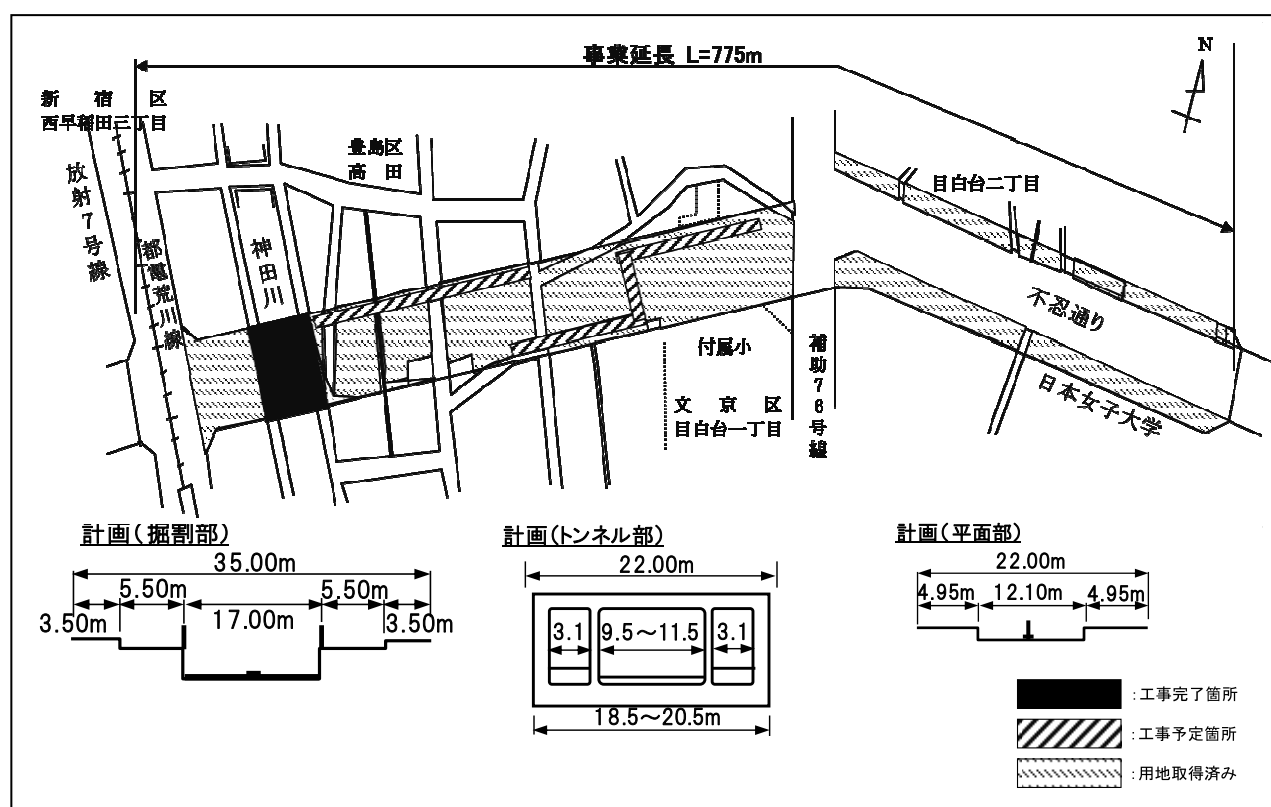
事業認可 平成 13 年 5 月 31 日

延長 775m計画幅員 22、35m（現況現道なし）

事業進捗率 約 63%（用地 約 98% 工事 約 16%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進するとともに、排水管設置工事、支障移設工事を行う。



(4) 環狀第4号線 (本駒込)

本路線は、港区高輪三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長 28.8 kmの幹線街路として都市計画決定されている。このうち、文京区本駒込二丁目から同区本駒込六丁目までの延長 600mを事業中である。

事業区間内の現道は、幅員約 16m の 4 車線道路であり、歩道幅員が約 1.7m と非常に狭い。

この整備により、計画幅員 25mに拡幅し、車道に停車帯や自転車走行空間を設けることで走行性や安全性を向上させるとともに、歩道幅員を 3 mに拡幅することで歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可 平成26年8月13日

事業区間 文京区本駒込二丁目～同区本駒込六丁目(放9～放10)

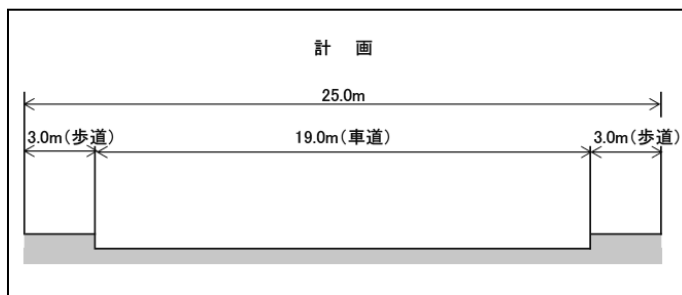
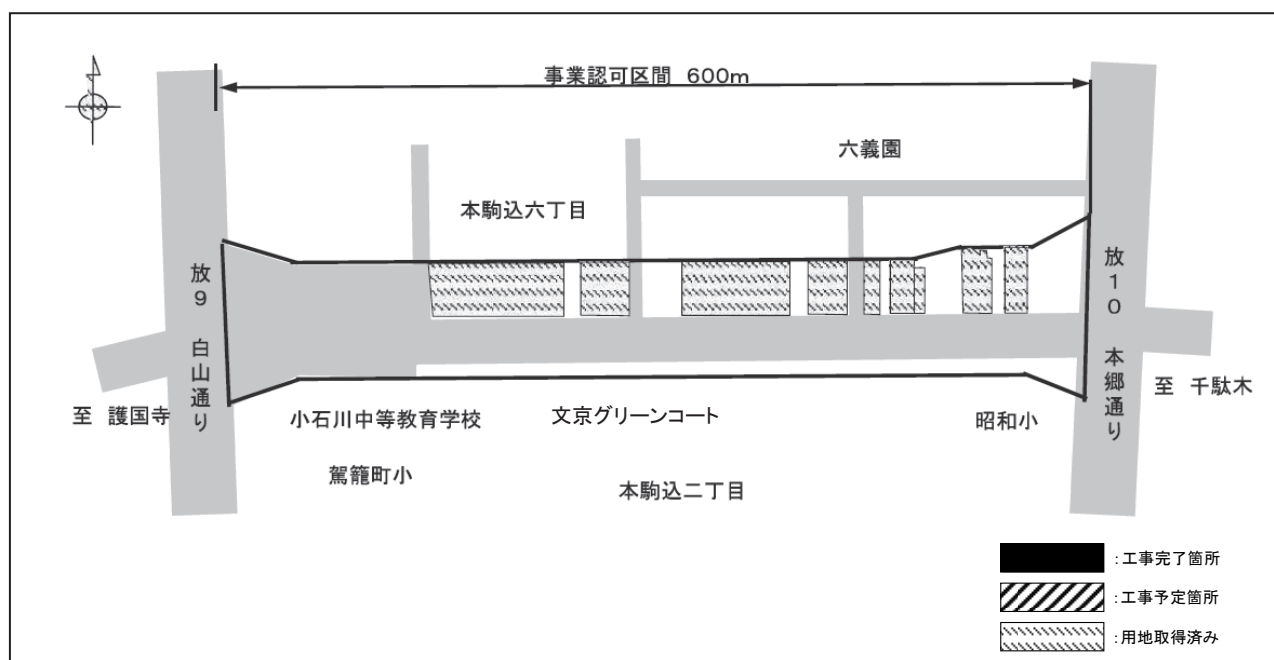
延長 600m 計画幅員 25m (現況幅員 約 16m)

事業進捗率 約 77% (用地 約 66% 工事 2%)

(令和4年4月1日現在)

本年度事業 用地取得を推進する。

(用地取得は、公益財団法人東京都道路整備保全公社が実施。)



(5) 環状第4号線（荒川）

本路線は、港区高輪三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長 28.8 kmの幹線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区荒川一丁目から同区南千住一丁目までの延長 380mを事業中である。

本事業は、幅員約 23mの道路を 30mに拡幅整備するもので、両側に自転車走行空間や歩道を整備する。あわせて電線類の地中化や街路樹の植栽を行う。

この整備により、交通の円滑化が図られるとともに、歩行者や自転車の安全性、快適性が向上する。また、緊急輸送道路や避難路としての機能が強化され、防災性の向上に寄与する。

事業認可 平成 28 年 2 月 22 日

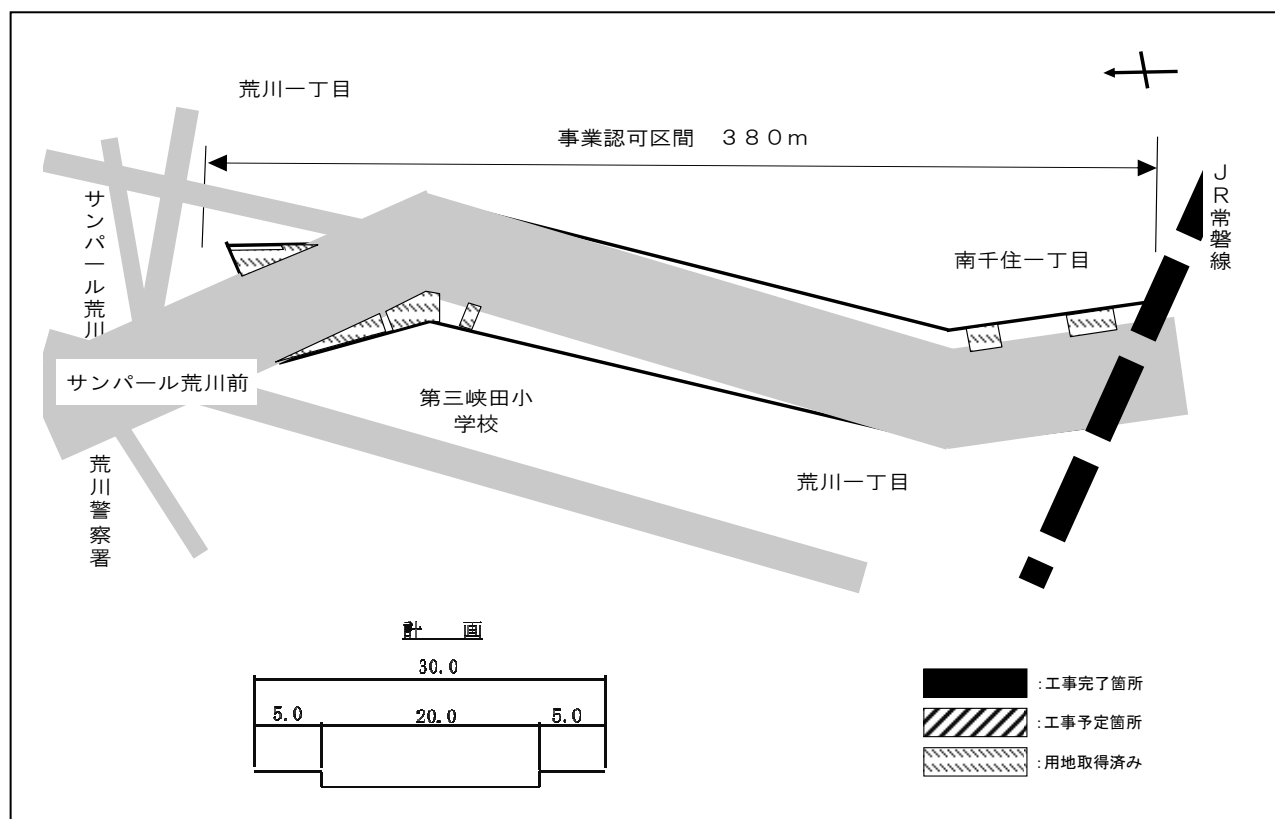
事業区間 荒川区荒川一丁目～同区南千住一丁目

延長 380m 計画幅員 30m（現況幅員 約 23m）

事業進捗率 約 67%（用地 約 54% 工事 0%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進する。



(6) 環状第5の2号線（王子）

本路線は、北区王子二丁目から荒川区荒川五丁目に至る延長 4.3 kmの幹線街路として都市計画決定されている。このうち、北区王子一丁目から同区堀船二丁目までの延長 350mは、都市高速道路王子線の関連街路として、首都高速道路株式会社に委託し整備を行った。

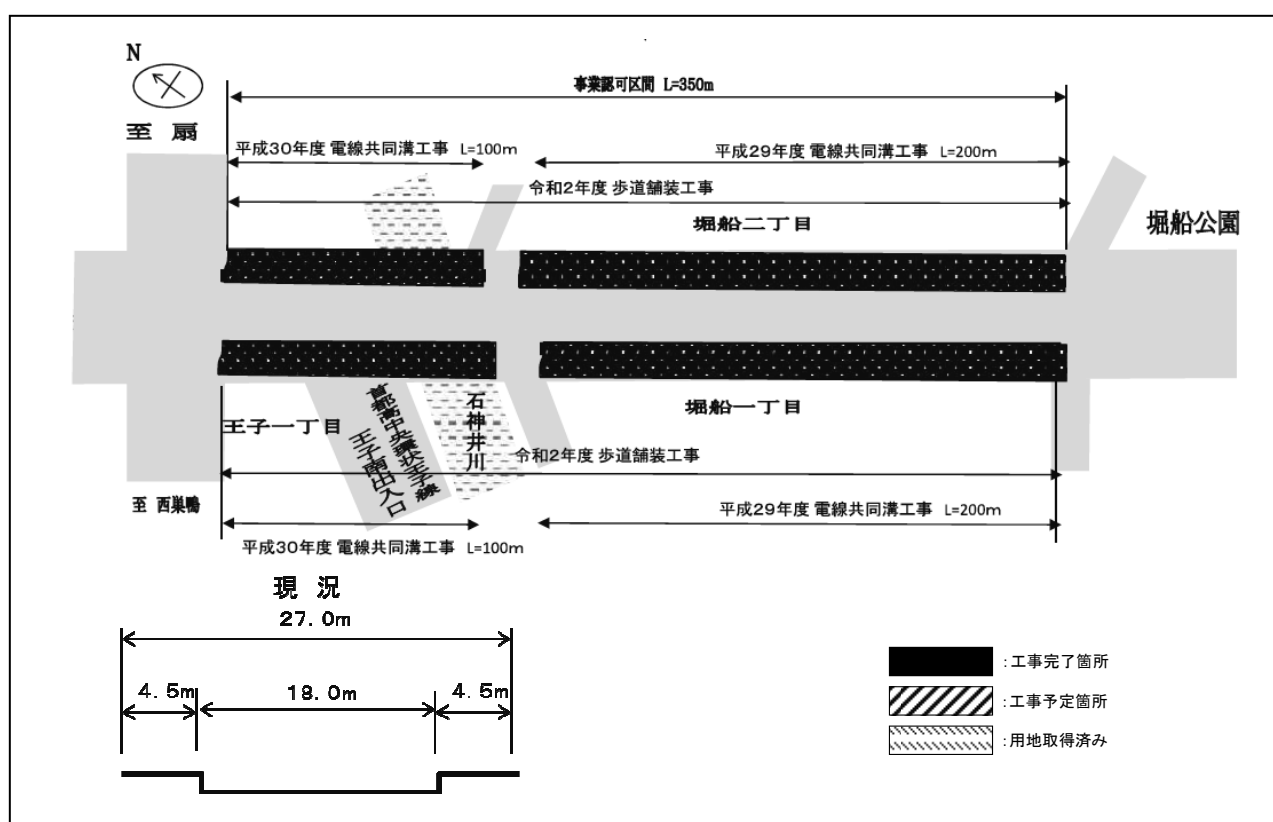
引き続き、東京都が電線共同溝の整備を進めている。

事業認可 昭和 61 年 11 月 14 日

事業区間 北区王子一丁目～同区堀船二丁目

延長 350m 計画幅員 27m

本年度事業 部分的な舗装工事を実施。



(7) 補助第73号線（赤羽西）

本路線は、新宿区西新宿七丁目から北区赤羽台三丁目に至る延長 10.8 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽西一丁目から同区東十条六丁目までの延長 730m（補73：640m、補83：90m）を事業中である。

当該区間は、赤羽駅西口広場からJR京浜東北線と並行し、埼京線高架橋付近から補助第73号線と分岐して補助83号線で環七通りに接続する。

この整備により歩行者等の安全性、地域の利便性の向上、地域の活性化などの効果が期待されている。

事業認可 平成14年2月25日

事業区間 北区赤羽西一丁目～東十条六丁目

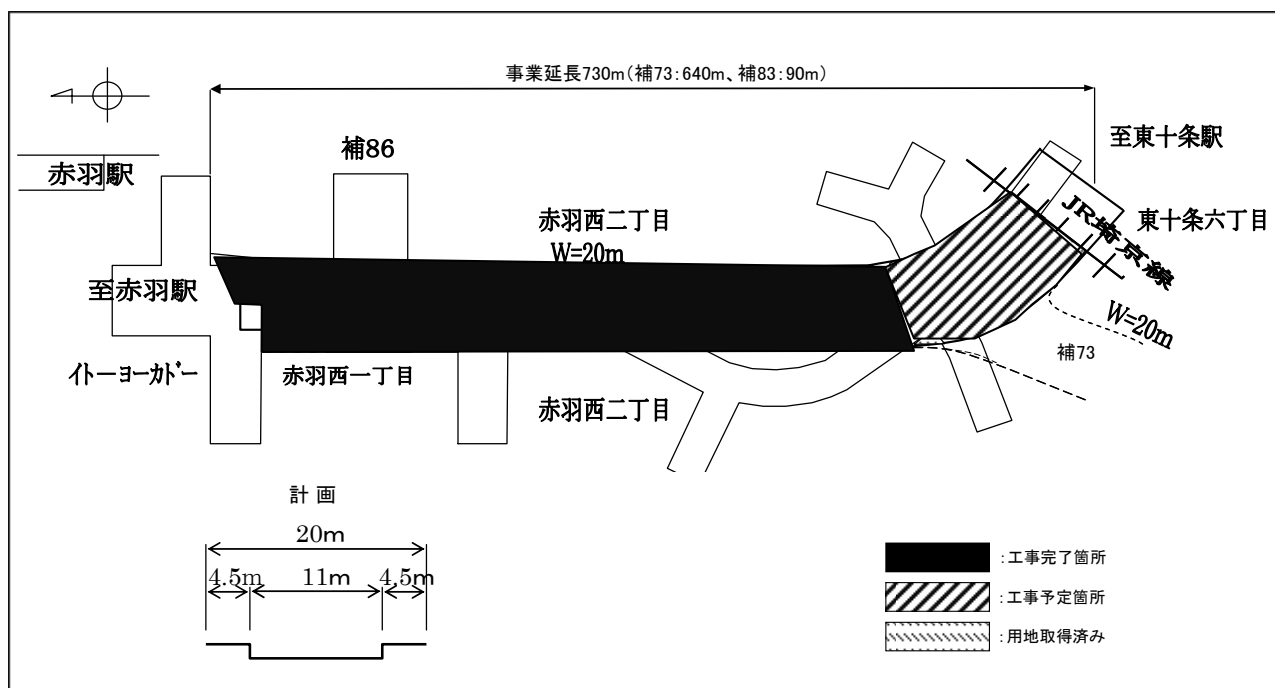
延長 730m 計画幅員 20m

（現況幅員 約7m）

事業進捗率 約96%（用地 約99% 工事 約77%）

（令和4年4月1日現在）

本年度事業 用地取得を進めるとともに、街路築造工事等を行う。



(8) 補助第 85 号線 (赤羽台)

本路線は、北区豊島二丁目から同区赤羽三丁目に至る延長 6 km の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽台三丁目から同区赤羽三丁目までの延長 380 m を事業中である。

当該区間は、赤羽駅北側で J R 線の高架下を横断し、環八通りと赤羽台方面を結ぶ計画道路である。

平成 8 年度に環八通り～補 73 までの区間について事業認可を取得したが、交差点の集約化や線形を改善するため、平成 15 年 8 月に都市計画変更を行い、平成 16 年度には事業認可の変更を行っている。

この整備により赤羽駅周辺地域の交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可 平成 9 年 3 月 6 日

平成 16 年 12 月 28 日

(区間延伸変更)

事業区間 北区赤羽台三丁目～同区赤羽三丁目

(環 8 ～補 73)

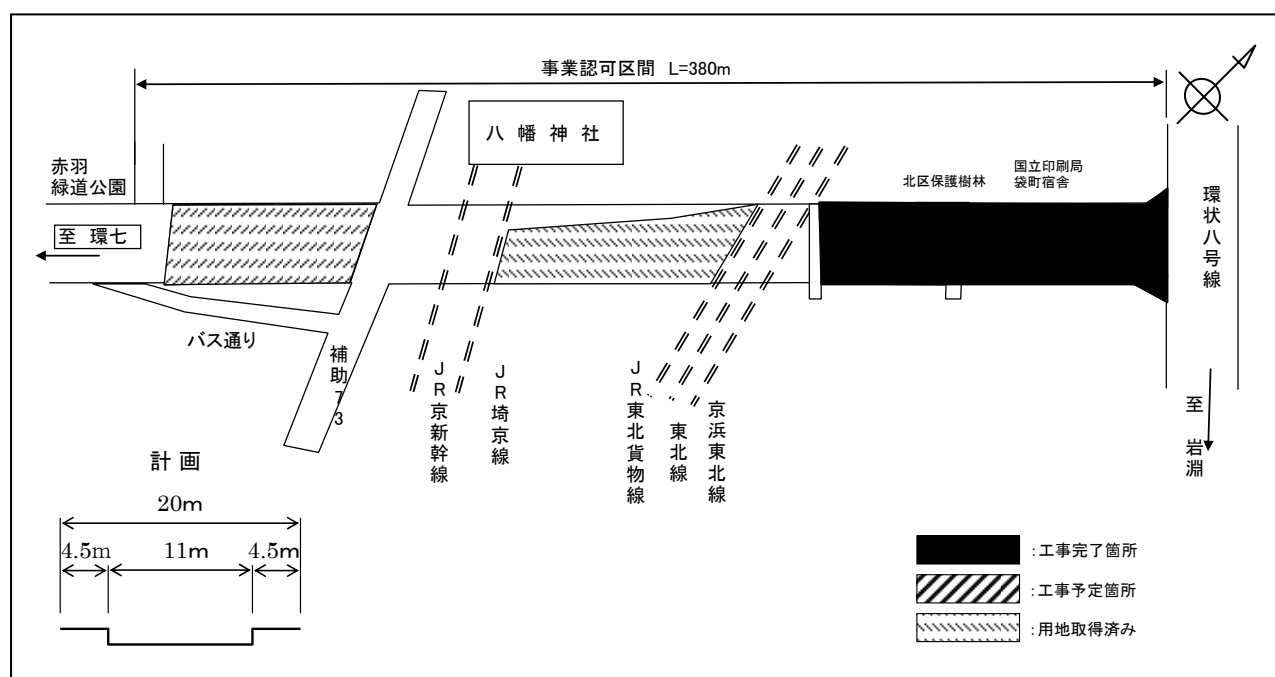
延長 380m 計画幅員 20m

(現況幅員 約 11m)

事業進捗率 約 88% (用地 約 99% 工事 約 35%)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

本年度事業 用地取得を推進するとともに、工事着手に向け関係機関との協議、調整を進める。



(9) 補助第 85 号線（赤羽台Ⅱ期）

本路線は、北区豊島二丁目から同区赤羽三丁目に至る延長 6 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽台二丁目から同区赤羽台三丁目までの延長 740mを事業中である。

当該区間は、事業中の「補助第 85 号線（赤羽台）整備事業」に続き、西側に桐ヶ丘団地まで事業区間を延伸するもので、この整備により赤羽駅周辺地域の交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可 平成 26 年 12 月 11 日

事業区間 北区赤羽台二丁目～同区赤羽台三丁目（補 157 付近～補 73 付近）

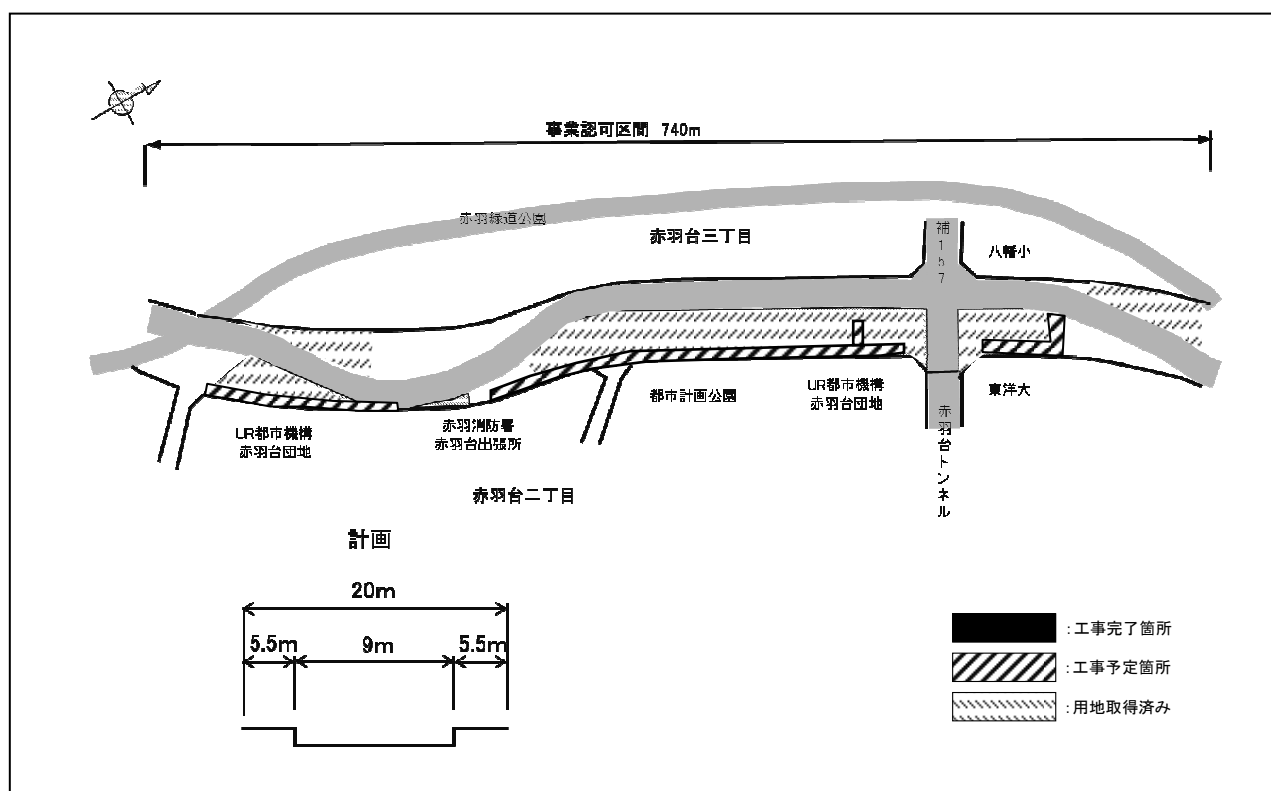
延長 740m 計画幅員 20m

（現況幅員 約 11m）

事業進捗率 約 55%（用地 約 87% 工事 約 14%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進するとともに、排水管設置工事を行う。



(10) 補助第 85 号線（十条）

本路線は、北区豊島二丁目から同区赤羽三丁目に至る延長 6 km の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区上十条一丁目から同区上十条三丁目までの延長 620 m を事業中である。

当該区間は、ＪＲ埼京線が横断しており、事業中の「東日本旅客鉄道赤羽線（ＪＲ埼京線）十条駅付近連続立体交差事業」と併せて、道路の拡幅整備を進める。

この整備により、地域交通の円滑化が図られ、歩行者等の安全性、利便性が向上するとともに、延焼遮断帯の形成、避難路としての機能強化により地域の防災性向上などの効果が期待されている。

事業認可 令和 2 年 3 月 3 日

事業区間 北区上十条一丁目～上十条三丁目

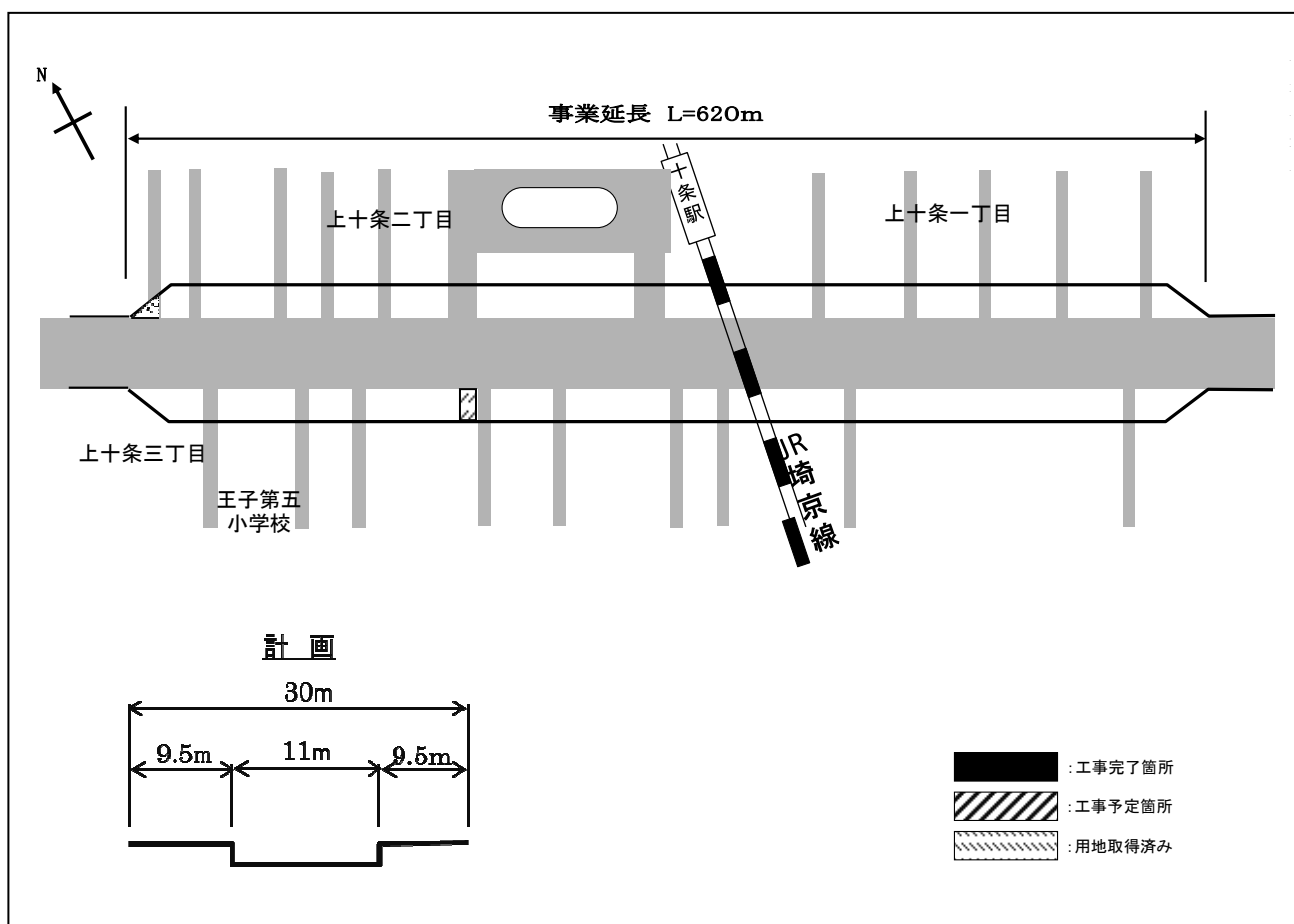
延長 620 m 計画幅員 18～30 m

（現況幅員 約 18 m）

事業進捗率 1%（用地 約 1% 工事 約 0%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進する。



(11) 補助第 86 号線（赤羽南）

本路線は、板橋区東新町一丁目から北区志茂一丁目に至る延長 5.9 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽南一丁目地内の延長 300mを事業中である。

この整備により、地域交通の円滑化が図られ、歩行者等の安全性、利便性が向上するとともに、延焼遮断帯の形成、避難路としての機能強化により地域の防災性向上などの効果が期待されている。

事業認可 平成 28 年 3 月 15 日

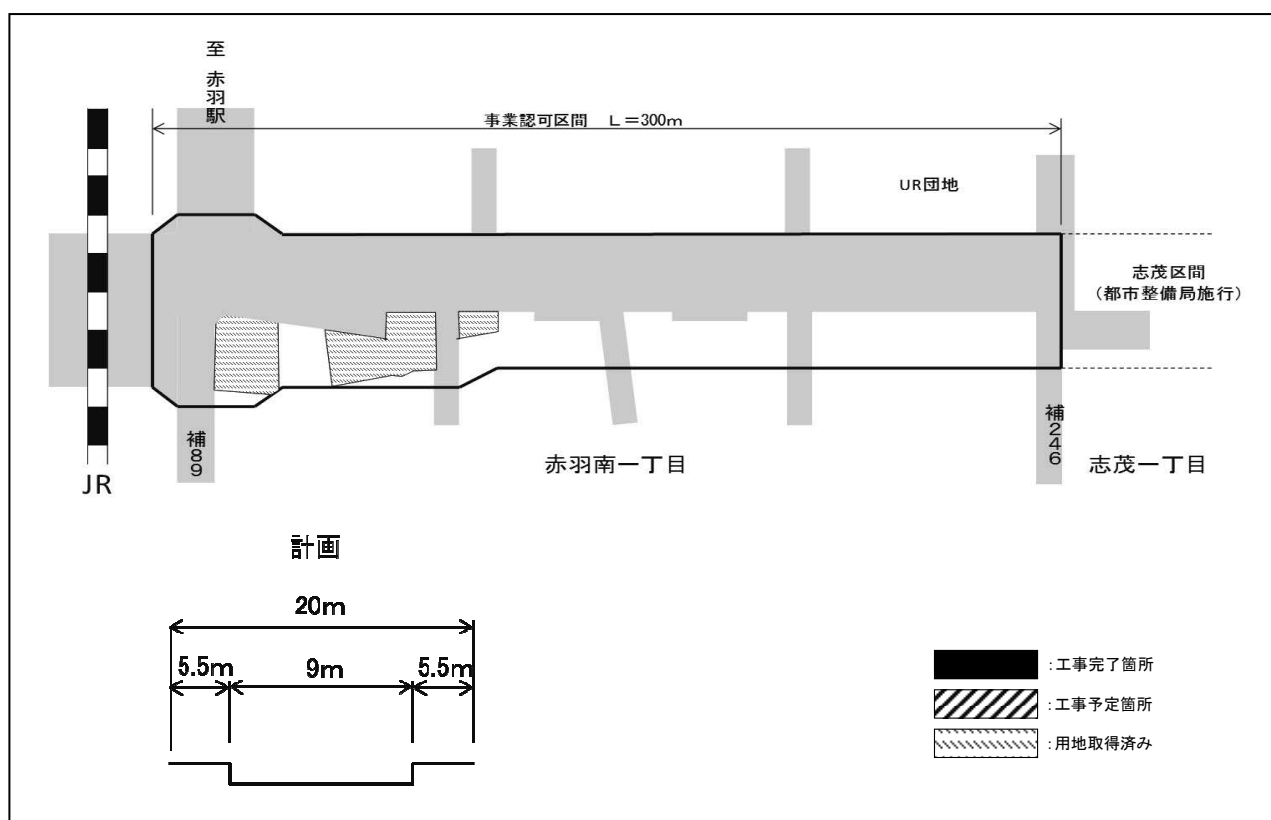
事業区間 北区赤羽南一丁目地内

延長 300m 計画幅員 20～23m （現況幅員約 10m）

事業進捗率 23%（用地 約 17% 工事 2%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進する。



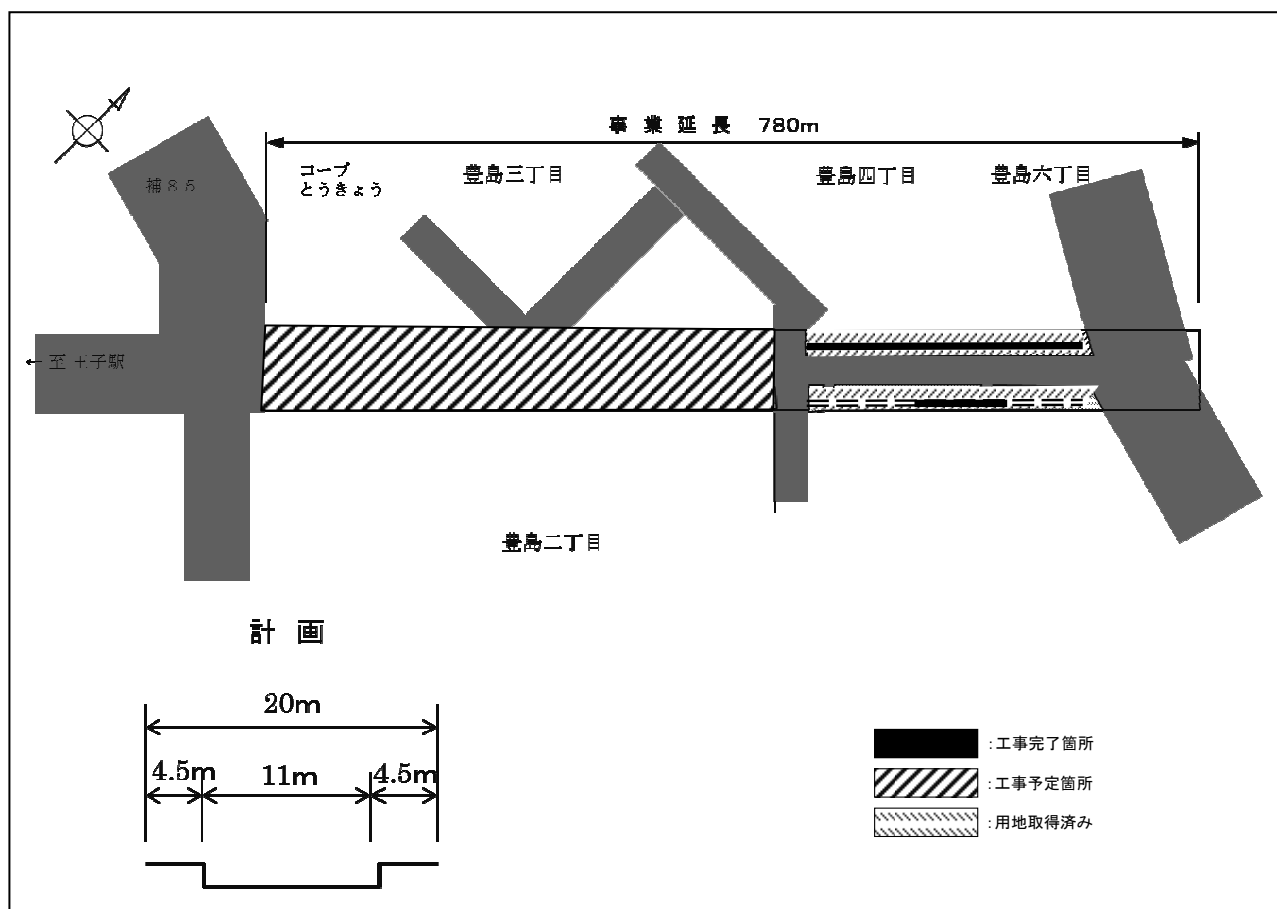
(12) 補助第 88 号線（豊島）

本路線は、北区王子一丁目から同区豊島六丁目に至る延長 1.6 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区豊島二丁目から豊島六丁目までの延長 780mを事業中である。

当該区間は、北区豊島五丁目団地（大規模集合住宅）、足立区宮城・江北地域等とＪＲ京浜東北線王子駅を結ぶ主要なバス路線のルートとなっている。

この整備により地域の幹線道路として大型バスをはじめ地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上の効果が期待されている。

事業認可 平成 14 年 5 月 15 日
事業区間 北区豊島二丁目～豊島六丁目（補 85～補 93）
延長 780m 計画幅員 20m
（現況幅員 約 11m）
事業進捗率 約 93%（用地 100% 工事 約 58%）
（令和 4 年 4 月 1 日現在）
本年度事業 街路築造工事及び排水管工事を行う。



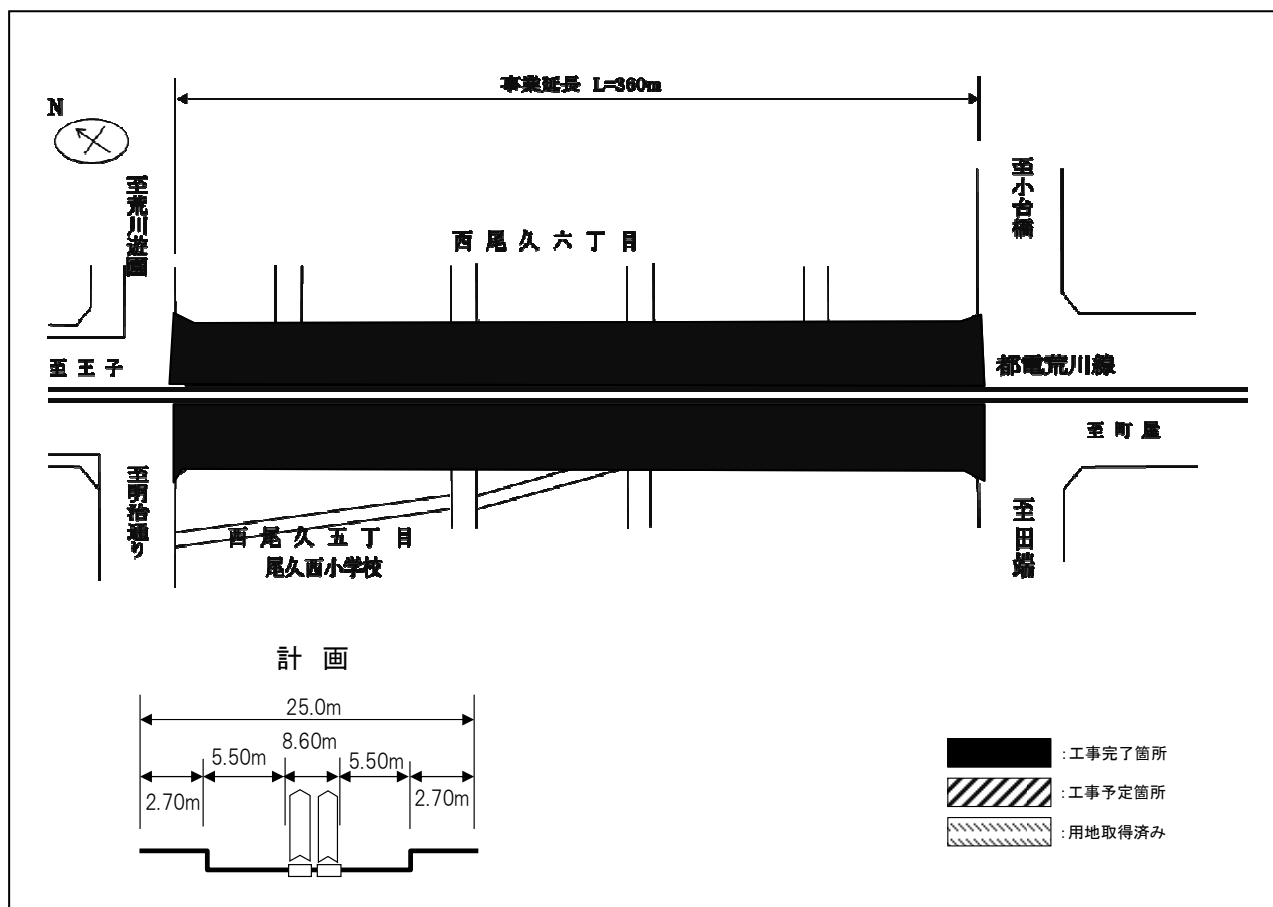
(13) 補助第 90 号線（西尾久）

本路線は、荒川区荒川一丁目から北区堀船三丁目に至る延長 4.3 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区西尾久三～七丁目地内の延長 360mを事業中である。

当該区間には都電荒川線が敷設、運行されており、この都電荒川線の移設に合わせ一体的に整備する必要がある。

この整備により、地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可 平成 8 年 8 月 22 日
事業区間 荒川区西尾久三～七丁目（補 93～荒川遊園前）
延長 360m 計画幅員 25m
（現況幅員 約 16～17m）
事業進捗率 約 99%（用地 100% 工事 約 99%）
（令和 4 年 4 月 1 日現在）
本年度事業 街路築造工事を行う。



(14) 補助第 90 号線（梶原）

本路線は、荒川区荒川一丁目から北区堀船三丁目に至る延長 4.3 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区西尾久五丁目から北区堀船三丁目までの延長 900mを事業中であり、当該区間内を都電荒川線が運行している。

この整備により明治通りへのアクセス性向上など、地域交通の円滑化とともに、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可 平成 28 年 3 月 15 日

事業区間 荒川区西尾久五丁目～北区堀船三丁目

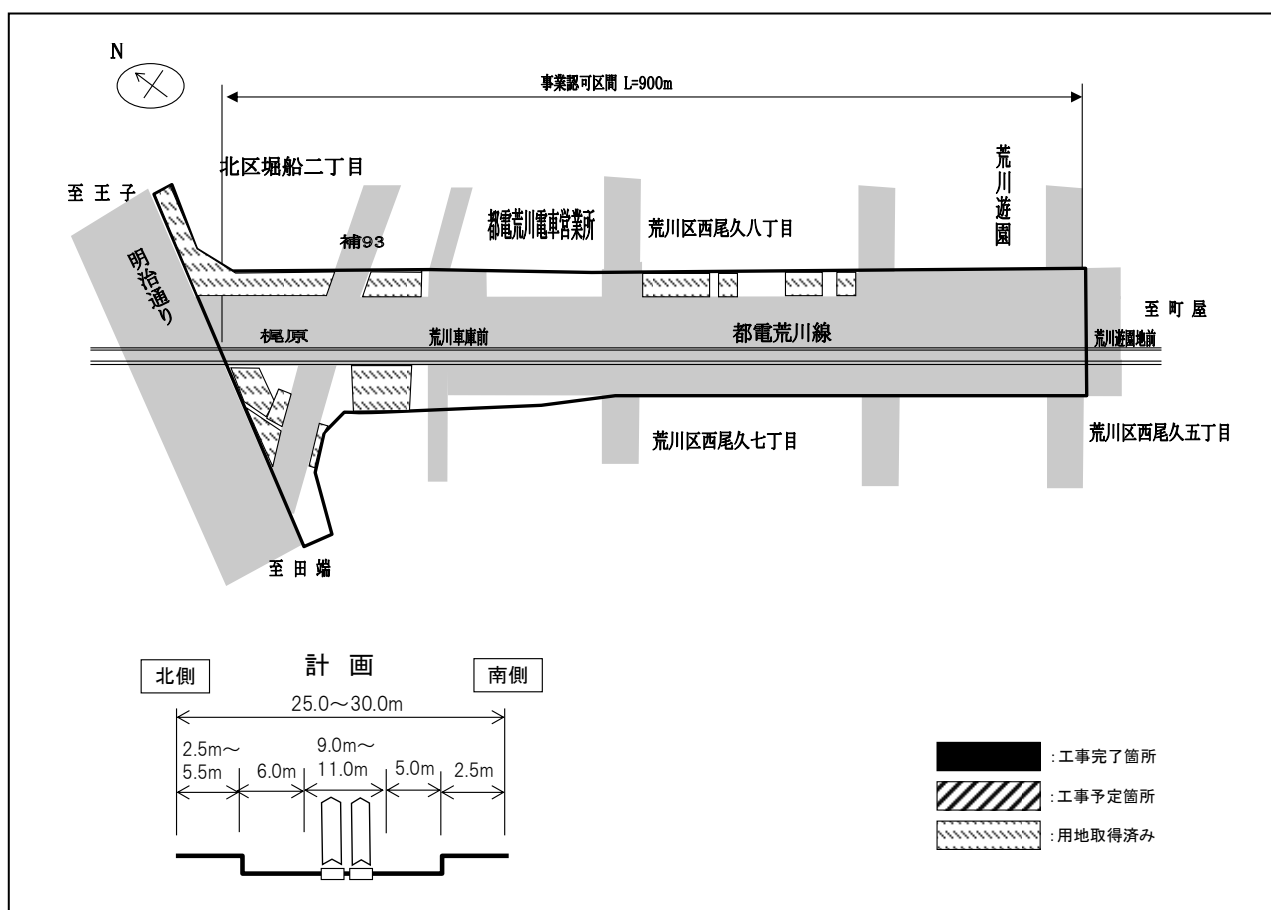
延長 900m 計画幅員 25～30m

（現況幅員は、都電荒川線を含む 21～24m）

事業進捗率 約 55%（用地 約 71% 工事約 2%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進する。

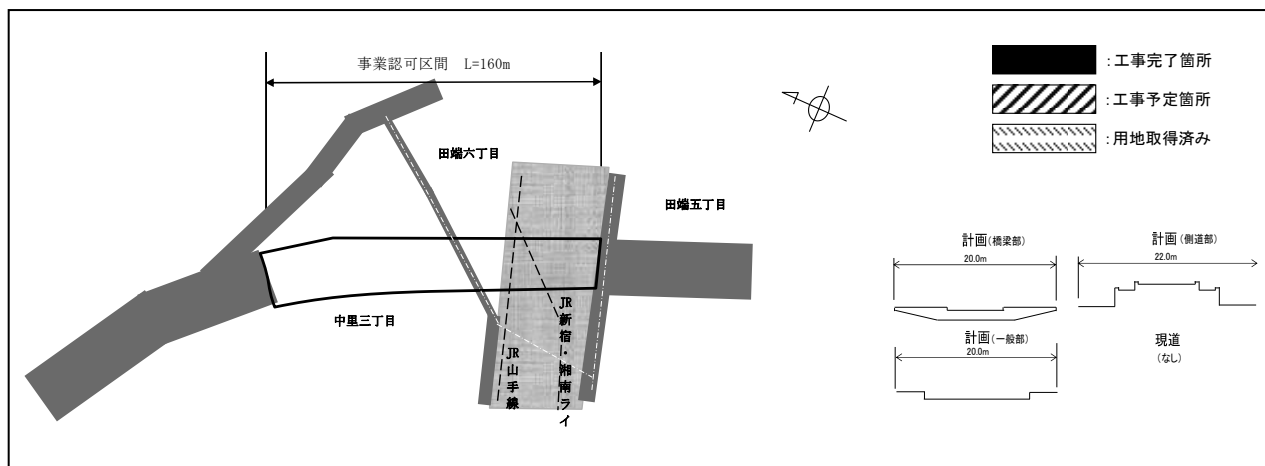


(15) 補助第 92 号線（中里）

本路線は、北区西ヶ原一丁目から荒川区西日暮里四丁目に至る延長 2.2 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区中里三丁目から同区田端五丁目の延長 160mの区間について、JR 山手線上空を横断する橋梁整備を含めて、事業中である。

この整備により、交通の転換による周辺道路の安全性向上、避難所へのルートが多重化されること等による防災性の向上、既に完成している前後区間と繋がることによる周辺地域の利便性向上等の効果が期待されている。

事業認可 令和 3 年 3 月 5 日
事業区間 北区中里三丁目～同区田端六丁目
延長 160m 計画幅員 20m～22m
事業進捗率 約 0%（用地 約 0% 工事 約 1%）
（令和 4 年 4 月 1 日現在）
本年度事業 橋梁の設計等を進める。



(16) 補助第94号線（不忍通り）

本路線は、千代田区有楽町二丁目から文京区千駄木三丁目に至る延長 6.6 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、台東区池之端二丁目から文京区千駄木二丁目までの延長 845mを事業中である。

なお、台東区池之端二丁目から文京区根津一丁目交差点までの延長 370mについて平成 19 年度に完成しており、残る文京区根津一丁目から同区千駄木二丁目までの延長 475mで事業を進めている。この整備により歩行者、自転車等の安全性、利便性の向上、交通の円滑化などの効果が期待されている。

事業認可 平成 6 年 7 月 25 日

事業区間 台東区池之端二丁目～文京区千駄木二丁目

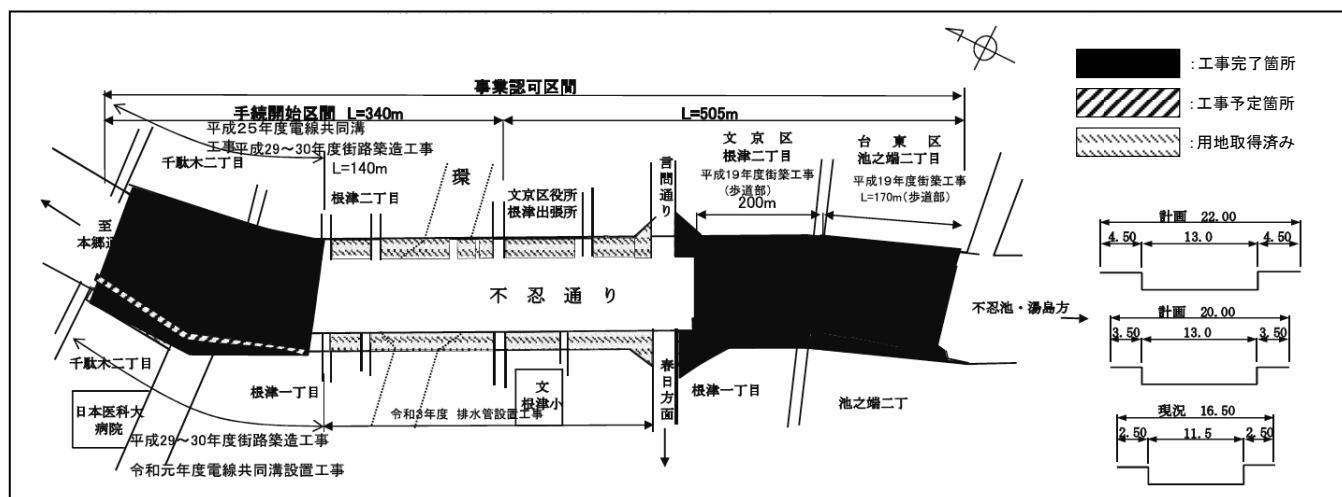
延長 845m 計画幅員 20、22m

(現況幅員 約 16m)

事業進捗率 約 91% (用地 約 97% 工事 約 62%)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

本年度事業 用地取得を推進するとともに、電線共同溝の連携管・引込管の工事を行う。

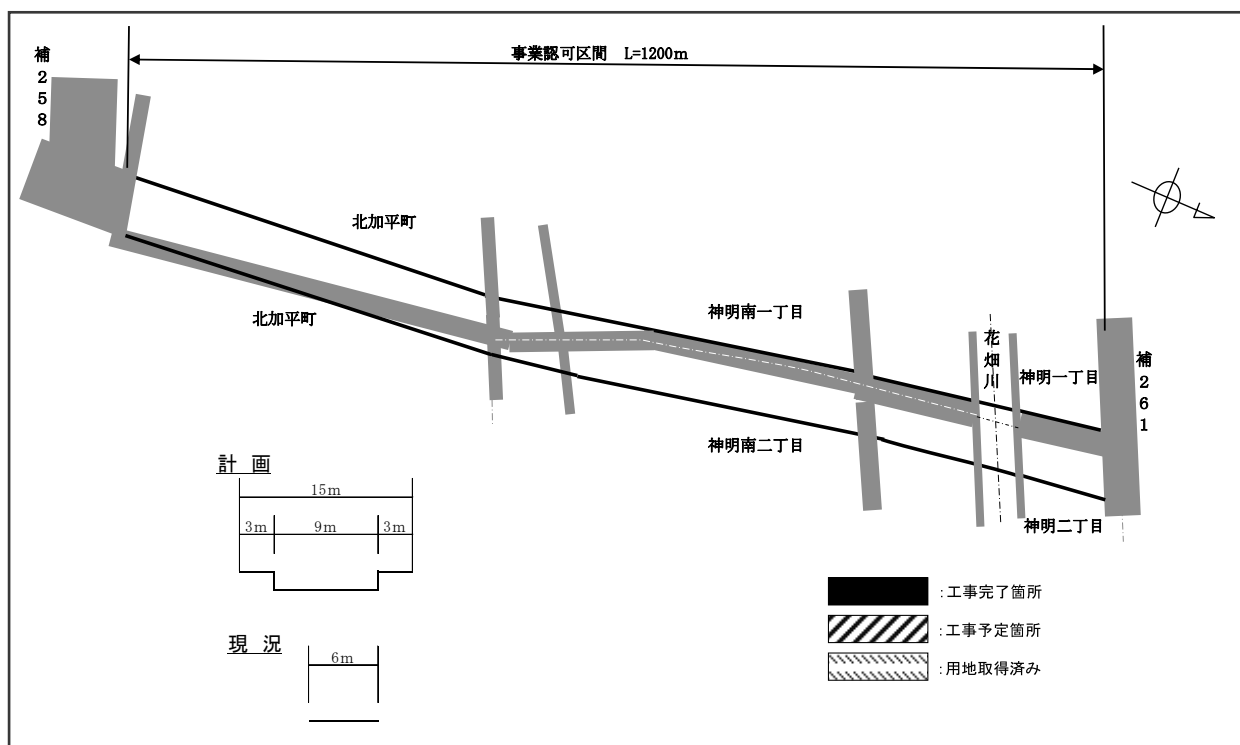


(17) 補助第109号線（神明南）

本路線は、台東区浅草七丁目から足立区神明三丁目に至る延長約 10 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区北加平町から同区神明一丁目の延長 1210mを事業中である。

本路線の整備により、狭い現道が拡幅され交通の安全性が向上するとともに、焼遮断帯の形成等による地域の防災性向上、周辺道路の混雑緩和や広域的な都道である川の手通りへの接続にによる地域の利便性向上等の効果が期待されている。

事業認可 令和3年6月21日
 事業区間 足立区北加平町～同区神明一丁目
 延長 1210m
 計画幅員 15m（現況幅員 約6m）
 事業進捗率 約0%（用地 0% 工事 0%）
 （令和4年4月1日現在）
 本年度事業 用地取得に向けた準備を進めていく。



(18) 補助第 118 号線（小台）

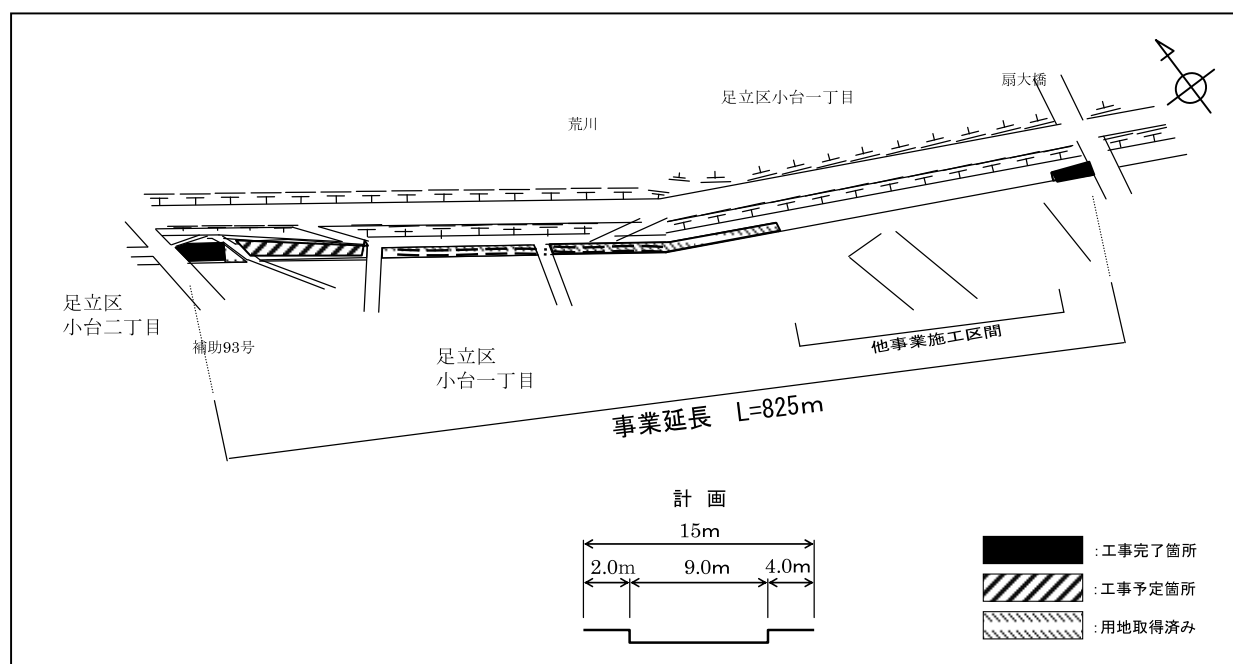
本路線は、足立区小台一丁目から足立区柳原二丁目に至る延長 5.5 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区小台一丁目地内の延長 825mを事業中である。

当該区間は、荒川右岸の狭隘な堤防脇道路で、沿道には工場が多いため大型車の交通量が多く歩行者・自転車の安全な通行の確保が望まれている。

この整備によって歩行者、自転車等の安全性、利便性の向上、交通の円滑化などの効果が期待されている。

なお、放射第 11 号線付近から西側の一部は国土交通省に属する荒川スーパー堤防整備区間である。

- 事業認可 平成 6 年 3 月 10 日
平成 15 年 1 月 10 日（区間変更）
- 事業区間 足立区小台一丁目（放 11～補 93）
延長 825m（うち 540m）
計画幅員 15m（現況幅員 約 7 m）
- 事業進捗率 約 91%（用地 100% 工事 約 43%）
（令和 4 年 4 月 1 日現在）
- 本年度事業 排水管設置工事及び街路築造工事を行う。



(19) 補助第 136 号線（扇・本木・関原・梅田その 2）

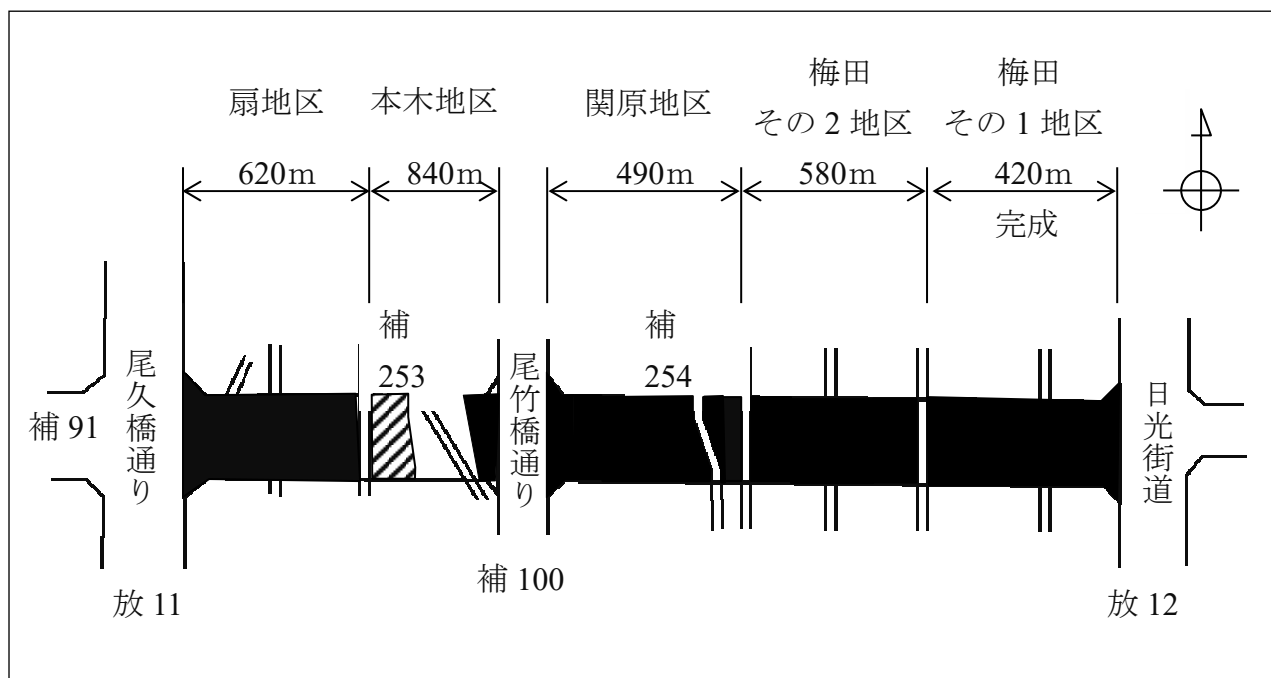
本路線は、足立区扇一丁目から葛飾区新宿二丁目に至る延長 8.1 kmの補助線街路として都市計画決定されている。

本路線は、環七通りと並行し、東西を結ぶ道路であり、放射第 11 号線（尾久橋通り）、補助第 100 号線（尾竹橋通り）、放射第 12 号線（日光街道）、補助第 109 号線等の主要な南北方向の道路と交差する骨格幹線道路である。

放射第 12 号線の東側は概成区間となっており、放射第 11 号線の西側の補助第 91 号線は、江北橋までの区間が平成 16 年度に開通している。また、放射第 11 号線～放射第 12 号線間の住宅密集地を貫く未整備区間約 3 kmのうち、放射第 12 号線の西側 420m（梅田その 1 地区）は平成 16 年度に完成している。

現在、足立区扇三丁目から同区梅田三丁目までの 2,530mについて、4 地区（扇地区：620 m・本木地区：840m・関原地区：490m・梅田その 2 地区：580m）に分け、計画幅員 20mの道路整備を進めている。

この整備により延焼遮断機能、緊急車両の通行路、避難路の確保、消防困難地域の解消などによる防災性の強化、地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。



①扇地区

事業認可 平成 12 年 12 月 28 日

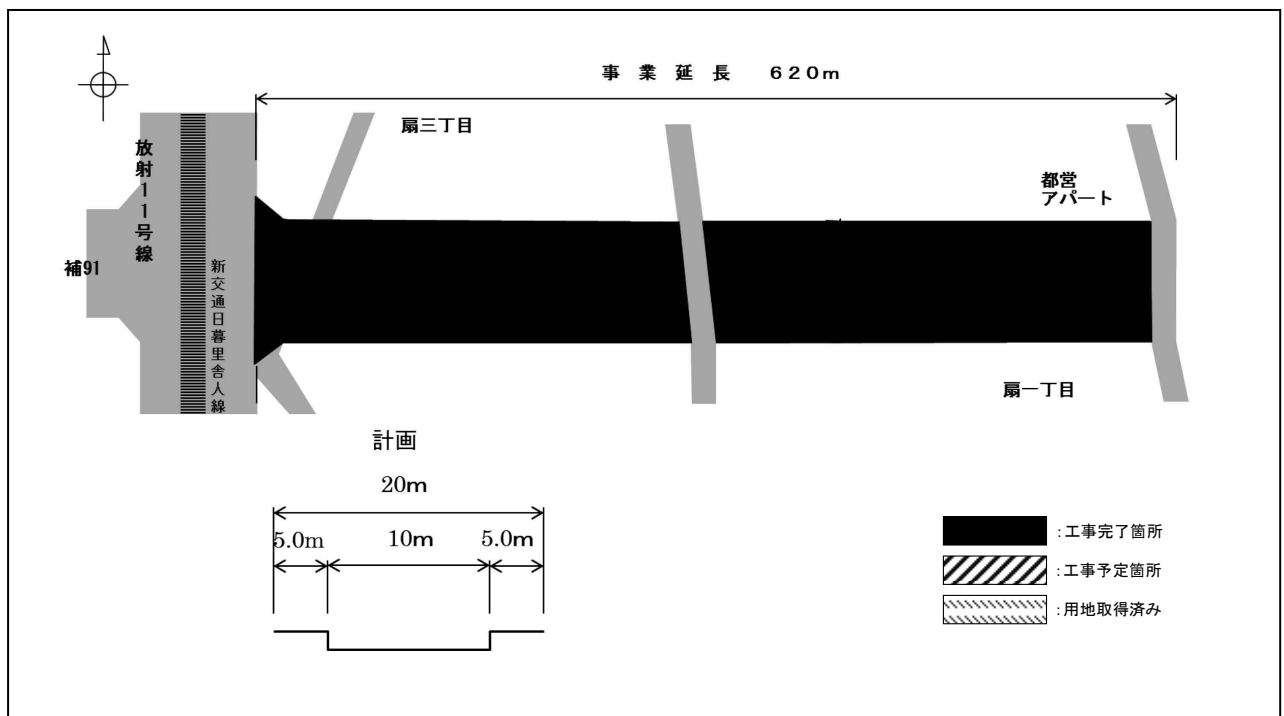
事業区間 足立区扇三丁目～扇一丁目（放 11～区道）

延長 620m 計画幅員 20m

（現況 現道無）

事業進捗率 約 98%（用地 100% 工事 約 89%）（暫定開放）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）



②本木地区（特定整備路線）

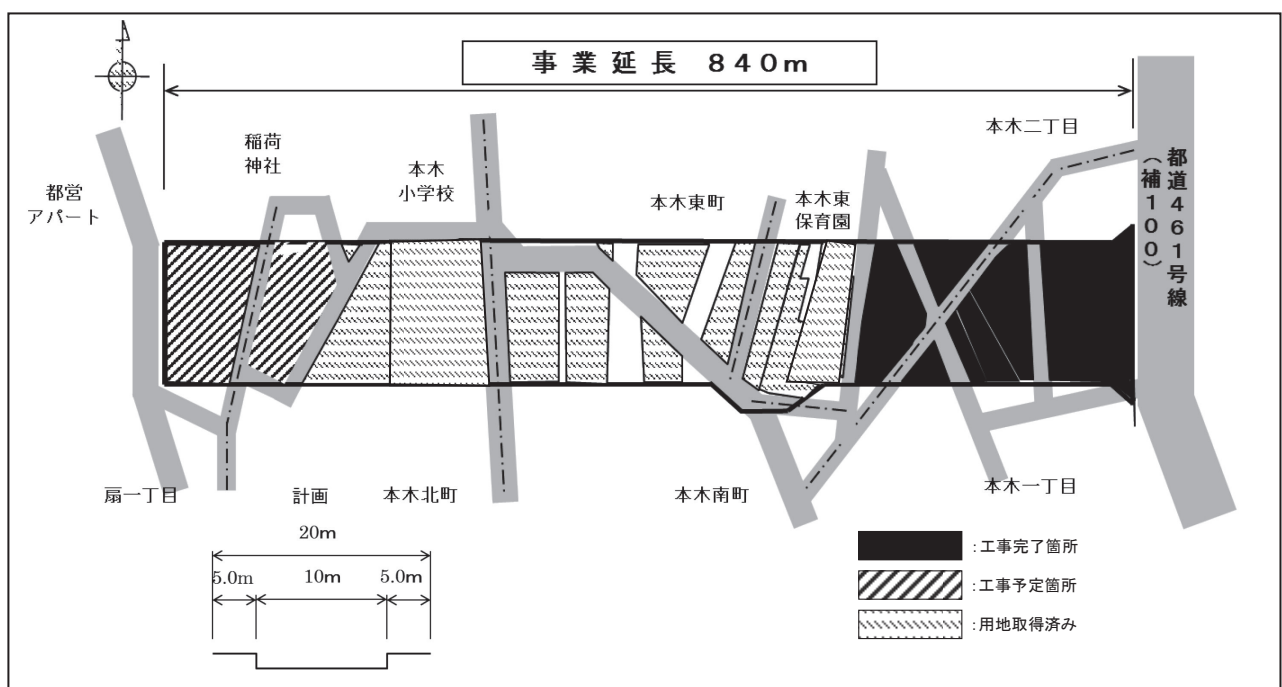
事業認可 平成 14 年 3 月 27 日

事業区間 足立区扇一丁目～本木一丁目
(区道～補 100)

延長 840m 計画幅員 20m
(現況 現道無)

事業進捗率 約 86% (用地 約 97% 工事 約 26%)
(令和 4 年 4 月 1 日現在)

本年度事業 用地取得を進めるとともに、排水管設置工事、電線共同溝設置工事及び街路築造工事を行う。



③関原地区（特定整備路線）

事業認可 平成3年12月21日

事業区間 足立区関原一丁目～梅田四丁目
（補100～補254付近）

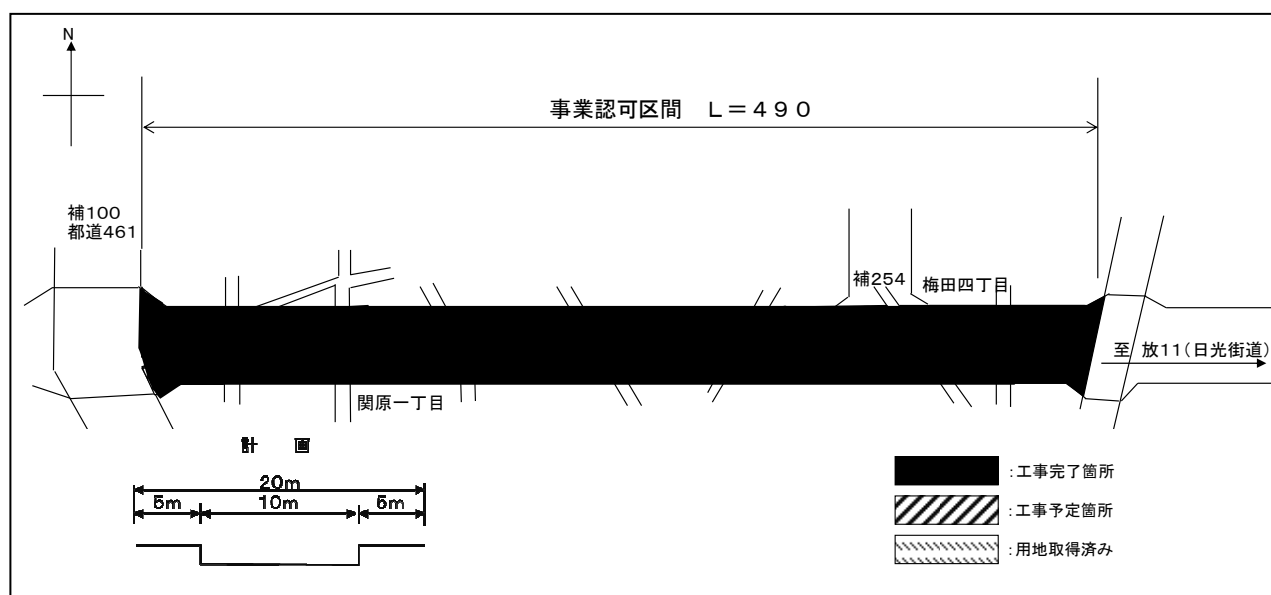
延長490m 計画幅員20m

（現況 現道無）

事業進捗率 約98%（用地 約99% 工事 約89%）

（令和4年4月1日現在）

本年度事業 引込連系管工事を行う。



④梅田その2地区（特定整備路線）

事業認可 平成12年3月27日

事業区間 足立区梅田四丁目～梅田三丁目
（補254付近～区道）

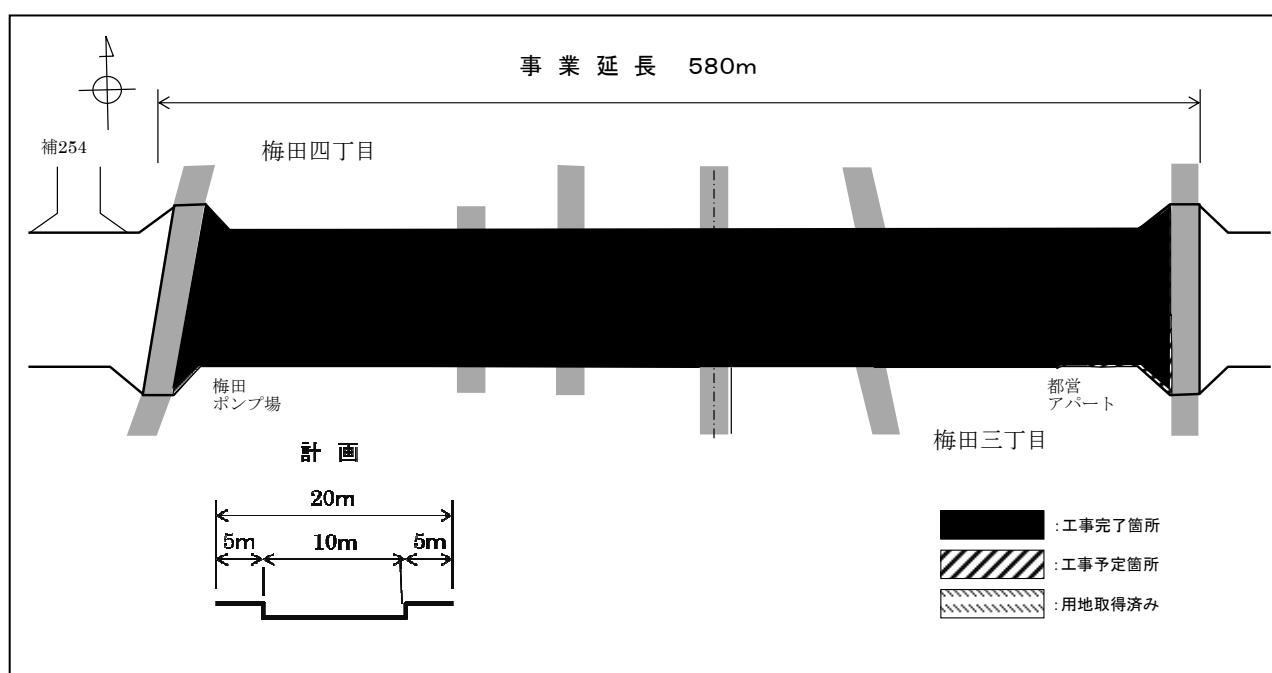
延長 580m 計画幅員 20m

（現況 現道無）

事業進捗率 約98%（用地 約99% 工事 約90%）

（令和4年4月1日現在）

本年度事業 引込連系管工事を行う。



(20) 補助第 138 号線（中央本町）

本路線は、足立区江北二丁目から葛飾区東金町二丁目に至る延長 10.3 kmの補助線街路として都市計画決定されている。

本事業区間は、狭隘な道路が交錯し、一方通行路も多く、歩行者や自転車の安全な通行や緊急車両の通行路として防災性の向上も求められている。

本区間と接続する両側区間は、既成区間として出来上がっており、本区間の整備により、地域交通の円滑化、歩行者等の安全性の向上や延焼遮断帯としての機能による防災性の向上などの効果が期待されている。

事業認可 平成 23 年 10 月 24 日

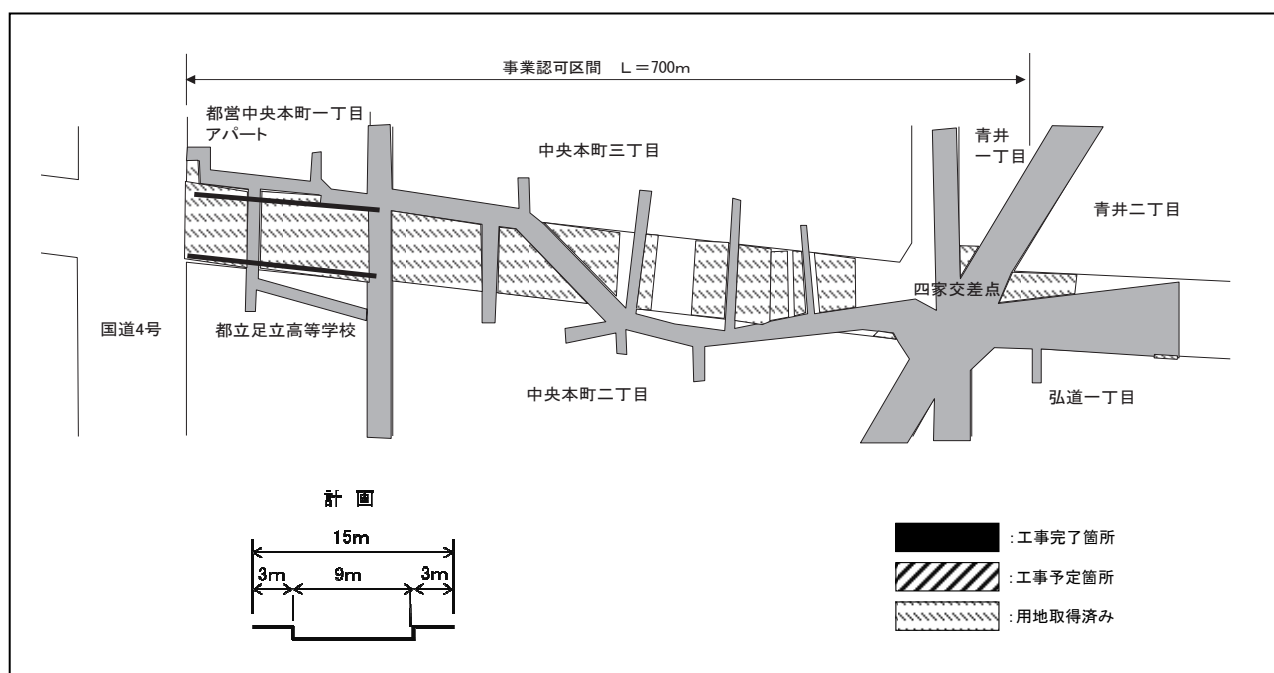
事業区間 足立区中央本町一丁目～青井二丁目

延長 700m 計画幅員 15m

事業進捗率 約 83%（用地 約 69% 工事 約 6%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進するとともに、排水管工事を行う。



(21) 補助 138 号線（綾瀬新橋）

本路線は、足立区江北二丁目から葛飾区東金町二丁目に至る延長 10.3km の補助線街路として都市計画決定されている。

本事業区間は、綾瀬川を東西に横断しており、道路の拡幅に伴い、綾瀬新橋の架け替えを行う。また、護岸の改修を行い、現在設置されている陸閘を撤去する。

本区間の整備により、地域交通の円滑化、歩行者等の安全性の向上や防災性の向上などの効果が期待されている。

事業認可 平成 25 年 2 月 15 日

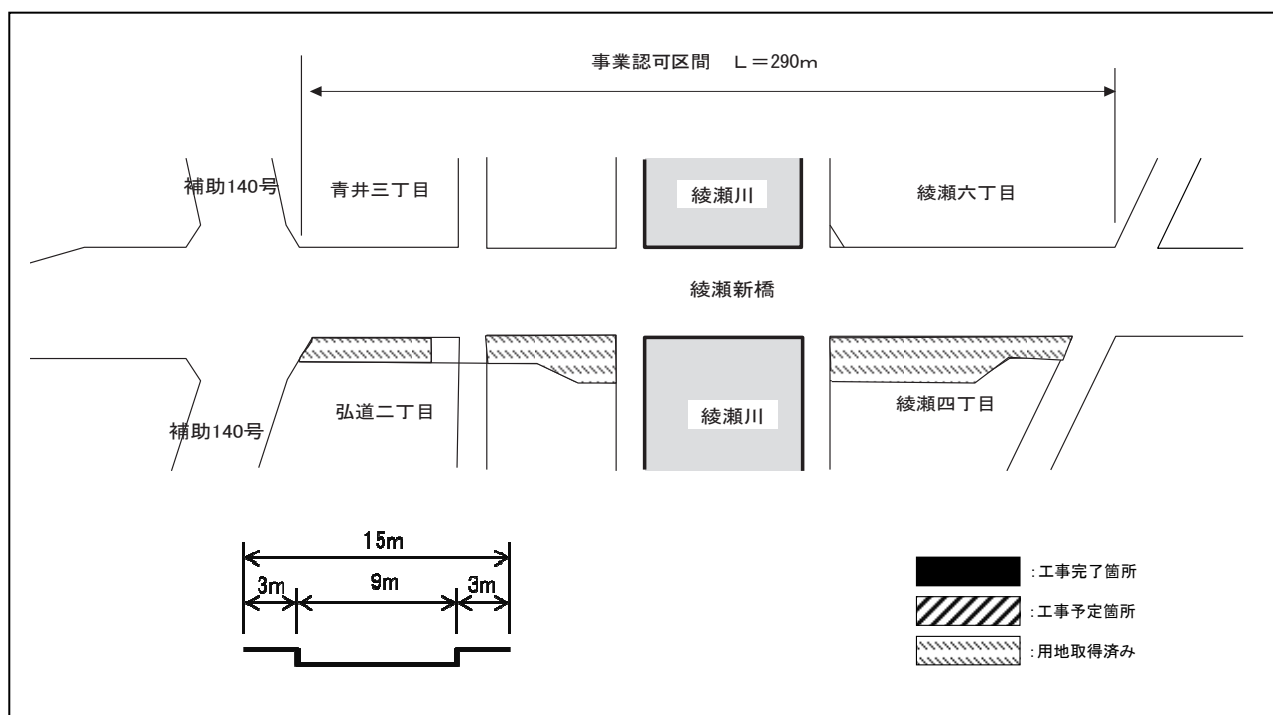
事業区間 足立区青井三丁目～綾瀬五丁目

延長 290m 計画幅員 15m

事業進捗率 約 40%（用地 約 97% 工事 5%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進する。



(22) 補助第 245 号線（桐ヶ丘）

本路線は、北区赤羽西六丁目から板橋区小豆沢四丁目に至る延長 1.3 kmの補助線街路として都市計画決定されている。

当該計画区間は、都営桐ヶ丘団地整備の一環として都市整備局（旧住宅局）が事業に着手し、その後、街路事業として建設局に引き継いだものである。

この計画道路の都市整備局所管事業予定地には長期に渡る不法占拠物件があったが、その不法占拠されていた事業予定地について、平成 26 年度に関係者との協議・調整が整ったので平成 27 年度から工事に再着手している。

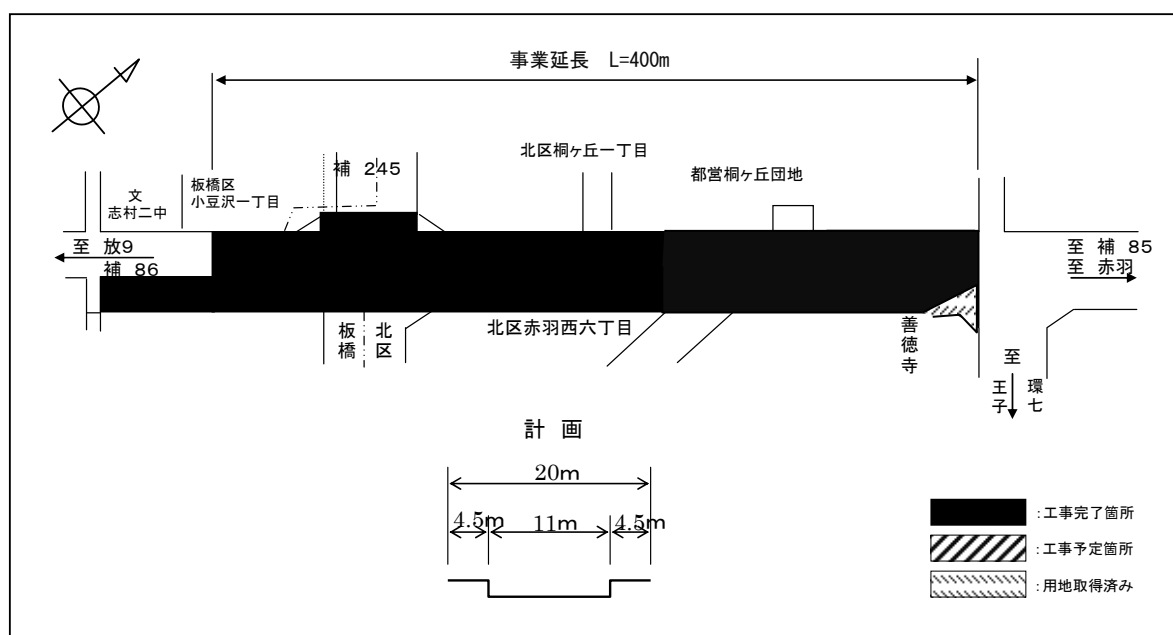
事業認可 昭和 60 年 12 月 11 日

事業区間 北区桐ヶ丘一丁目～板橋区小豆沢一丁目
(志村二中付近～補 85)

延長 400m 計画幅員 20m

事業進捗率 約 99% (用地 約 85% 工事 約 93%)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)



(23) 補助第 261 号線（古千谷）

本路線は、足立区入谷七丁目から葛飾区南水元一丁目に至る延長 10.6 kmの補助線街路として都市計画決定されている。

当該計画路線は、放 11（尾久橋通り）、放 12（国道 4 号）をはじめ、多くの南北方向の都市計画道路と交差する東西方向の地域の幹線街路であり、東武伊勢崎線から足立区南花畑三丁目及び同区六木三丁目付近が区画整理事業により完成している。また、足立区神明一丁目（内匠橋）付近は、平成 21 年度に完成している。

現在、足立区古千谷～同区伊興二丁目の延長 1,040mの区間について、事業中である。

この整備により地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可 平成 12 年 12 月 27 日

事業区間 足立区古千谷一丁目～同区伊興二丁目

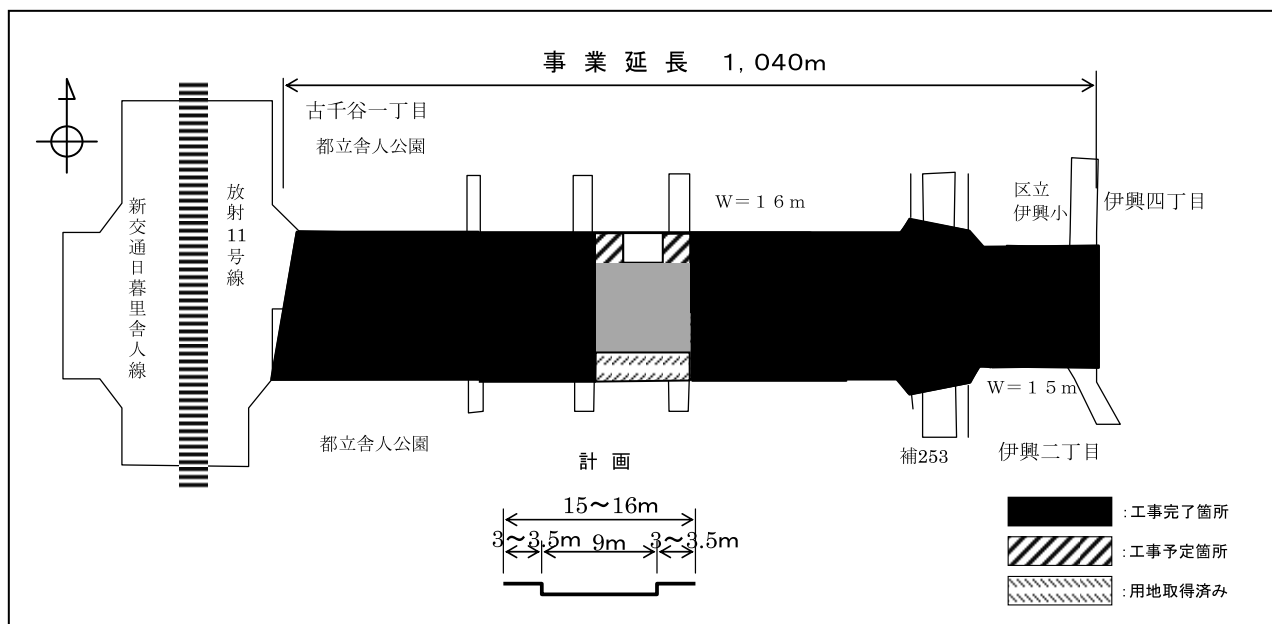
（放 11～伊興小）延長 1,040m

計画幅員 15、16m（現況は概ね 9 m）

事業進捗率 約 93%（用地 約 98% 工事 約 90%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を進めるとともに、道路舗装工事等を行う。

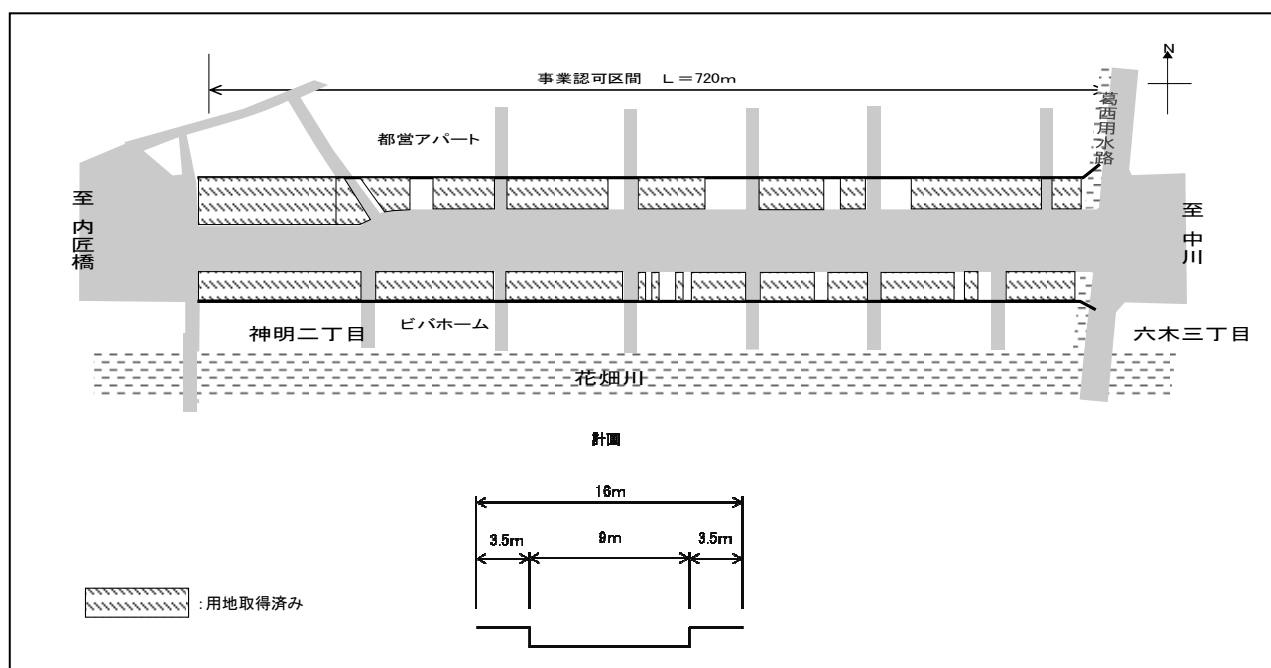


(24) 補助第 261 号線（神明）

本路線は、足立区入谷七丁目から葛飾区南水元一丁目に至る延長 10.6 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区神明二丁目から同区六木三丁目までの延長 720 mを事業中である。

この整備により、地域交通の円滑化が図られ、歩行者等の安全性、利便性が向上するとともに、延焼遮断帯の形成、避難路としての機能強化により地域の防災性向上などの効果が期待されている。

事業認可 平成 28 年 2 月 22 日
事業区間 足立区神明二丁目～同区六木三丁目
延長 720m 計画幅員 16m（現況幅員 約 8 m）
事業進捗率 約 76%（用地 約 82% 工事 3%）
（令和 4 年 4 月 1 日現在）
本年度事業 用地取得を推進する。



(25) 補助第 261 号線（伊興）

本路線は、足立区入谷七丁目から葛飾区南水元一丁目に至る延長 10.6 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区伊興四丁目から同区竹の塚六丁目までの延長 910mを事業中である。

この整備により、交通の円滑化や歩行者等の安全性、快適性が向上するとともに、延焼遮断帯の形成、避難路としての機能強化により地域の防災性向上などの効果が期待されている。

また、東武伊勢崎線連続立体交差事業と合わせて整備することにより、地域の一体化や快適なまちづくりにも寄与することが期待されている。

事業認可 平成 29 年 2 月 22 日

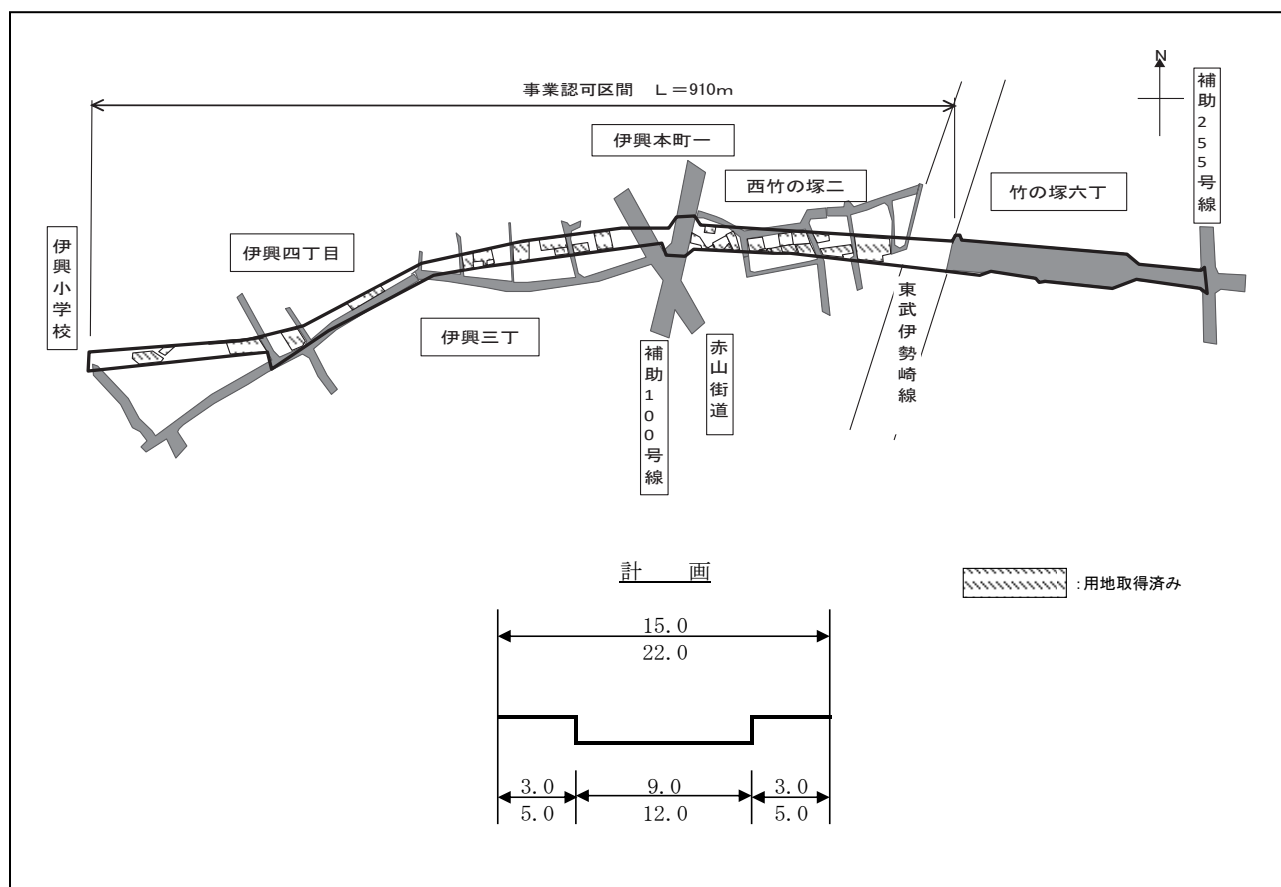
事業区間 足立区伊興四丁目～竹の塚六丁目

延長 910m 計画幅員 15～22m

事業進捗率 約 46%（用地 約 42% 工事 1%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進する。



2. 特定整備路線の整備

東京都は、震災時に特に甚大な被害が想定される木密地域（整備地域）を対象に、燃え広がらない・燃えないまちにすることを目指し、市街地の不燃化を促進するとともに、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都市計画道路（特定整備路線）28区間、約25kmの整備を進めている。特定整備路線のうち、第六建設事務所は6区間（9箇所）・約6kmを所管し、令和2年度末には補助136号線（関原、梅田その2）を交通開放した。

特定整備路線の整備にあたっては、民間事業者を活用した相談窓口を設置し、移転先情報の提供、建物の建替えプランの提案、税金や権利関係の相談など、関係権利者への生活再建支援を行いながら用地取得を進めるとともに、順次工事を実施し、令和7年度までの全線整備に向けて事業を推進している。

(1) 補助 73 号線（上十条）

本路線は、新宿区西新宿七丁目から北区赤羽台三丁目に至る延長 10.8 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区上十条二丁目地内の延長 335mを事業中であり、十条駅西口地区市街地再開発事業（補助 73 号線整備延長 90m）、補助 73 号線（十条仲原）整備事業（延長 560m）と接続する特定整備路線である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「十条・赤羽西地域」において、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可 平成 27 年 2 月 24 日

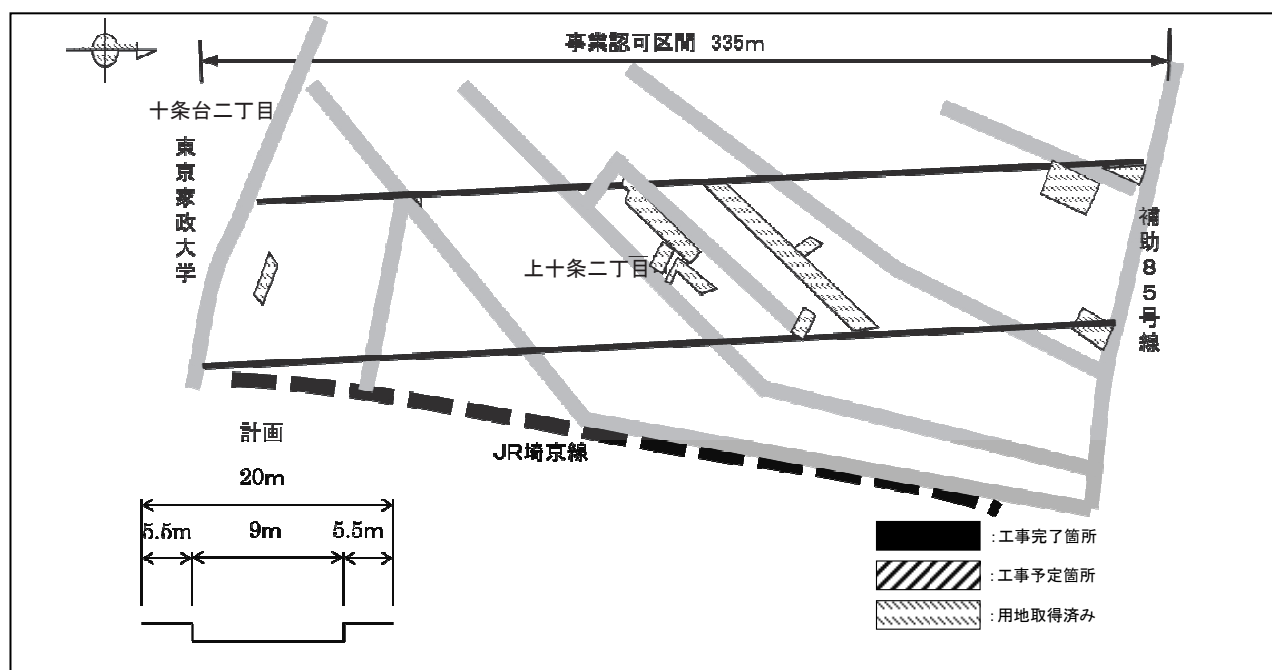
事業区間 北区上十条二丁目（東京家政大付近～補助 85 号線）

延長 335m 計画幅員 20m（現況現道なし）

事業進捗率 約 26%（用地 約 18% 工事 6%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進するとともに仮歩道整備工事を行う。



(2) 補助 73 号線（十条仲原）

本路線は、新宿区西新宿七丁目から北区赤羽台三丁目に至る延長 10.8 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区上十条二丁目～同区十条仲原二丁目までの延長 560mを事業中であり、十条駅西口地区市街地再開発事業（補助 73 号線整備延長 90m）、補助 73 号線（上十条）整備事業（延長 335m）と接続する特定整備路線である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「十条・赤羽西地域」において、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

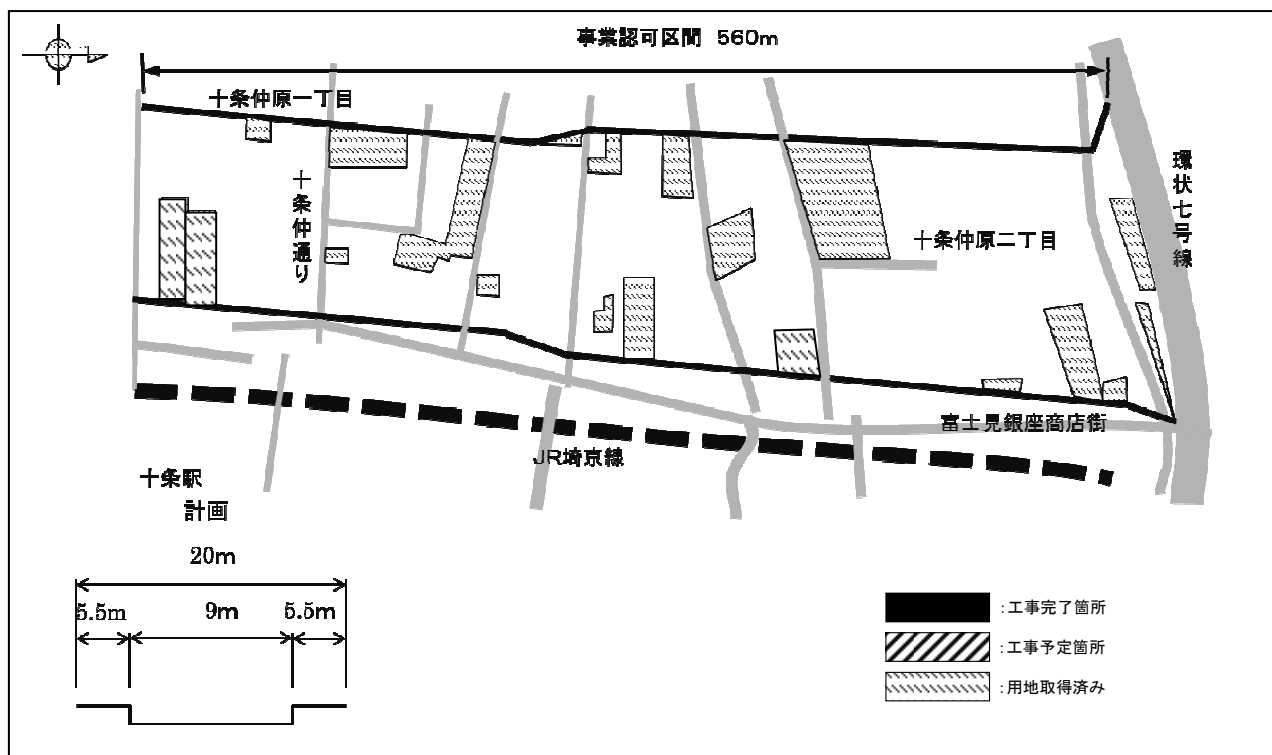
事業認可 平成 27 年 2 月 24 日

事業区間 北区上十条二丁目～同区十条仲原二丁目（北区街 7 ～環 7）
（補助 85 号線～環状七号線 市街地再開発事業区間を除く）
延長 560m 計画幅員 20m（現況現道なし）

事業進捗率 約 42%（用地 約 21% 工事 5%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進するとともに仮歩道整備工事を行う。



(3) 補助 86 号線 (赤羽西)

本路線は、板橋区東新町一丁目から北区志茂一丁目に至る延長 5.9 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽西五丁目～同区赤羽西一丁目までの延長 1,150mを事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「十条・赤羽西地域」の特定整備路線として、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可 平成 27 年 2 月 24 日

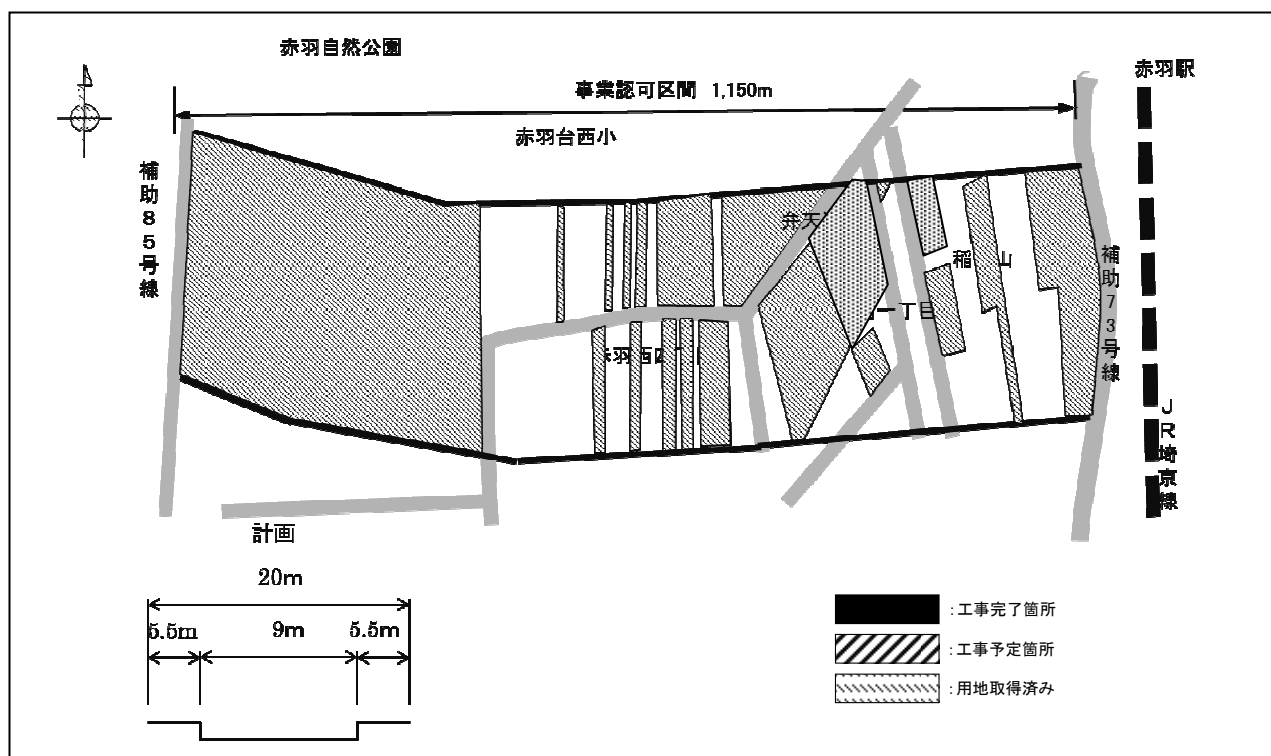
事業区間 北区赤羽西五丁目～同区赤羽西一丁目 (補 85～補 73)

延長 1,150m 計画幅員 20m (現況現道一部 約 9 m)

事業進捗率 約 26% (用地 約 67% 工事 2%)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

本年度事業 用地取得を推進するとともに仮歩道整備工事を行う。



(4) 補助 90 号線（荒川）

本路線は、荒川区荒川一丁目から北区船堀三丁目に至る延長 4.3 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区荒川一丁目から同区荒川七丁目までの延長 1,120mを事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「荒川地域」の特定整備路線として、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可 平成 27 年 2 月 24 日

事業区間 荒川区荒川一丁目～同区荒川七丁目（環 4 ～京成本線）

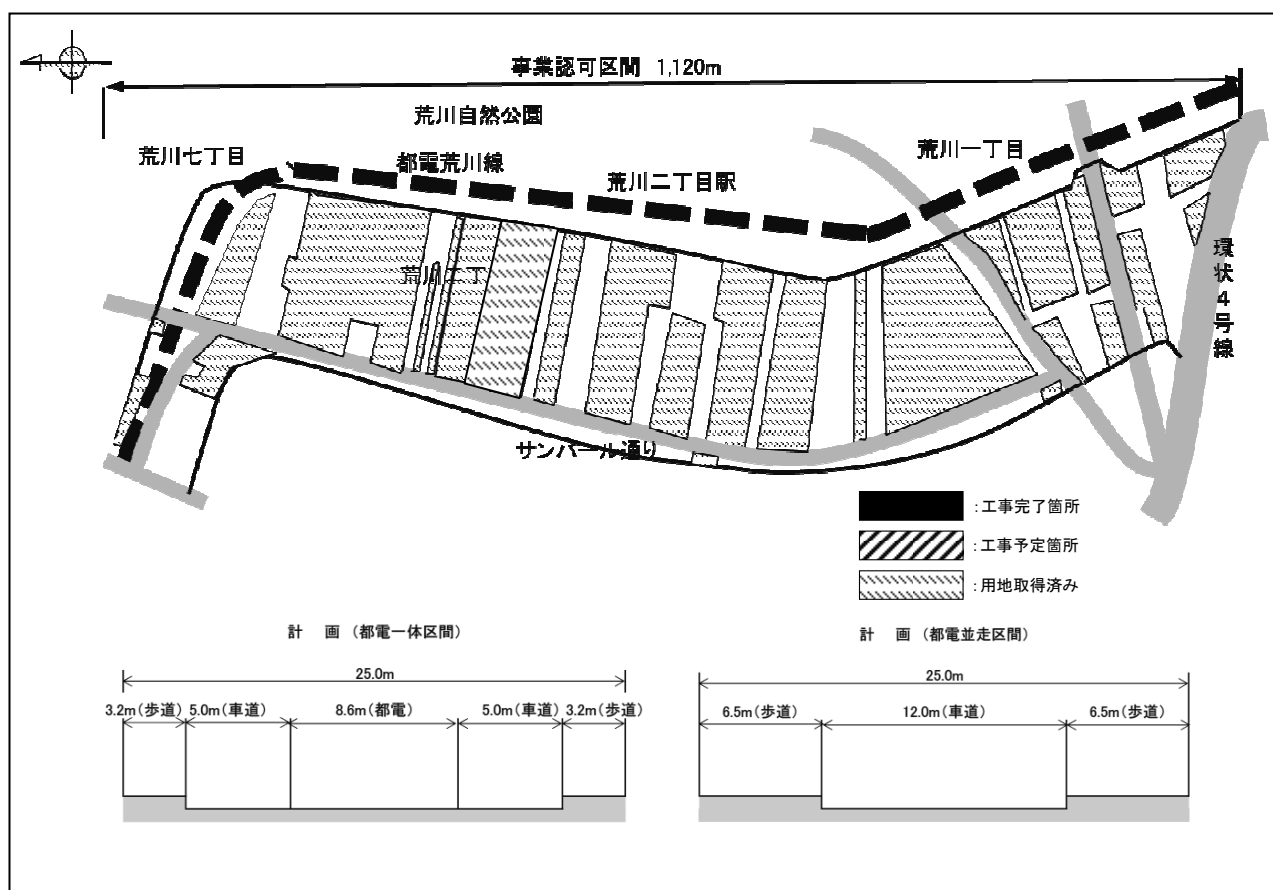
延長 1,120m 計画幅員 25m（現況現道 約 11m）

事業進捗率 約 48%（用地 約 63% 工事 2%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

本年度事業 用地取得を推進するとともに仮歩道整備工事を行う。

（用地取得は、公益財団法人東京都道路整備保全公社が実施。）



(5) 補助 90 号線 (町屋)

本路線は、荒川区荒川一丁目から北区船堀三丁目に至る延長 4.3 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区荒川七丁目から同区町屋一丁目までの延長 108mを事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「荒川地域」の特定整備路線として延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

区域決定 平成 27 年 3 月 4 日

事業区間 荒川区荒川七丁目～同区町屋一丁目 (京成本線～補 100)

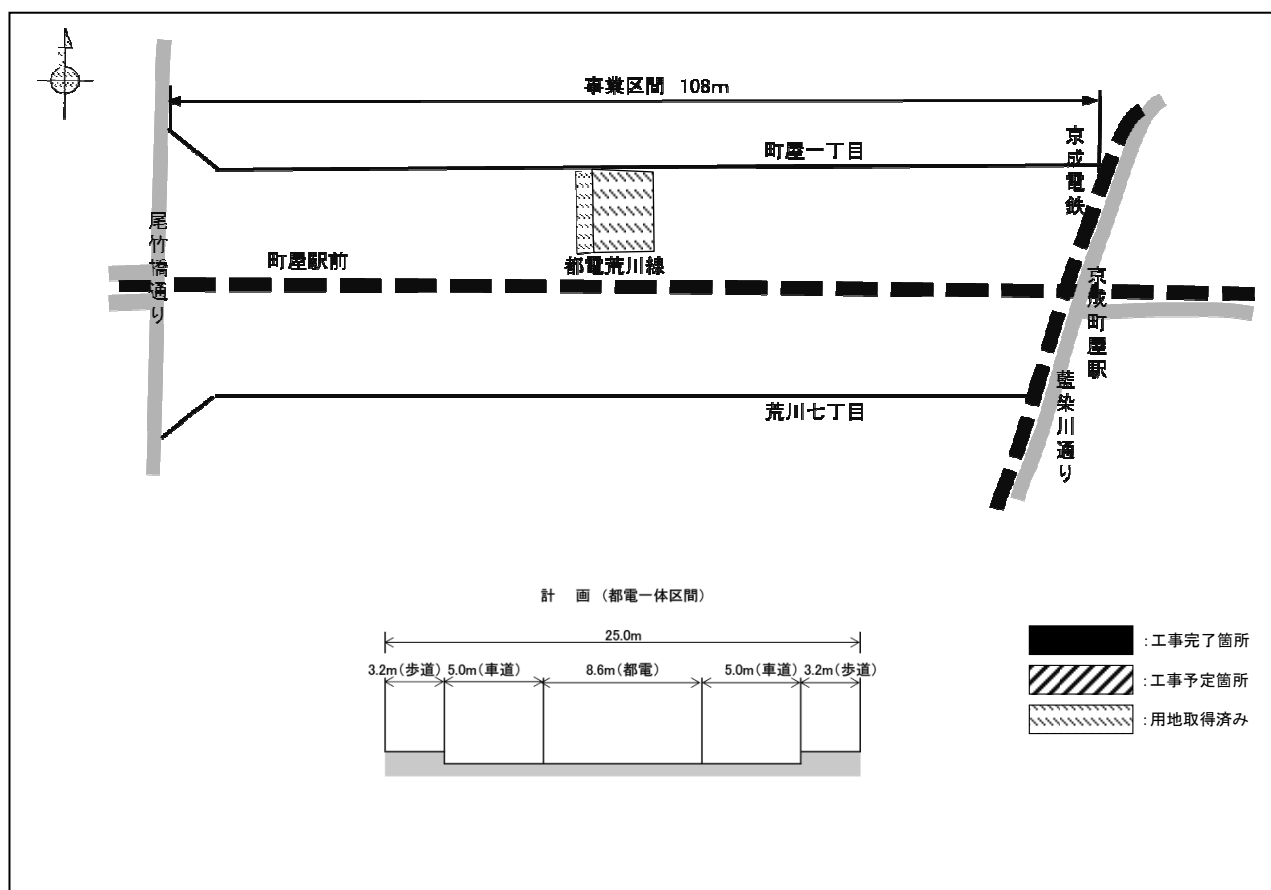
延長 108m 計画幅員 25m (現況現道 約 5 m)

事業進捗率 2 % (用地 約 14 % 工事 0 %)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

本年度事業 用地取得を推進する。

(用地取得は、公益財団法人東京都道路整備保全公社が実施。)



(6) 補助 136 号線 (足立)

本路線は、足立区扇一丁目から葛飾区新宿二丁目に至る延長 8.1 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区足立一丁目から同区足立三丁目までの延長 630mを事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「足立地域」の特定整備路線として、延焼遮断帯の機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可 平成 26 年 9 月 19 日

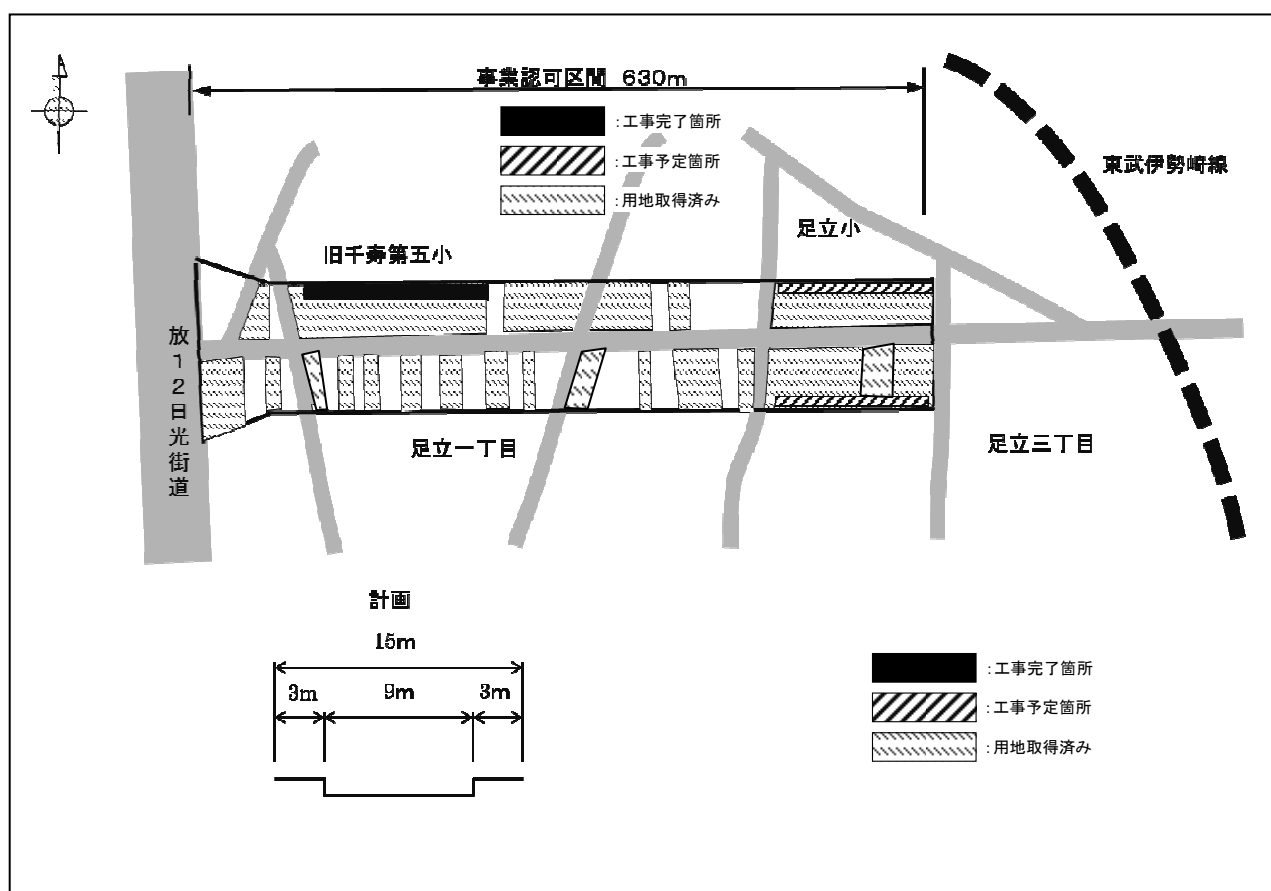
事業区間 足立区足立一丁目～同区足立三丁目 (放 1 2～東武伊勢崎線付近)

延長 630m 計画幅員 15m～18m (現況幅員 約 11m)

事業進捗率 約 76% (用地 約 82% 工事 約 23%)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

本年度事業 用地取得を推進するとともに、排水管設置工事を行う。



(7) 補助第 138 号線 (興野)

本路線は、足立区江北二丁目から葛飾区東金町二丁目に至る延長 10.3 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区興野一丁目から本木二丁目までの 350mを事業中である。本区間は、本木新道と補助 100 号線（尾竹橋通り）に挟まれた区間であり、尾竹橋通りから東側区間は、足立区により事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「西新井駅西口一帯地域内」の特定整備路線として、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可 平成 26 年 2 月 7 日

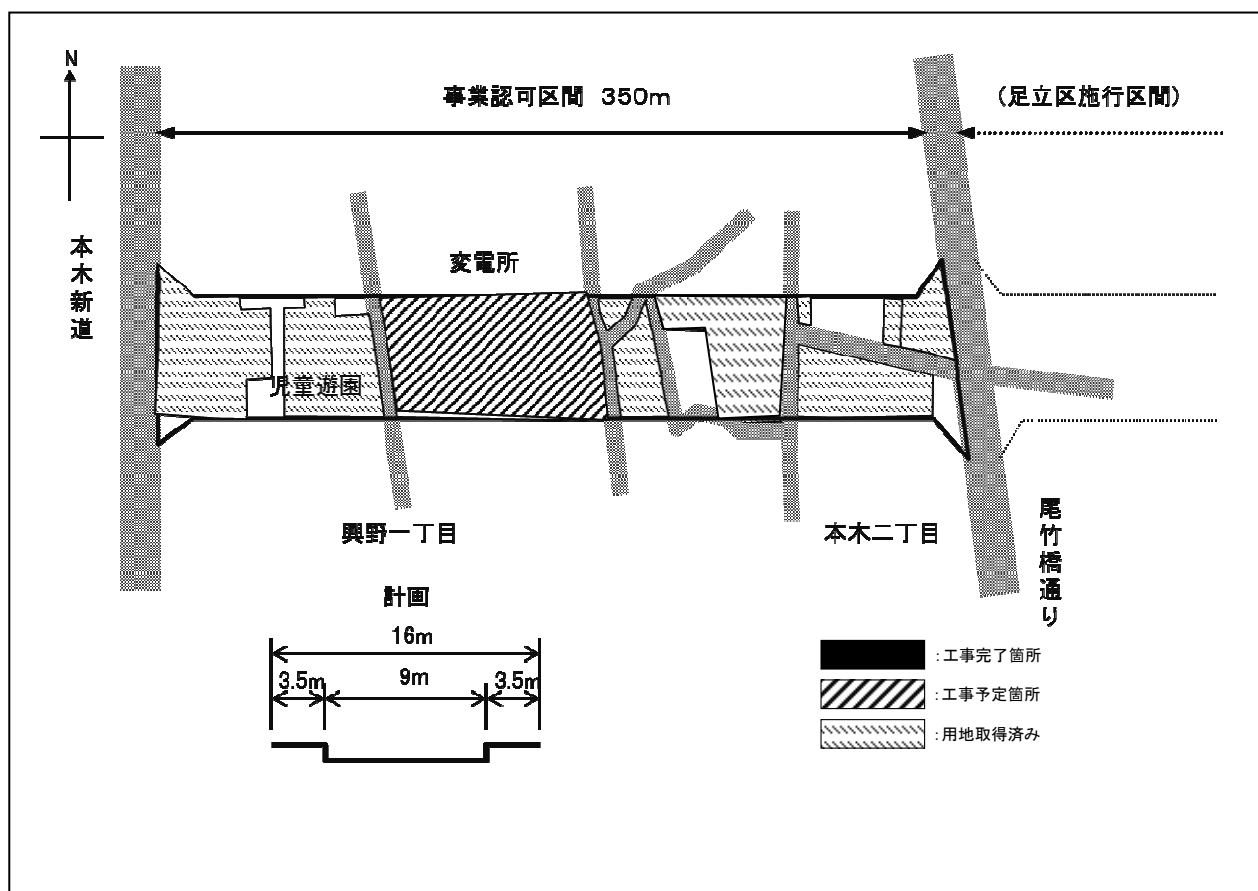
事業区間 足立区興野一丁目～同区本木二丁目
(本木新道～補助 100 号)

延長 350m 計画幅員 16m

事業進捗率 約 83% (用地 約 91% 工事 約 28%)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

本年度事業 用地取得を推進する。



3. 橋梁整備事業

(1) 新花畑橋（仮称）（補助第 257 号線）

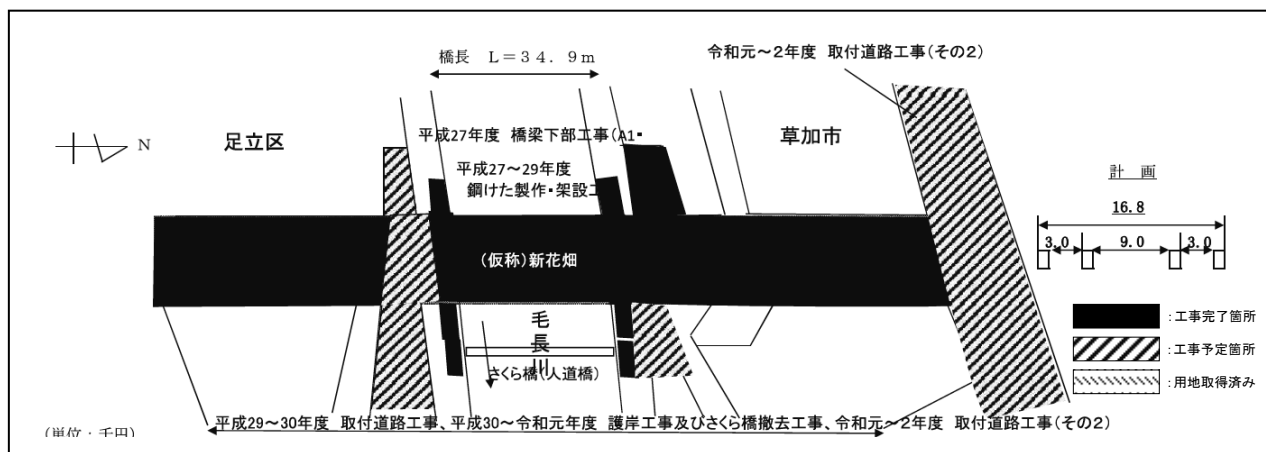
本橋は、足立区花畑と埼玉県草加市を結ぶ都県境に計画されている橋梁である。

本箇所から下流に架かる鷺宮橋の架替に先立ち整備することとし、平成 18 年度に地元説明と現況測量を実施し、平成 20 年度から工事に着手した。令和 2 年 12 月には、橋梁部の交通開放を行った。

区域決定 平成 19 年 11 月 8 日

事業進捗率 約 97%（用地 100% 工事 約 96%）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

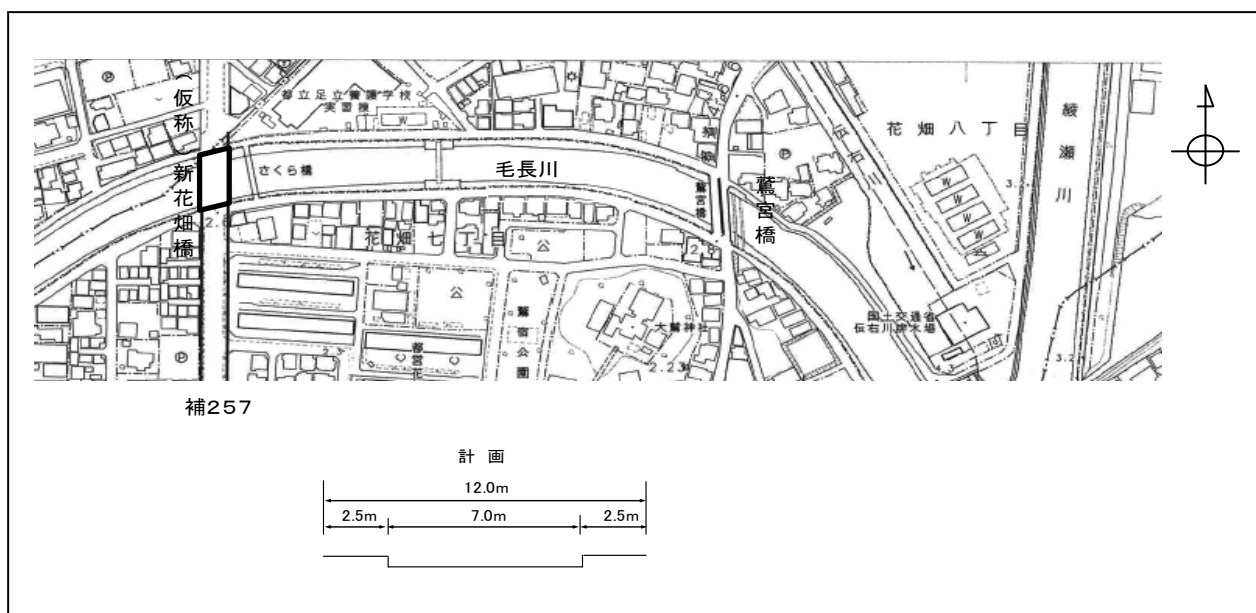


(2) 鷺宮橋（特例都道内匠橋花畑線第 466 号）

綾瀬川・伝右川との合流点に近い毛長川に架かる本橋は、昭和 26 年にしゅん功したもので、幅員が狭小で交通のボトルネックになっているばかりでなく、老朽化が著しい橋梁である。

さらに、桁下高が不足していることから、早期の架替が必要である。架替にあたっては約 280m 上流に計画されている補 257 の橋梁（新花畑橋（仮称））の整備の進捗状況を踏まえ検討を進めている。

なお、平成 25 年度に、地元説明会を開催し、現況測量を実施した。



第 9 河川事業

1. 高潮対策事業（新河岸川、隅田川、石神井川、毛長川、綾瀬川、旧綾瀬川）

第六建設事務所管内は地形的に大半が低地であり、荒川水系の隅田川、新河岸川、石神井川、神田川と、利根川水系の綾瀬川、毛長川が分・合流している。

このように管内は大小の河川に囲まれ、集中豪雨、台風等に際しては、地形的な面も合わせてその影響の大きいところである。そのような状況も踏まえ管内の河川では、急激な都市化の進展に対応し、洪水や高潮に対する安全性を向上させるため護岸の整備等を進めているが、必ずしも十分な状況になく、近年頻発する局地的な集中豪雨の発生状況も踏まえ、一層、安全性の向上に取り組んでいる。

また、河川の治水機能に加え、都市に残された貴重な空間として、自然とふれ合える場、美しい景観の創出などに取り組んでいる。

対象河川一覧表

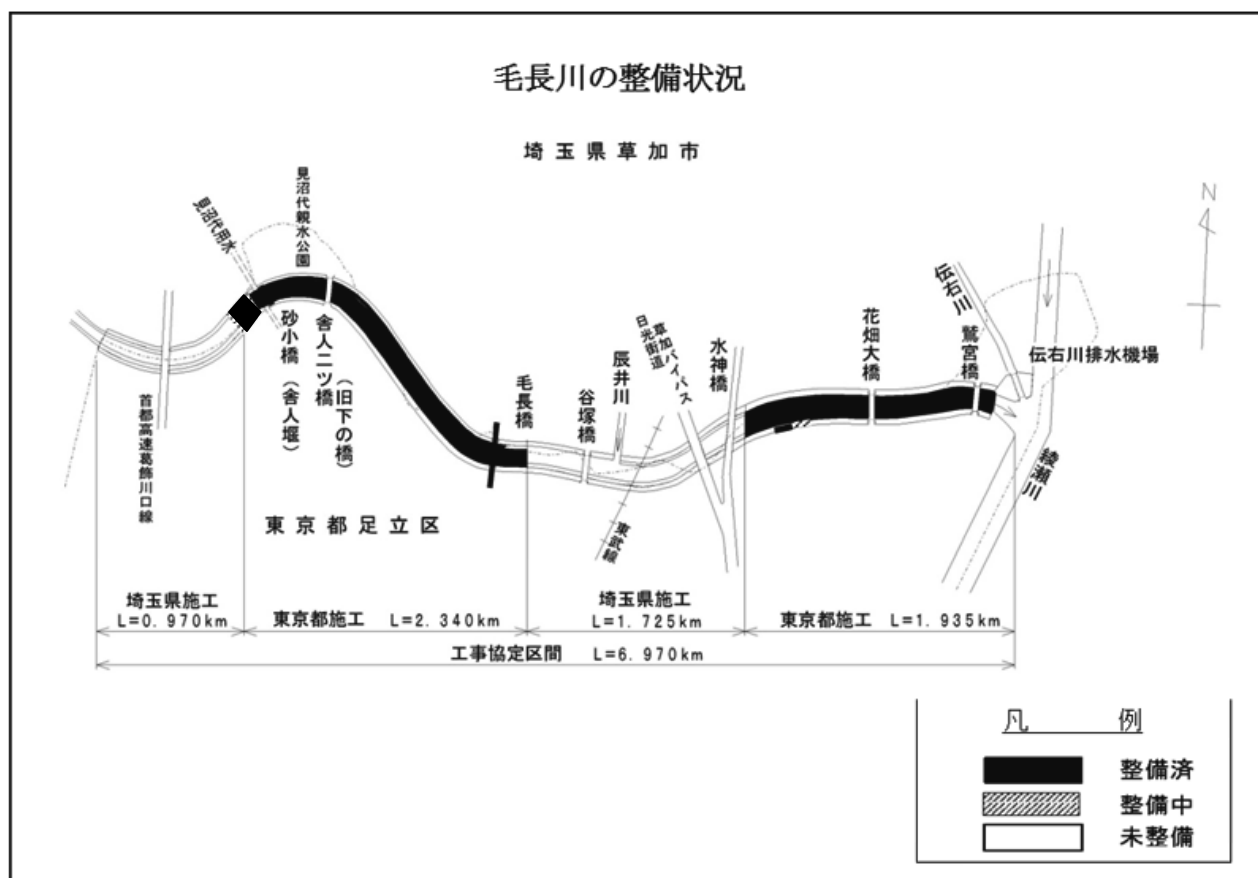
河 川 名	区 間	右岸延長	左岸延長
新 河 岸 川	隅田川合流点～新河岸橋	3.0 km	4.1 km
隅 田 川	神田川合流点～新河岸川合流点	18.0 km	11.9 km
石 神 井 川	隅田川合流点～溝田橋	0.7 km	0.7 km
綾 瀬 川	葛飾区境～内匠橋	3.6 km	4.1 km
毛 長 川	綾瀬川合流点～埼玉県境	7.0 km	2.5 km
旧 綾 瀬 川	隅田川合流点～荒川分流点	0.4 km	-
計		32.7 km	23.3 km

(1) 毛長川

東京都と埼玉県都県境を流れる毛長川については、平成2年度より本格的に護岸整備工事に着手したが、都県境界が錯綜するため平成6年1月埼玉県と工事協定を結び、都・県それぞれの施工区間を決定して、整備を進めている。

東京都の整備区間延長は約8.6kmで、令和4年5月末までに延長約8.0kmの自立式護岸を整備し、整備率は93%である。平成30年度より見沼代用水合流部上流の護岸整備工事を進めている。令和元年度より、自立式護岸の整備が完了した区間（花畑大橋から水神橋まで）において、順次、鋼管矢板の被覆、高水護岸の整備等を進めている。

また、下流側の埼玉県施工区間の河床掘削が完了していることから、平成23年度から、毛長橋上下流部の河床掘削工事に着手し、令和3年度に東京都施工区間を完了した。

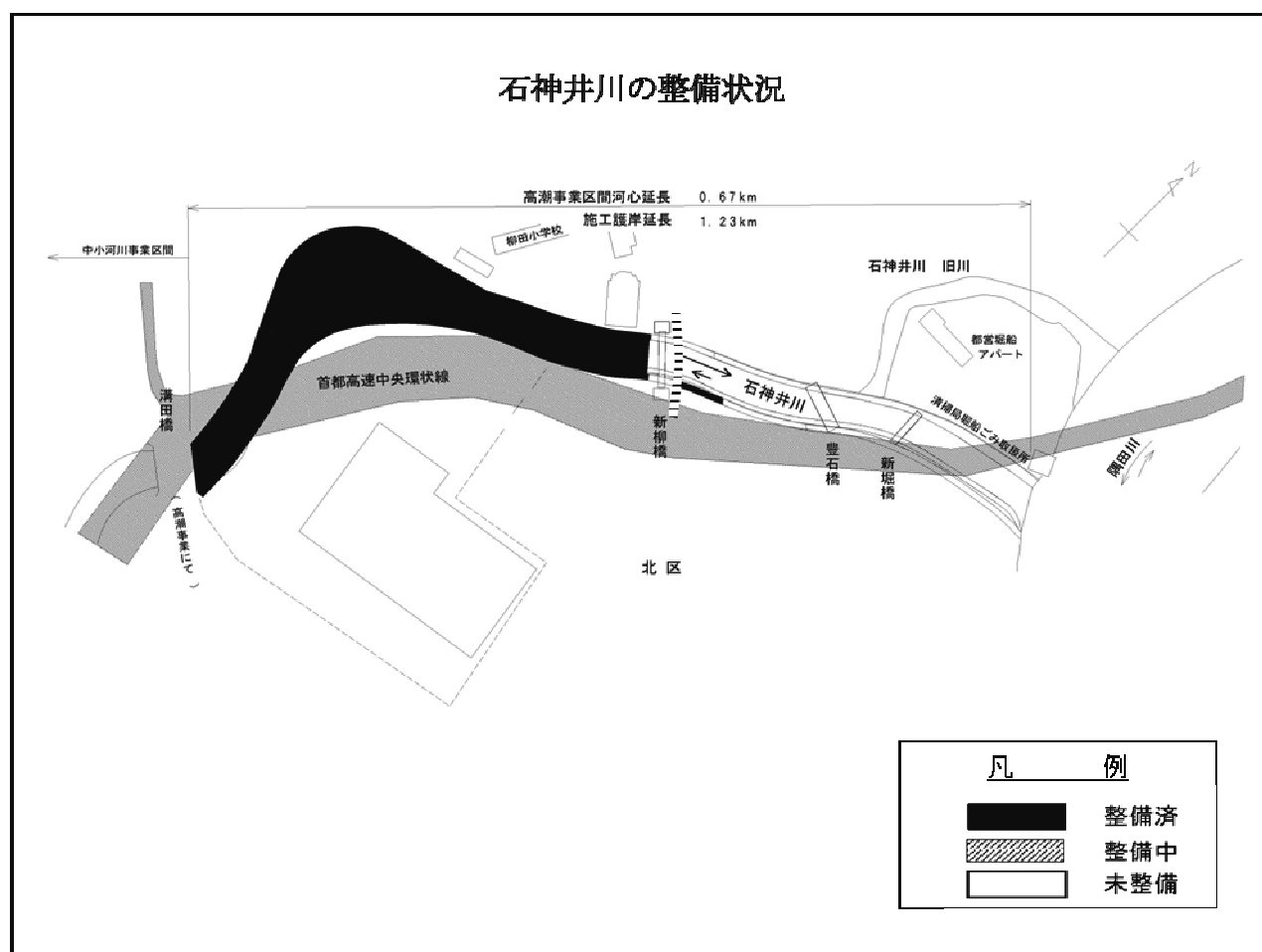


(2) 石神井川

当該整備区間となる溝田橋下流の高潮対策事業の施工区間 670mのうち、平成 10 年度から延長 176mを首都高速道路㈱（旧 首都高速道路公団）に委託し平成 15 年度末に完了している。

平成 16 年度から東京都施工区間に着手し、平成 18 年度に左岸側旧河川敷（あすか緑地）整備が完了（修景工事は北区施工）している。また、平成 19 年度から新柳橋上流右岸の護岸改修に着手し、平成 21 年度に右岸側が完了し、平成 23 年度には左岸側が完了した。

平成 27 年度から、新柳橋下流の整備を進めており、令和元年度から、新柳橋の架替事業に着手している。



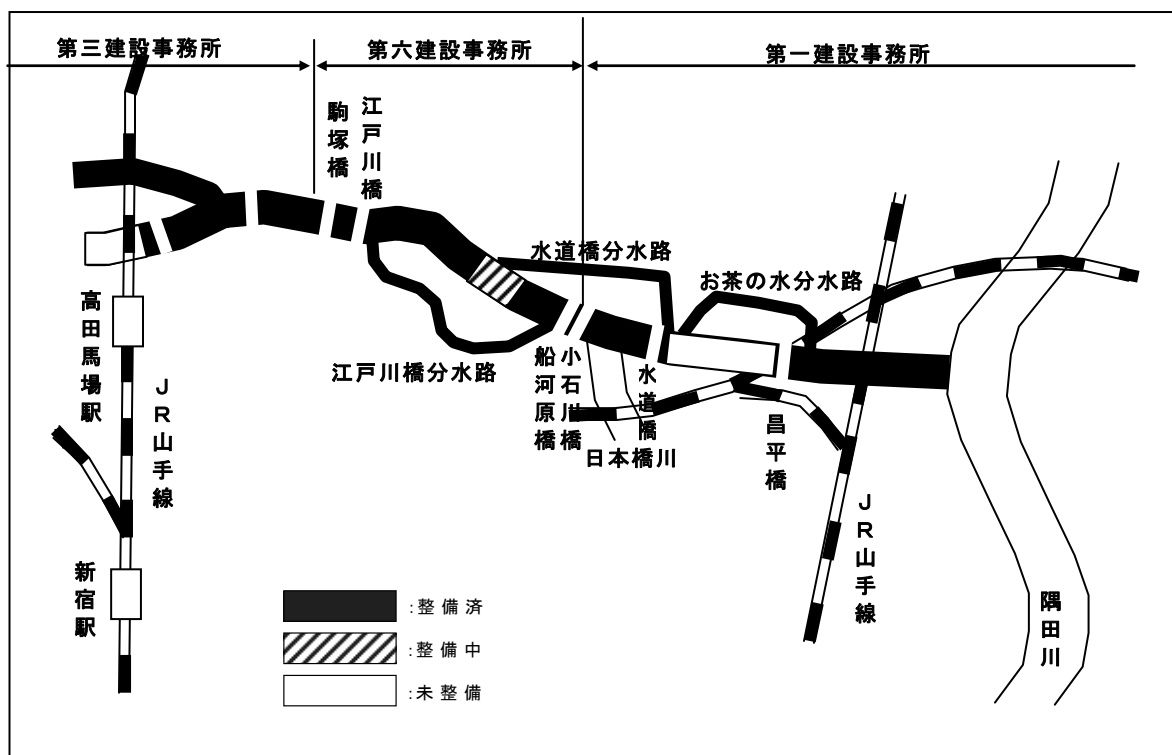
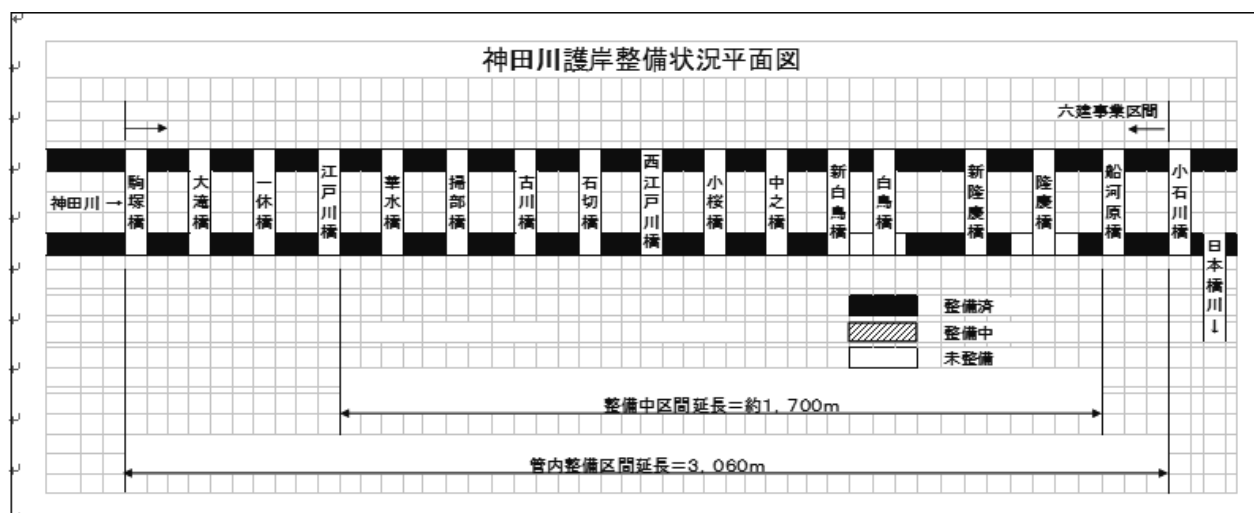
2. 中小河川整備事業（神田川）

神田川における護岸整備は、中小河川整備事業として実施している。

管内における整備区間は小石川橋上流から駒塚橋上流までの延長約 3,060m 区間であり、昭和 56 年度までに江戸川橋から駒塚橋までの延長約 860m、昭和 59 年度までに小石川橋から船河原橋の延長約 460m の整備が完了している。

未整備区間である船河原橋から江戸川橋までの延長約 1,700m 区間は神田川を覆うように首都高速道路が河川上空を占用している。また、神田川に並行して都道目白通りと護岸背面には江戸川橋分水路、水道橋分水路が近接している。このような厳しい現場環境の中、平成 3 年度より事業に着手し、護岸整備及び橋梁架替えを実施している。平成 21 年度には古川橋上・下流の護岸及び古川橋架替え工事がしゅん工し、この区間における新白鳥橋から江戸川橋までの護岸整備と河川計画上支障がある 11 橋梁のうち 9 橋梁の架替えが完了した。

引き続き、新隆慶橋から白鳥橋間の護岸整備を進めていく。



3. 緩傾斜型堤防整備事業・スーパー堤防整備事業

低地防災対策委員会の答申を受けて、隅田川などの東部低地帯の主な河川について、大地震に対する安全性を高めるとともに水に親しめる良好な水辺環境を創出するため、昭和 55 年度から緩傾斜型堤防整備事業が、そして昭和 60 年度からは、スーパー堤防整備事業が実施された。

現在、隅田川では、沿川の再開発事業等に合わせて緩傾斜型堤防やスーパー堤防の整備事業を重点的に進めている。平成 20 年度の新田地区の修景工事を最後に、第六建設事務所が実施する隅田川の整備は完了し、平成 21 年度から隅田川におけるスーパー堤防等の事業は、江東治水事務所で実施している。

第六建設事務所では、令和元年度より綾瀬川六町地区にて緩傾斜型堤防の整備に着手している。

緩傾斜型堤防・スーパー堤防整備図



4. 耐震・耐水対策事業（綾瀬川、新河岸川、石神井川）

平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災を契機として、堤防や水門等の耐震対策事業を開始し、平成 21 年度から「東部低地帯における河川施設の耐震対策（平成 21～25 年度）」に基づき、綾瀬川について護岸耐震補強工事に着手した。

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、東部低地帯などで震度 5 強の揺れが観測されたが、河川施設に大きな被害は生じなかった。しかし、想定を上回る津波等により東北地方を中心に甚大な被害が発生したことから、都においても低地河川の地震・津波対策について再検討を行い、最大級の地震が発生した場合にも、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とし、平成 24 年 12 月に「東部低地帯の河川施設整備計画」（「整備計画」）が策定され、綾瀬川、新河岸川、石神井川の整備を行ってきた。

この「整備計画」に従い、最大級の地震が発生した場合にも、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とし、堤防、水門・排水機場等の耐震・耐水対策を実施していく。

令和 3 年 12 月には、これまでの整備計画に「地震後に発生する高潮に備える。」という目標を加えた、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（「二期計画」）により、新河岸川、圀川の整備を行う。

（1）綾瀬川

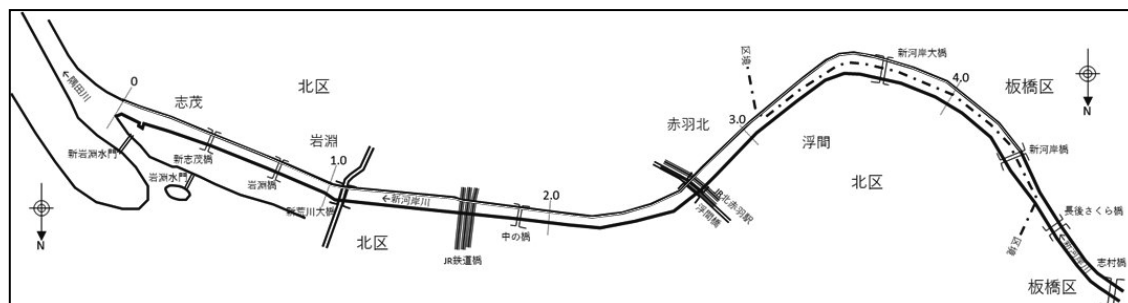
綾瀬川の高潮対策事業としての護岸（計画高 A P +5.0m）の整備は完了している。

平成 21 年度から、護岸耐震補強工事に着手し、令和 4 年度には橋梁架替えに併せ整備される区間を除き完了した。

（2）新河岸川（二期計画）

新河岸川では、平成 28 年度に整備計画による耐震対策が完了している。令和 4 年度から「Ⅱ期計画」に基づく防潮堤耐震対策工事に着手する。

新河岸川の整備状況



5. 河川防災事業

隅田川をはじめ東京都が管理する河川のうち、昭和 30～40 年代に整備され、老朽化が進む防潮堤や護岸等の河川管理施設について、補修や補強など局部的な改良工事を計画的に進めることで河川の安全性や利便性の向上を図る事業である。

6. 防災船着場

(1) 目的

阪神淡路大震災（平成 7 年 1 月）以降、陸上交通網が地震で寸断されてしまったときの輸送手段の補完として船運の有効性が注目されてきた。さらに、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月）により、船運への注目度は高まっている。

防災船着場は、住民の避難や緊急物資の輸送など必要な機能を有効に発揮し、災害時等における河川舟運の拠点となるものである。

(2) 防災船着場の機能

- ① 発災時の機能：避難人、負傷者や帰宅困難者の輸送
- ② 応急復旧時の機能：緊急支援物資の輸送
- ③ 復興時の機能：資器材、復旧資材の輸送

7. 河川管理施設の長寿命化

東京都では、河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]（H28.3）を策定し、施設の安全性の確保と長寿命化を進めている。

当所管内では、神田川のお茶の水分水路、水道橋分水路及び江戸川橋分水路と石神井川の飛鳥山分水路の 4 施設が対象である。

平成 28 年度から神田川お茶の水分水路の補修工事に着手し、令和元年度に完了している。平成 29 年度には石神井川飛鳥山分水路、令和 2 年度には神田川江戸川橋分水路の補修工事に着手した。

付 表

1. 第六建設事務所管理道路

種 別		整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	管
						起 点
一般 国道	指 定 区間外		1 2 2 号	栃木県日光市	豊島区	北区岩淵町
		計	1 路 線			
主 要 地 方 道	道 路 法 第 七 条 認 定	8	千 代 田 練 馬 田 無	千代田区	西東京市	文京区後楽二丁目
		49	足 立 越 谷	足立区	埼玉県越谷市	足立区西保木間三丁目
		58	台 東 川 口	台東区	埼玉県川口市	台東区根岸三丁目
		計	3 路 線			
	道 路 法 第 八 十 九 条 認 定	301	白 山 祝 田 田 町	文京区白山五丁目	港区三田三丁目	文京区白山五丁目
		306	王 子 千 住 夢 の 島	北区王子二丁目	江東区夢の島一丁目	北区王子二丁目
		307	王 子 金 町 江 戸 川	北区王子一丁目	江戸川区江戸川一丁目	北区王子一丁目
		308	千 住 小 松 川 葛 西 沖	足立区足立一丁目	江戸川区臨海町一丁目	足立区足立一丁目
		311	環 状 八 号	大田区羽田空港三丁目	北区岩淵町	北区赤羽北二丁目
		313	上 野 尾 竹 橋	台東区根岸二丁目	足立区千住桜木二丁目	台東区根岸二丁目
		314	言 問 大 谷 田	台東区浅草七丁目	足立区谷中二丁目	台東区浅草七丁目
		315	御 徒 町 小 岩	台東区台東二丁目	江戸川区西小岩一丁目	台東区台東二丁目
		318	環 状 七 号	大田区東海三丁目	江戸川区臨海町六丁目	北区上十条四丁目
		319	環 状 三 号	港区	江東区	文京区弥生一丁目
		計	1 0 路 線			
一 般 都 道	道 路 法 第 七 条 認 定	102	平 方 東 京	埼玉県越谷市大字平方	足立区青井三丁目	足立区神明一丁目
		103	吉 場 安 行 東 京	埼玉県さいたま市 緑区大字大間木	足立区島根一丁目 王子金町江戸川線交点	足立区東伊興三丁目
		104	川 口 草 加	埼玉県川口市	埼玉県草加市	足立区入谷八丁目
		106	東 京 鳩 ケ 谷	足立区江北二丁目 王子金町江戸川線交点	埼玉県川口市南鳩ヶ谷	足立区江北二丁目
		107	東 京 川 口	足立区江北二丁目 東京鳩ヶ谷線交点	埼玉県川口市	足立区江北二丁目
		239	足 立 川 口	足立区	埼玉県川口市	足立区鹿浜三丁目
		255	足立さいたま自転車道	足立区	埼玉県さいたま市	足立区鹿浜二丁目
		計	7 路 線			

令和3年4月1日現在

内 終 点	延長 (m)	面積 (㎡)	通称道路名	都市計画道路名	備 考
北区滝野川三丁目	6,311	193,017	北本通り、明治通り	環5-1、放10	新荒川大橋 (東京都管理)
	6,311	193,017			
文京区目白台一丁目	3,434	87,036	目白通り、新目白通り	放7、放26、環3、 補76	
足立区西保木間四丁目	286	7,058	日光街道	放12	水神橋(埼玉県管理)
足立区舎人四丁目	11,810	429,225	尾久橋通り、江北橋通り	放11	溝橋(埼玉県管理)
	15,530	523,319			
文京区本郷一丁目	3,262	128,437	白山通り、旧白山通り	放9、補178	
墨田区堤通二丁目	9,500	244,424	明治通り	環5-2、環4	白鬚橋(六建管理)
足立区大谷田一丁目	11,920	292,882	明治通り、環七通り、 江北橋通り	補88、補93、補91、 補113、環7、補269	飯塚橋(六建管理)
足立区足立二丁目	1,509	45,369	平和橋通り	補113	
北区岩淵町	1,775	50,0927	環八通り	環8	
足立区千住桜木二丁目	3,786	67,646	尾竹橋通り	補100	
足立区谷中二丁目	6,740	134,152	川の手通り	補109	堀切橋(六建管理)
墨田区横網二丁目	1,628	44,913	蔵前橋通り	放14	蔵前橋(六建管理)
足立区中川四丁目	7,271	217,437	環七通り	環7	※沿道整備指定道路
台東区浅草六丁目	4,291	95,196	言問通り、目白通り、 新目白通り	環3、補95	
	51,682	1,321,383			
足立区青井三丁目	3,708	58,983			
足立区島根一丁目	3,388	52,827	尾竹橋通り	補100、補262	
足立区舎人四丁目	1,391	25,219	尾久橋通り	補262、放11	溝橋(埼玉県管理)
足立区入谷九丁目	4,855	102,942	鳩ヶ谷街道	補252	
足立区鹿浜五丁目	2,808	74,192		補113支1、補113	
足立区入谷三丁目	1,964	90,608	鳩ヶ谷街道	補113	中居橋(埼玉県管理)
足立区入谷九丁目	605	2,738			
	165,765	4,932,947			

種 別		整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	管
						起 点
特 例 都 道	道 路 法 第 八 十 九 条 認 定	405	外 濠 環 状	港区新橋一丁目	港区新橋二丁目	文京区後楽二丁目
		434	牛 込 小 石 川	新宿区新小川町	文京区後楽一丁目	文京区後楽二丁目
		435	音 羽 池 袋	文京区音羽一丁目	豊島区東池袋一丁目	文京区音羽一丁目
		436	小 石 川 西 巢 鴨	文京区小石川一丁目	豊島区西巢鴨一丁目	文京区小石川一丁目
		437	秋 葉 原 雑 司 ヶ 谷	千代田区外神田一丁目	文京区目白台二丁目	台東区上野一丁目
		445	常 盤 台 赤 羽	板橋区東新町一丁目	北区赤羽一丁目	北区赤羽西六丁目
		447	赤 羽 西 台	北区赤羽北二丁目	板橋区相生町	北区赤羽北二丁目
		449	新 荒 川 堤 防	北区志茂五丁目	江東区東砂八丁目	足立区新田三丁目
		450	新 荒 川 葛 西 堤 防	足立区江北二丁目	江戸川区篠崎町三丁目	足立区江北二丁目
		452	神 田 白 山	千代田区外神田二丁目	文京区本駒込一丁目	台東区上野一丁目
		453	本 郷 亀 戸	文京区本郷四丁目	江東区亀戸三丁目	文京区本郷四丁目
		455	本 郷 赤 羽	文京区弥生一丁目	北区赤羽西六丁目	文京区弥生一丁目
		457	駒 込 宮 地	文京区千駄木三丁目	荒川区西日暮里一丁目	文京区千駄木三丁目
		458	白 山 小 台	文京区本駒込一丁目	足立区小台二丁目	文京区本駒込一丁目
		460	中 十 条 赤 羽	北区中十条一丁目	北区赤羽一丁目	北区中十条一丁目
		461	吾 妻 橋 伊 興 町	墨田区吾妻橋一丁目	足立区東伊興二丁目	足立区千住曙町
		462	蔵 前 三 ノ 輪	台東区蔵前四丁目	台東区三ノ輪一丁目	台東区蔵前四丁目
		463	上 野 月 島	台東区東上野三丁目	中央区勝どき一丁目	台東区東上野三丁目
		464	言 問 橋 南 千 住	台東区浅草六丁目	荒川区南千住七丁目	台東区浅草六丁目
		466	内 匠 橋 花 畑	足立区南花畑三丁目	足立区花畑八丁目	足立区南花畑三丁目
		467	千 住 新 宿 町	足立区足立一丁目	葛飾区新宿二丁目	足立区足立一丁目
		計	21 路 線			
	合計		42 路 線			

内 終 点	延長 (m)	面積 (㎡)	通称道路名	都市計画道路名	備 考
千代田区外神田二丁目	2,143	65,774	外堀通り	環2	
文京区後楽一丁目	972	28,381		放25	新隆慶橋（六建管理）
文京区音羽二丁目	1,159	38,744		放26、環4	
文京区大塚四丁目	2,539	50,898		補79	
文京区目白台二丁目	7,668	169,150	中央通り、不忍通り	放28、環4、補94	
北区赤羽一丁目	2,294	36,237		補85	
北区浮間四丁目	1,632	30,619		補157	
足立区千住曙町	10,276	186,599	墨堤通り、川の手通り 北本通り、環七通り	補118	
足立区足立二丁目	4,394	159,506	江北橋通り、 平和橋通り	補113	
文京区本駒込一丁目	3,893	66,702	中央通り	補92、補94、補178	
墨田区本所一丁目	3,048	68,698	春日通り	放8、補102	厩橋（六建管理）
北区赤羽西六丁目	8,891	202,458	本郷通り	放10、補83、補85	
荒川区西日暮里一丁目	1,384	27,408	道灌山通り	環4	
足立区小台二丁目	4,678	83,243		補93、補93支1	
北区赤羽一丁目	2,824	36,164		補83、補73	
足立区東伊興二丁目	6,460	134,632	墨堤通り、尾竹橋通り	補119、補100	綾瀬橋・水神大橋 （五建管理）
台東区三ノ輪一丁目	2,807	95,914	国際通り	放30	
墨田区吾妻橋一丁目	1,912	63,516	浅草通り	補103	吾妻橋・駒形橋 （六建管理）
荒川区南千住七丁目	2,364	57,179		補108	
足立区花畑八丁目	2,958	23,209			
足立区東和一丁目	3,066	52,428	江北橋通り	補136	
	77,362	1,677,489			
	169,604	3,932,717			

2. 第六建設事務所管理橋梁及び歩道橋

管理橋梁一覧

令和4年4月1日現在

管理 工区	橋梁名	路線 番号	通称道路名	桁下名称	橋長 (m)	総幅 員 (m)	架設 年次 (年)	備考
北	東橋	主318	環七通り	区道	5.5	24.9	昭16	
	浮間橋	特447		新河岸川	86.1	16.0	昭59	
	王子大橋	国122	北本通り	石神井川	12.7	28.8	昭6	
	音無橋	特455	本郷通り	石神井川	50.0	19.4	昭5	
	神谷陸橋	主318	環七通り	国122	260.0	14.0	昭44	
	松栄橋	主318	環七通り	区道	5.5	20.0	昭16	
	新荒川大橋 (上流)	国122	北本通り	荒川、新河岸川	700.3	10.0	昭41	
	新荒川大橋 (下流)	国122	北本通り	荒川、新河岸川	700.3	10.0	昭45	
	新神谷橋	主318	環七通り	隅田川、区道	202.8	21.0	昭39	
	新田端大橋	特458		J R	362.5	18.0	昭62	
	豊島橋	主307		隅田川	106.7	15.8	平14	
	富士見橋	主318	環七通り	J R	13.4	25.8	昭26	
	平和橋	主318	環七通り	J R	88.8	19.2	昭26	
	溝田橋	主306	明治通り	石神井川	28.9	30.2	平30	
	姥ヶ橋陸橋	主318	環七通り	特455	234.4	16.0	平5	
	南大橋	特455		J R、区道	100.0	10.2	平8	
	尾久橋	主58	尾久橋通り	隅田川	306.0	26.0	昭54	
	小台橋	特458		隅田川	118.2	15.8	平6	
荒 川	尾竹橋	主313	尾竹橋通り	隅田川	130.3	15.8	平6	
	千住汐入大橋	主314	川の手通り	隅田川	158.6	20.0	平18	
	片瀬北陸橋	主58	尾久橋通り	主58	24.1	9.0	昭50	
	片瀬南陸橋	主58	尾久橋通り	主58	24.1	9.0	昭50	
	熊野前陸橋	主58	尾久橋通り	都電、主306、 区道	537.4	14.0	昭42	
	宮地陸橋	主306	明治通り	主313、区道	199.0	15.0	昭49	
	瑞光橋	主314	川の手通り	隅田川	95.0	20.0	平18	
	江戸川橋	主8	目白通り	神田川	21.4	30.7	昭52	
文 京	新隆慶橋	特434		神田川	27.0	30.0	平18	
	吾妻橋	特463	浅草通り	隅田川	132.5	23.4	昭6	
台 東	厩橋	特453	春日通り	隅田川	151.4	24.5	昭4	
	寛永寺橋	主319	言問通り	J R	59.7	12.2	昭3	J R管理 (都は表面 管理)
	寛永寺陸橋	主319	言問通り	-105	227.4	14.0	昭50	
	蔵前橋	主315	蔵前橋通り	隅田川、区道	173.4	23.0	昭2	
	駒形橋	特463	浅草通り	隅田川	146.3	25.8	昭2	
	白鬚橋	主306	明治通り	隅田川	168.8	22.8	昭6	
	両大師橋	特452		J R	251.8	18.5	昭46	

管理 工区	橋梁名	路線 番号	通称道路名	桁下名称	橋長 (m)	総幅 員 (m)	架設 年次 (年)	備考
足 立 東	飯塚橋	主307		中川、区道	354.5	21.0	平5	
	梅島陸橋	主318	環七通り	国4	163.5	14.5	昭43	
	大谷田陸橋	主318	環七通り	主307、区道	256.7	15.5	昭47	
	五兵衛新橋	特467	江北橋通り	綾瀬川	219.5	15.0	昭59	
	新加平橋	主318	環七通り	綾瀬川	36.6	21.6	平15	
	内匠橋	-102		綾瀬川	30.9	7.6	平19	
	伝右橋	特466		伝右川	15.6	12.3	昭61	
	堀切橋	主314	川の手通り	東武、特449、 450、荒川、 綾瀬川	874.2	17.7	昭42	
足 立 西	鷺宮橋	特466		毛長川	31.5	5.1	昭26	
	願大橋	主58	尾久橋通り	荒川、特450、 補118	642.6	26.8	昭54	
	江北橋	主307	江北橋通り	荒川、特450、 補118	551.4	17.8	昭42	
	江北陸橋	主318	環七通り	主58	198.0	15.5	昭49	
	鹿浜橋	主318	環七通り	荒川、特450、 区道	604.9	21.0	昭43	
	舎人ニツ橋	主58	尾久橋通り	毛長川	24.7	25.0	昭61	
	南平大橋	-104		新芝川運河	70.0	18.9	平8	
	西新井橋	特461	尾竹橋通り	荒川、脚、補118	497.3	16.4	昭36	
	西新井陸橋	主318	環七通り	東武、区道	170.1	19.1	昭42	
	谷塚橋	-103	尾竹橋通り	毛長川	25.7	20.8	昭54	

管理歩道橋一覧

令和4年4月1日現在

管理 工区	歩道橋名	路線番号	通称名等	架設年次
北	飛鳥山公園	国122	明治通り	平成15
	岩渕	国122	北本通り	昭和41
	姥ヶ橋	特455		昭和47
	馬坂	主318	環七通り	昭和45
	王子四丁目	国122	北本通り	昭和43
	王子五丁目	国122	北本通り	昭和44
	王子駅前	国122	北本通り	昭和44
	王子本町	特455		昭和42
	尾長橋	国122	北本通り	昭和42
	上十条	特455		昭和42
	上十条第二	主318	環七通り	昭和45
	神谷	主318	環七通り	昭和41
	桐ヶ丘赤羽台	特445		昭和47
	島下公園前	特455		昭和48
	十条	主318	環七通り	昭和42
	滝野川会館前	特455	本郷通り	昭和42
	田端新町三丁目	主306	明治通り	昭和44
	豊島二丁目	主307		昭和46
	中十条一丁目	特455		昭和43
	西ヶ丘三丁目	特455		昭和48
	滝野川馬場ふれあい	国122	明治通り	平成14
	平和橋東	主318	環七通り	昭和45
	堀船	主306	明治通り	昭和42
	溝田	主306	明治通り	昭和44
	宮堀第一	国122	北本通り	昭和45
	宮堀第二	国122	北本通り	昭和45
	26			
荒川	荒川区役所前	主306	明治通り	昭和43
	大関	主306	明治通り	昭和44
	新三河島駅前	主306	明治通り	昭和50
	西日暮里駅前	特457	道灌山通り	昭和50
	南千住駅前	特464	J R 貨物線	昭和58
	5			
文京	後楽園北	特434		昭和42
	関口二・三丁目	主8	目白通り	昭和44
	第三護国寺前	特437	不忍通り	昭和45
	第二護国寺前	特437	不忍通り	昭和45
	古川	主6	目白通り	昭和45
	本駒込	特455	本郷通り	昭和44
	向丘	特455	本郷通り	昭和42
	明化小学校前原町	主301	白山通り	昭和51
	目白台二丁目	特437	不忍通り	昭和44
	9			

管理 工区	歩道橋名	路線番号	通称名等	架設年次
台東	根岸小学校前	主58	尾久橋通り	昭和47
	根岸二丁目	主58	尾久橋通り	昭和46
	両大師橋下	特452		昭和45
	3			
足立東	東町	特461	墨堤通り	昭和43
	足立一丁目	主308	平和橋通り	昭和57
	綾瀬駅東口	主314		昭和47
	大谷田	主318	環七通り	昭和43
	大谷田新町	主318	環七通り	昭和48
	関屋	特461	墨堤通り	昭和42
	千住曙町	主314		昭和45
	中川	主318	環七通り	昭和42
	西加平	主318	環七通り	昭和42
	東加平	主318	環七通り	昭和42
	東栗原町	主318	環七通り	昭和45
	東島根町	主318	環七通り	昭和42
	本町	主318	環七通り	昭和43
	13			
足立西	梅島	主318	環七通り	昭和43
	興野町	特461	尾竹橋通り	昭和45
	上沼田	主318	環七通り	昭和43
	河原町	特461	墨堤通り	昭和43
	北鹿浜北	一107	東京川口線	昭和42
	北鹿浜西	主318	環七通り	昭和43
	北鹿浜南	主318	環七通り	昭和42
	栗原	主318	環七通り	昭和43
	栗原一号	特461	尾竹橋通り	昭和46
	高野	主318	環七通り	昭和44
	島根	主318	現七通り	昭和43
	新田	主318	環七通り	昭和46
	関原三丁目	特461	尾竹橋通り	昭和46
	大師前	主318	環七通り	昭和44
	竹の塚七丁目	一103		昭和54
	椿	主318	環七通り	昭和46
	西新井	主318	環七通り	昭和42
	宮城	主307	明治通り	昭和44
	宮元町	特461	墨堤通り	昭和43
	本木町一号	特461	尾竹橋通り	昭和44
	20			

※歩道橋数の推移

年度区分	平成27年4月1日	平成31年4月1日	令和3年4月1日
管内の総数	81	78	76

3. アンダーパス・道路排水場

令和4年4月1日現在

排水場名		掃部宿	南千住	西日暮里	道灌山
所在地		足立区千住東一丁目	荒川区南千住四丁目	荒川区西日暮里五丁目	荒川区西日暮里五丁目
路線名		吾妻橋伊興町線(特 461)	言問橋南千住線(特 464)	台東鳩ヶ谷線(主 58)	台東鳩ヶ谷線(主 58)
設置年月日		昭和 37 年 4 月(五建築造)	昭和 56 年 11 月(六建築造)	昭和 39 年 3 月(五建築造)	昭和 50 年 3 月(一区築造)
改修年月		平成 10 年 3 月に全面改修	平成 18 年 2 月に一部改正	昭和 47 年 3 月に全面改修	平成 6 年 3 月に全面改修
管理の変遷		昭和 44 年 4 月から六建	—	昭和 44 年 4 月から六建	昭和 50 年 4 月から六建
規模	流域面積 km^2	0.396	0.320	0.258	0.450
	流入量 m^3/min	6.7	5.4	4.5	7.3
	流入管径 mm	600	450	500	450
	主ポンプ基	10 $\text{m}^3/\text{min} \times 2$ 基	3.0 $\text{m}^3/\text{min} \times 2$ 基	7.3 $\text{m}^3/\text{min} \times 1$ 基	3.8 $\text{m}^3/\text{min} \times 2$ 基
	予備ポンプ基	—	3.0 $\text{m}^3/\text{min} \times 1$ 基	7.3 $\text{m}^3/\text{min} \times 1$ 基	3.8 $\text{m}^3/\text{min} \times 1$ 基
	ポンプ口径 mm	300	150	250	200
	揚程 m	7.0	14.5	7.0	9.0
	発電機 KVA	68	74	25	55

4. 共同溝管理規模現況

令和4年4月1日現在

共同溝名	規模(延長:m)	竣工年月	溝内占用户別総延長(m)			摘要
			東電	NTT	水道	
白山共同溝	3,035	昭和49年8月	3,051	3,051	3,016	※下水道及び東京ガスなし

5. 管理トンネル一覧

令和4年4月1日現在

トンネル名	路線名	設置箇所	規模(延長:m)	竣工年度	備考
尾長橋トンネル	主306号 国道122号	北区豊島一丁目～北区王子三丁目	379	平成13年度	明治通り 北本通り
瑞光トンネル	主314号	荒川区南千住八丁目	75	平成7年度	
胡録トンネル	主314号	荒川区南千住八丁目	150	平成17年度	
南橋トンネル	特455号	北区中十条一丁目～北区岸町二丁目	102.3	平成3年度	
小台トンネル	特449号	足立区小台一丁目	185.8	平成12年度	
小台一丁目トンネル	特449号	足立区小台一丁目	37	平成13年度	
南千住アンダーパス	特464号	荒川区南千住二丁目	40.8	昭和49年度	

6. 地下歩道

令和4年4月1日現在

地下歩道名	路線名	所在地	規模(延長:m)	竣工年度	備考
上野中央通り地下歩道	特437号 特452号	台東区上野二丁目～上野四丁目	320	平成21年度	中央通り

7. 昇降設備

令和4年4月1日現在

設置施設名	昇降機	路線名	設置箇所	竣工年度	備考
上野中央通り地下歩道	エレベーター 2基	特437号	台東区上野二丁目～上野四丁目	平成21年度	中央通り
	エスカレーター 8基	特452号			
南千住駅前歩道橋	エレベーター 2基	特464号	荒川区南千住二丁目	平成23年度	
寛永寺陸橋	エレベーター 1基	主319号	台東区根岸二丁目	平成25年度	

8. 融雪剤倉庫一覧

令和4年4月1日現在

倉庫名	所在地	連絡先(電話)	建設年度	面積(㎡)
南大橋	北区東十条1-2	北工区(3906)7303	平成8年度	120.6
宮地陸橋	荒川区荒川3-79	荒川工区(3892)9614	平成11年度	52.7
蔵前橋倉庫	台東区蔵前2-1 蔵前橋橋台敷	台東工区(3841)0495	-	-
北・荒川・文京・台東・足立西、東工区	各工区所在地	各工区	-	-

9. 都市計画道路事業認可箇所一覧

令和4年4月1日現在

番号	都市計画道路名 (通称名)	事業箇所 起点・終点	事業認可		幅員 (m)	延長 (m)	認可期間 (年度)	幅員構成		摘要
			当初年月日 変更年月日	告示番号 告示番号				歩道 (m)	車道 (m)	
1	放射第8号線 (湯島天神下)	文京区湯島三丁目	平18. 6. 30 令 2. 11. 17	関320 関294	30	50	平18～令05	2.5～7.25	20.25	
2	放射第10号線 (北本通り)	北区赤羽二丁目 〃 岩淵町	昭62. 6. 23 令 2. 11. 17	1,273 関291	30	430	昭62～令05	4.0	22.0	放10～補246
3	環状第4号線	新宿区西早稲田一丁目 文京区目白台二丁目	平13. 5. 31 平29. 3. 31	関236 関134	22～35	775	平13～令04	5.5	11.0	放7～区道
4	環状第4号線	文京区本駒込二丁目 〃 本駒込六丁目	平26. 8. 13 令 3. 3. 17	関323 関141	25～28	600	平26～令08	—	—	
5	環状第4号線	荒川区荒川一丁目 〃 南千住一丁目	平28. 2. 22	関41	30	380	平27～令09	—	—	
6	環状第5の2号線	北区王子一丁目 〃 堀船二丁目	昭61. 11. 14 平30. 3. 28	1792 関 84	27	350	昭61～令01	4.5	18.0	高速王子線関連街路
7	補助第73・83号線	北区赤羽西三丁目 〃 赤羽西二丁目	平14. 2. 25 令 3. 2. 8	関 46 関 52	20	730	平13～令05	4.5	11.0	赤羽西口～埼京線
8	補助第73号線	北区上十条二丁目	平27. 2. 24 令 2. 12. 15	関68 関323	20	335	平26～令07	—	—	
9	補助第73号線	北区上十条二丁目 〃 十条仲原二丁目	平27. 2. 24 令 2. 12. 15	関69 関322	20～30	560	平26～令07	—	—	
10	補助第85号線	北区赤羽台三丁目 〃 赤羽三丁目	平 9. 3. 6 平31. 3. 28	373 関 97	20	380	平08～令05	4.5	11.0	環 8～補73
11	補助第85号線	北区赤羽台二丁目 〃 赤羽台三丁目	平26. 12. 11 令 3. 3. 18	関404 関122	20	740	平26～令08	—	—	
12	補助第85号線	北区上十条一丁目 〃 上十条三丁目	令2. 3. 3	関90	18～30	620	令元～令12	—	—	
13	補助第86号線	北区赤羽西五丁目 〃 赤羽西一丁目	平27. 2. 24 令 3. 3. 16	関67 関120	20	1,150	平26～令07	—	—	
14	補助第86号線	北区赤羽南一丁目 〃 志茂一丁目	平28. 3. 15	関67	20	270	平27～令10	—	—	
15	補助第88号線	北区豊島二丁目 〃 豊島六丁目	平14. 5. 15 平31. 3. 28	関244 関105	20	780	平14～令05	4.5	11.0	補93～補85
16	補助第90号線 (都電通り)	荒川区西尾久三丁目 〃 区西尾久七丁目	平 8. 8. 22 令 2. 2. 6	1,749 関 37	25	360	平08～令03	3.5	18.0	補93～荒川遊園前
17	補助第90号線	荒川区荒川一丁目 〃 荒川七丁目	平27. 2. 24 令 2. 12. 14	関71 関315	25	1,120	平26～令07	—	—	
18	補助第90号線	荒川区荒川七丁目 〃 町屋一丁目	平27. 3. 4 (区域決定)	289	25	110	—	—	—	
19	補助第90号線 環状第5の2号線	北区堀船三丁目 荒川区西尾久五丁目	平28. 3. 15	関64	25～30	900	平27～令09	—	—	
20	補助第92号線	北区中里三丁目 北区田端六丁目	令 3. 3. 5	関 80	20～22	160	令02～令11	2.0 4.0	8.0	
21	補助第94号線	台東区池之端二丁目 文京区千駄木二丁目	平 6. 7. 25 平30. 3. 28	1,688 関 86	20～22	845	平06～令05	3.5～4.5	13.0	上野公園～区道
22	補助第109号線	足立区北加平町 足立区神明一丁目	令 3. 6. 21	関221	15	1,210	令03～令12	3.0	9.0	
23	補助第118号線	足立区小台一丁目	平 6. 3. 10 平31. 3. 28	641 関127	15	585	平05～令03	2.0, 4.0	9.0	補93～放11
24	補助第136号線	足立区扇三丁目 〃 扇一丁目	平12. 12. 28 平24. 3. 29	2,509 関117	20	620	平12～平25	5.0	10.0	放11～区道
25	補助第136号線	足立区扇一丁目 〃 本木一丁目	平14. 3. 27 令 2. 3. 19	関147 関130	20	840	平13～令04	5.0	10.0	区道～補100
26	補助第136号線	足立区関原一丁目 〃 梅田四丁目	平 3. 12. 21 令 3. 3. 16	2,102 関119	20	490	平03～令03	5.0	10.0	補100～補254付近
27	補助第136号線	足立区梅田四丁目 〃 梅田三丁目	平12. 3. 27 令 3. 2. 5	680 関 36	20	580	平11～令04	5.0	10.0	補254付近～区道
28	補助第136号線	足立区足立一丁目 〃 足立三丁目	平26. 9. 19 令 3. 2. 5	関351 関 37	15～18	630	平26～令06	3.0	9.0	
29	補助第138号線	足立区中央本町一丁目 〃 青井二丁目	平23. 10. 24 平30. 3. 29	関401 関113	15	700	平23～令05	3.0	9.0	
30	補助第138号線	足立区弘道二丁目 綾瀬四丁目	平25. 2. 15 令 3. 3. 17	関58 関140	15～18	290	平24～令10	3.0	9.0	綾瀬新橋
31	補助第138号線	足立区興野一丁目 〃 本木二丁目	平26. 2. 7 令 2. 3. 19	関38 関131	16	350	平25～令05	3.5	9.0	本木新道～補100
32	補助第140号線	足立区西綾瀬四丁目 〃 青井三丁目	平10. 7. 10 平29. 3. 31	1432 関132	20	650	平10～平29	4.5	11.0	補136～補138
33	補助第261号線	足立区古千谷一丁目 〃 伊興二丁目	平12. 12. 27 令 3. 2. 8	2,469 関 51	15～16	1,040	平12～令04	3.0～3.5	9.0	放11～区道
34	補助第261号線	足立区神明二丁目 〃 六木三丁目	平28. 2. 22	関 40	16	720	平27～令10	3.5	9.0	
35	補助第261号線	足立区伊興四丁目 〃 竹の塚六丁目	平29. 2. 22	関 48	15～22	910	平28～令04	3.0, 5.0	9.0, 12.0	

10. 用地取得率一覧

令和4年4月1日現在

路 線 名	事業期間	延長 (m)	全体計画 (㎡)	取得面積 (㎡)	取得率
放射第8号線（湯島天神下）	平成18～令和5年度	50	491	487	99%
環状第4号線（目白台）	平成13～令和4年度	775	12,174	11,955	98%
環状第4号線（本駒込）※	平成26～令和8年度	600	3,906	2,590	66%
環状第4号線（荒川）	平成27～令和9年度	380	2,358	1,262	54%
補助第73号線（赤羽西）	平成13～令和5年度	730	9,360	9,351	99%
補助第73号線（上十条）	平成26～令和7年度	335	8,081	1,447	18%
補助第73号線（十条仲原）	平成26～令和7年度	560	13,330	2,841	21%
補助第85号線（赤羽台）	平成8～令和5年度	380	4,664	4,635	99%
補助第85号線（赤羽台Ⅱ期）	平成26～令和8年度	740	5,723	4,968	87%
補助第85号線（十条）	令和元～令和12年度	620	7,440	41	1%
補助第86号線（赤羽西）	平成26～令和7年度	1,150	19,364	12,896	67%
補助第86号線（赤羽南）	平成27～令和10年度	300	3,345	553	17%
補助第90号線（荒川）※	平成26～令和7年度	1,120	15,900	9,962	63%
補助第90号線（町屋）※	平成26～令和7年度	110	830	115	14%
補助第90号線（梶原）	平成27～令和9年度	900	3,297	2,354	71%
補助第92号線（中里）	令和2～令和11年度	160	177	0	0%
補助第94号線（不忍通り）	平成6～令和5年度	845	4,368	4,245	97%
補助第109号線（神明南）	令和3～令和12年度	1,210	10,002	0	0%
補助第136号線（本木）	平成13～令和4年度	840	13,925	13,456	97%
補助第136号線（関原）	平成3～令和3年度	490	8,760	8,759	99%
補助第136号線（梅田その2）	平成11～令和4年度	580	10,574	10,571	99%
補助第136号線（足立）	平成26～令和6年度	630	2,112	1,741	82%
補助第138号線（中央本町）	平成23～令和5年度	700	6,935	4,809	69%
補助第138号線（綾瀬新橋）	平成24～令和10年度	290	2,608	2,530	97%
補助第138号線（興野）	平成25～令和5年度	350	5,298	4,819	91%
補助第261号線（古千谷）	平成12～令和4年度	1,040	3,729	3,672	98%
補助第261号線（神明）	平成27～令和10年度	720	5,760	4,700	82%
補助第261号線（伊興）	平成28～令和4年度	910	12,810	5,388	42%
計	28路線	17,515	197,321	130,147	66%

※：公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託している路線

11. 第六建設事務所管理河川等

令和4年4月1日現在

水系別	河川名	左右岸	区 間		延長 (km)
			上流端	下流端	
荒川	隅田川	左岸	足立区新田一丁目地先	足立区千住曙町地先 (旧綾瀬川合流点)	11.9
		右岸	北区志茂四丁目地先	台東区柳橋一丁目地先 (神田川合流点)	18.0
	新河岸川	左岸	北区浮間四丁目地先(区境)	北区志茂五丁目地先	4.1
		右岸	北区赤羽北二丁目地先(区境)	北区志茂四丁目地先 (隅田川合流点)	3.0
利根川	綾瀬川	左岸	足立区神明一丁目地先(内匠橋)	足立区綾瀬一丁目地先 (区境)	4.1
		右岸	足立区南花畑三丁目地先(内匠橋)	足立区西綾瀬一丁目地先 (区境)	3.6
	毛長川	左岸	足立区舎人四丁目地先(埼玉県境)	足立区花畑七丁目地先 (綾瀬川合流点)	2.5
		右岸	足立区入谷九丁目地先(埼玉県境)	足立区花畑七丁目地先 (綾瀬川合流点)	7.0
左右岸延長計					54.2
公有土地 水面	千川上水		北区滝野川七丁目地内	北区滝野川七丁目地内	0.75
石神井川	飛鳥山ずい道		北区滝野川一丁目地先	北区王子一丁目地先	0.24
神田川 分水路	江戸川橋分水路		文京区関口一丁目	新宿区下宮比町	1.64
	水道橋分水路		文京区水道一丁目	文京区本郷一丁目	1.64
	お茶の水分水路		文京区本郷一丁目	千代田区外神田一丁目	1.30

12. 急傾斜地崩壊危険区域

令和4年4月1日現在

番号	地 区 名	所 在 地	指定面積(ha)	指定年月日 告示番号
1	赤羽西二地区	北区赤羽西二丁目地内 (普門院付近)	0.25	昭和57年3月31日 東京都告示第356号
2	赤羽西三地区	北区赤羽西三丁目地内 (稲付公園)	0.308	昭和59年5月15日 東京都告示第456号
3	赤羽西四地区	北区赤羽西四丁目地内	0.21	昭和62年10月27日 東京都告示第1174号
4	岸町二地区	北区岸町二丁目地内 北区中十条一丁目地内	0.226	平成元年2月17日 東京都告示第164号
5	赤羽西二(2)地区	北区赤羽西二丁目地内 (恭愛病院)	0.585	平成3年3月26日 東京都告示第337号
計			1.579	

13. 水防倉庫及び備蓄資器材

倉庫名	所在地	連絡先（電話）	土のう 袋	大型 土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量 鋼板 枚	籠 本	木材 m ³
蔵前	台東区 蔵前2-10-2	第六建設事務所 工事課 (3882) 1408	8,150	40	200	1,300	80	—	—
荒川	荒川区 荒川5-31-2	荒川工区 (3892) 1374	5,830	100	700	2,035	50	—	0.4
南千住	〃 南千住8-7	〃	9,000	40	390	3,100	—	—	—
東尾久	〃 東尾久8-25	〃	6,000	50	200	738	—	—	0.5
岩淵	北区 岩淵町41	北工区 (5993) 0366	12,800	40	—	450	—	—	3.0
飯塚橋	足立区 大谷田1-28	足立東工区 (3620) 5831	3,340	30	120	825	350	—	—
内匠橋	〃 神明1-14-1	〃	11,700	—	260	2,258	200	—	5.0
千住関屋町	〃 千住関屋町9	〃	4,800	—	30	550	—	—	—
計	8箇所		61,620	300	1,900	11,256	680	—	8.9

令和4年4月1日現在

シート	鉄線	杭	縄	番線 カッター	ショベル	ツルハシ	掛矢	鋸	鉋	もっこ	一輪車	面積
m ²	kg	本	m	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	m ²
233	25	38	13,600	3	53	9	11	4	1	8	2	95.1
285	218	486	9,900	8	55	35	30	5	7	10	2	30.0
1,030	20	—	5,400	8	44	16	10	3	4	5	1	41.0
190	90	28	2,275	4	60	25	13	1	5	5	3	52.4
1,555	30	25	13,140	1	92	156	9	11	12	4	2	33.3
200	200	380	3,200	5	33	6	18	2	5	—	2	90.0
290	70	138	9,586	5	92	27	19	17	5	102	5	44.6
583	25	—	1,150	3	19	9	2	4	5	—	2	25.6
4,366	678	1,095	58,251	37	448	283	112	47	44	134	19	412.0

14. 管内防災船着場一覧

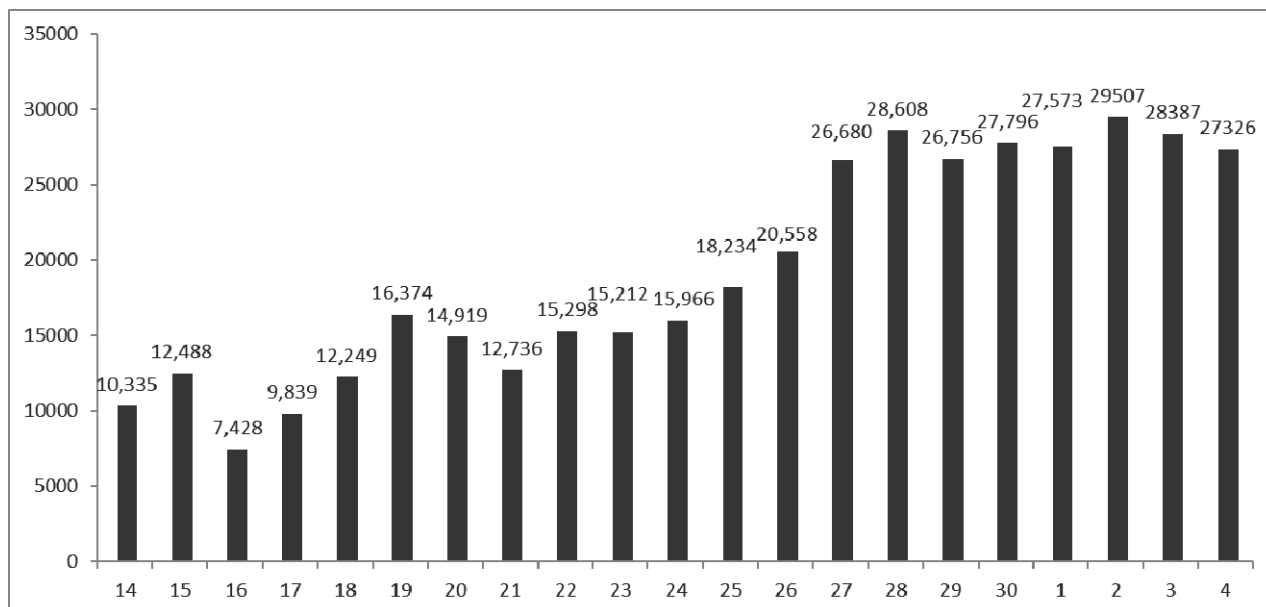
令和4年4月1日現在

	船着場名称	河川名	所在地	設置者	管理者	設置年度
都管理河川	浅草	隅田川	台東区花川戸 1	民間	民間	平成 22 年度
	浅草・二天門	隅田川	台東区花川戸 1	台東区	台東区	平成 23 年度
	桜橋	隅田川	台東区今戸 1	都	都	平成 2 年度
	千住	隅田川	足立区千住曙町	都	都	平成 3 年度
	東尾久	隅田川	荒川区東尾久 7	荒川区	荒川区	平成 4 年度
	荒川遊園	隅田川	荒川区西尾久 6	都	都	平成 2 年度
	神谷	隅田川	北区神谷 3	北区	北区	平成 2 年度
	白鬚西	隅田川	荒川区南千住 8	荒川区	荒川区	平成 12 年度
	豊島	隅田川	北区豊島 5	北区	北区	平成 21 年度
	北赤羽	新河岸川	北区浮間 1	都	北区	平成 15 年度
区管理河川	市兵衛河岸	神田川	文京区後楽 1	都	文京区	平成 13 年度
国直轄河川	岩淵	荒川	北区志茂 5	国	国	平成 11 年度
	岩淵	荒川	北区志茂 5	区	区	平成 11 年度
	足立	荒川	足立区足立 2	国	国	平成 18 年度
	新田	荒川	足立区新田 2	国	国	平成 11 年度

15. 道路事業費の推移

単位：百万円

(道路橋梁費、執行計画額ベース)

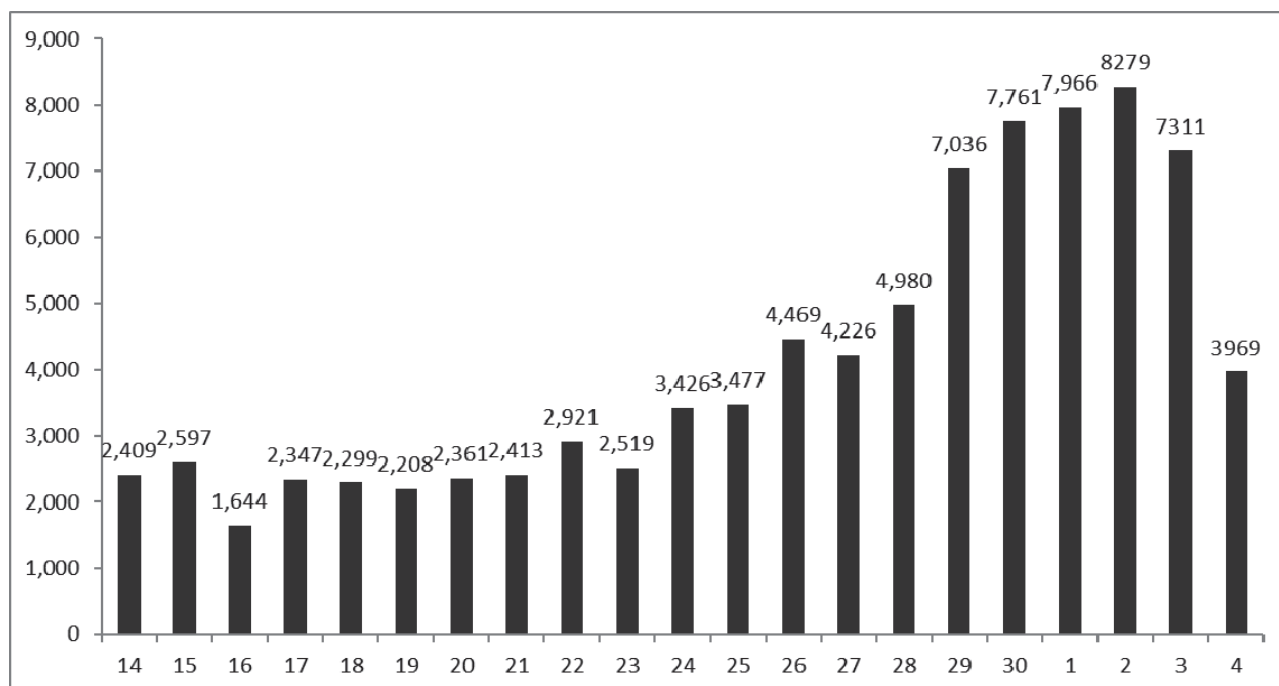


※新交通事業を除く。

16. 河川事業費の推移

単位：百万円

(河川海岸費、執行計画額ベース)



17. 事務所・工区案内

第六建設事務所

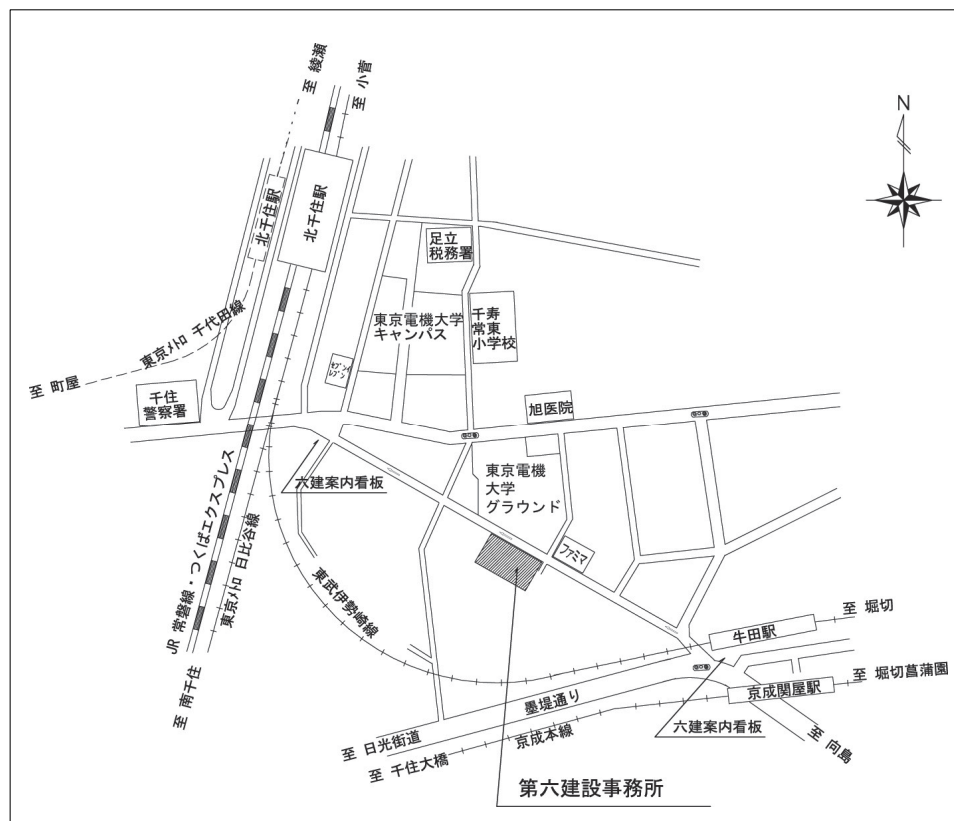
本庁舎

< 所在 > 〒120-0025 足立区千住東 2-10-10

< 交通 > J R 常磐線・東武線・地下鉄千代田線・地下鉄日比谷線・つくばエクスプレス
北千住駅東口より徒歩 8 分
東武線牛田駅より徒歩 5 分
京成線京成関屋駅より徒歩 5 分

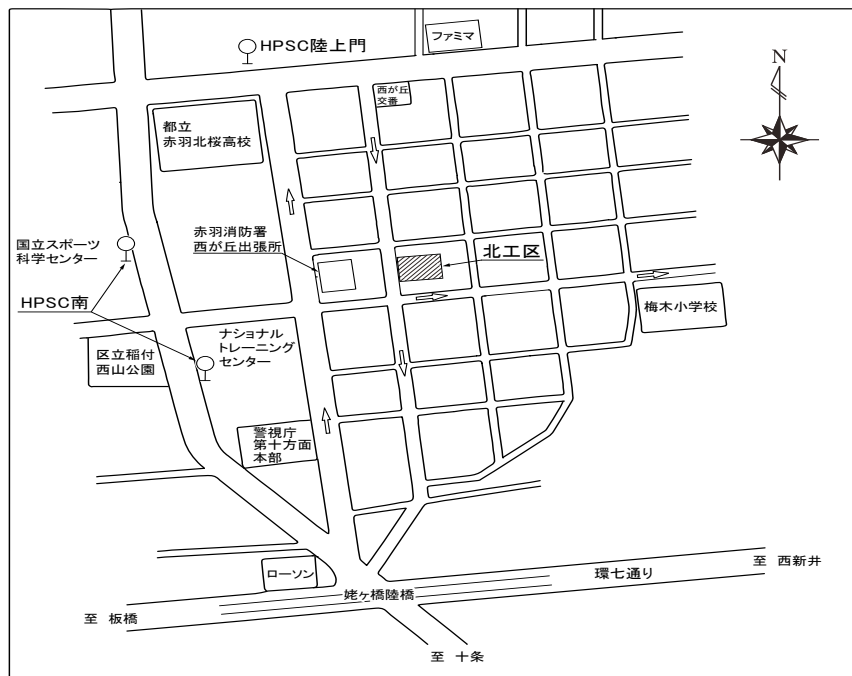
< 電話番号 > 庶務課 03-3882-1152
管理課 03-3882-1231
用地課 03-3882-1348
工事課 03-3882-1408
補修課 03-3882-1157

< FAX 番号 > 庶務課・補修課 03-3870-4585
管理課 03-3882-1228
用地課・工事課 03-3882-7066



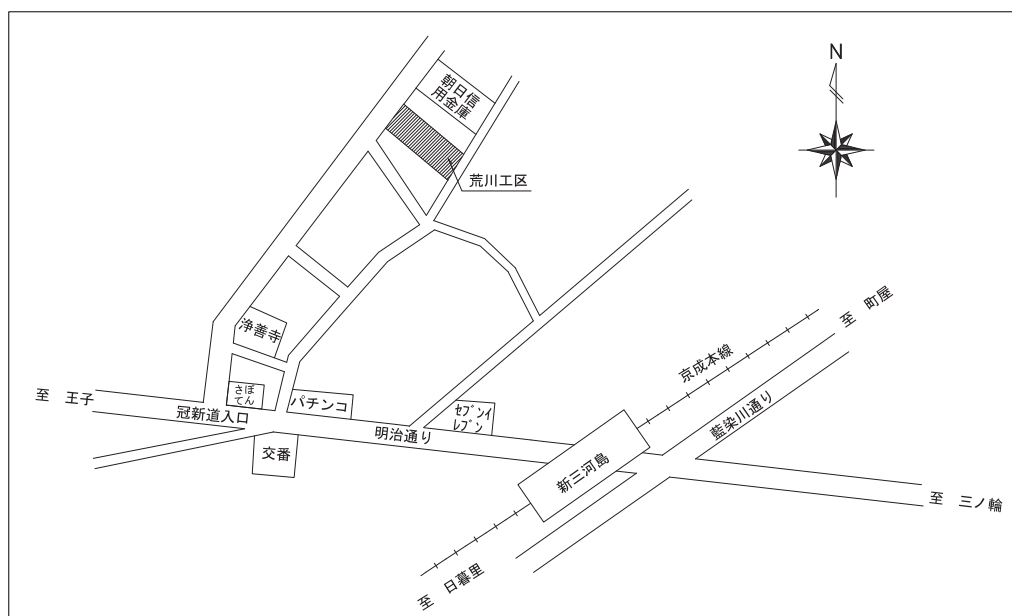
第六建設事務所 北工区

- ＜所 在＞ 〒115-0056 北区西が丘 1-41-6
- ＜交 通＞ J R 赤羽駅西口よりバス王子行き
H P S C 南下車徒歩 4 分
- ＜電話番号＞ 03-5993-0366
- ＜FAX 番号＞ 03-3906-7307



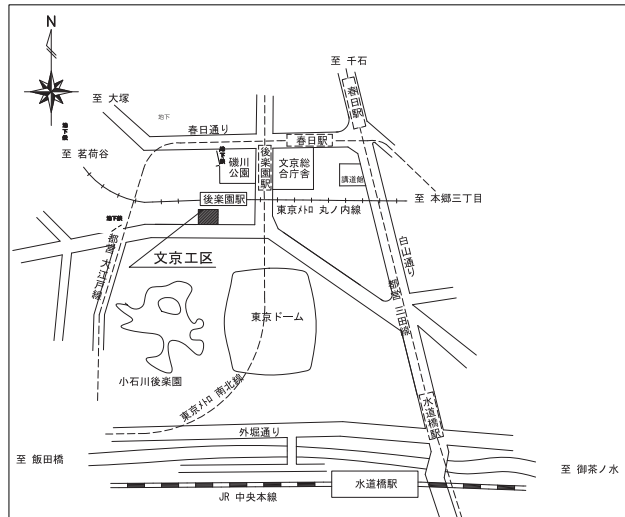
第六建設事務所 荒川工区

- ＜所 在＞ 〒116-0002 荒川区荒川 5-31-2
- ＜交 通＞ 京成線新三河島駅より徒歩 5 分
- ＜電話番号＞ 03-3892-1374
- ＜FAX 番号＞ 03-3892-9692



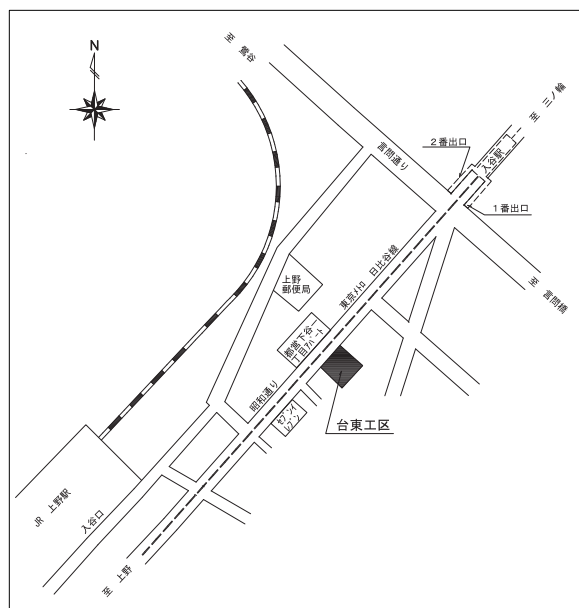
第六建設事務所 文京工区

- ＜所 在＞ 〒112-0003 文京区春日 1-2-10
- ＜交 通＞ 地下鉄丸の内線後楽園駅より徒歩 3 分
地下鉄南北線後楽園駅より徒歩 5 分
J R 中央線水道橋駅より徒歩 8 分
地下鉄大江戸線春日駅より徒歩 8 分
地下鉄三田線春日駅より徒歩 10 分
- ＜電話番号＞ 03-3811-3435
- ＜FAX 番号＞ 03-3814-9883



第六建設事務所 台東工区

- ＜所 在＞ 〒110-0014 台東区北上野 1-11-5
- ＜交 通＞ 地下鉄日比谷線入谷駅より徒歩 3 分
J R 上野駅より徒歩 10 分
- ＜電話番号＞ 03-3841-0495
- ＜FAX 番号＞ 03-3841-0496



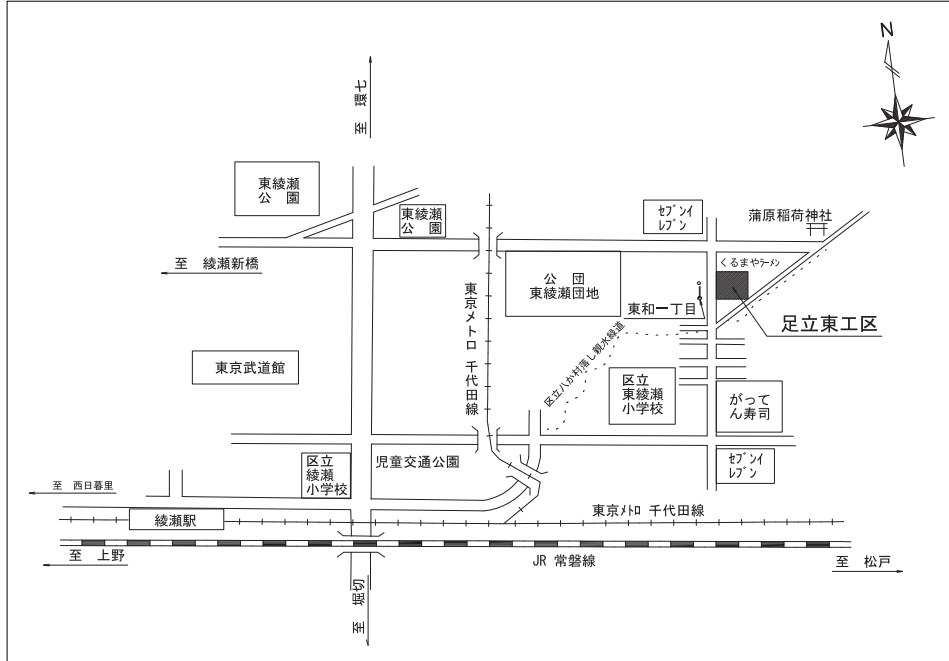
第六建設事務所 足立東工区

<所 在> ㊦120-0003 足立区東和 1-26-3

＜交 通＞ 地下鉄千代田線綾瀬駅よりバス葛飾車庫行き東和一丁目下車徒歩3分

＜電話番号＞ 03-3620-5831

< FAX 番号 > 03-3620-5826



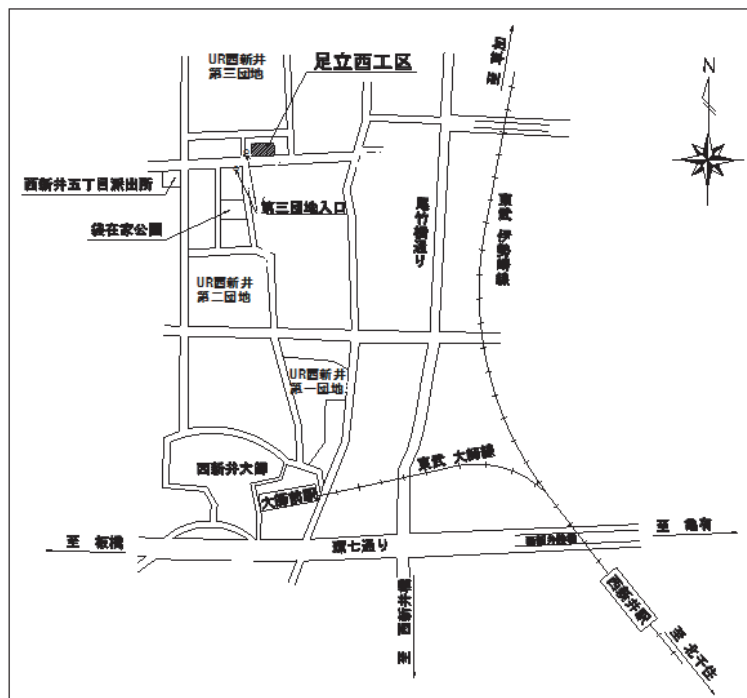
第六建設事務所 足立西工区

<所 在> 〒123-0841 足立区西新井 3-3-6

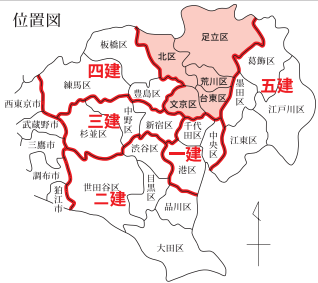
＜交 通＞ 東武線西新井駅より国際興業バス赤羽行き第三団地入口下車

＜電話番号＞ 03-3899-7341

< FAX 番号 > 03-3899-8023



東京都第六建設事務所管内図



管内道路一覧表 (都道以上)

種別	整理番号	路線名	起点	終点	起点内点	通称道路名	都市計画道路番号	備考
一般国道	4	中央区	青森県青森市	台東区台東一丁目	台東区台東三丁目	昭和通り、日光街道	第12、第12支1	※
	6	中央区	香川県高松市	台東区浅草橋一丁目	台東区浅草橋七丁目	江戸通り	第108	
	17	中央区	新潟県新潟市	北区浅草川五丁目	北区浅草川五丁目	本郷通り、白山通り	第9、第10	
	254	文京区	長野県松本市	文京区本郷二丁目	文京区本郷六丁目	春日通り	第8	
主要地方道	122	豊島区	板橋区板橋一丁目	北区浅草川三丁目	北区浅草川三丁目	本郷通り、明治通り	第5-1、第10	新町1人橋 (東京都管理)
	8	千代田区墨田区	千代田区	文京区後楽二丁目	文京区自由台一丁目	目黒通り、新目黒通り	第7、第8、第9	
	49	足立区	埼玉県越前市	足立区西本郷三丁目	足立区西本郷四丁目	日光街道	第12	水神橋 (六建設管理)
	58	台東区	埼玉県川口市	台東区浅草橋一丁目	台東区浅草橋四丁目	日光街道	第11	満橋 (埼玉県管理)
主要地方道	301	台東区	文京区自由台五丁目	台東区自由台三丁目	文京区自由台一丁目	白山通り、白山通り	第9、第108	
	306	王子千代田区	北区王子二丁目	江東区豊洲一丁目	北区王子二丁目	豊洲通り	第5-2、第4	白橋橋 (六建設管理)
	308	千代田区墨田区	足立区浅草橋一丁目	江東区豊洲一丁目	江東区豊洲一丁目	豊洲通り	第113	
	311	環状八号	台東区浅草橋三丁目	北区浅草川一丁目	北区浅草川一丁目	環状八号	第8	
主要地方道	313	上野、荒川	台東区浅草橋二丁目	足立区千代田二丁目	台東区浅草橋二丁目	荒川通り	第100	
	314	荒川、大田	台東区浅草橋二丁目	足立区千代田二丁目	足立区千代田二丁目	荒川通り	第100	堀切 (六建設管理)
	315	環状七号	江東区浅草橋二丁目	江東区浅草橋二丁目	江東区浅草橋二丁目	環状七号	第14	堀切橋 (六建設管理)
	318	環状七号	江東区浅草橋三丁目	江東区浅草橋三丁目	江東区浅草橋三丁目	環状七号	第7	※
主要地方道	319	環状三号	港区	江東区	文京区浅草一丁目	浅草通り、自由台通り	第3、第95	
	102	平井、東京	埼玉県熊谷市	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第100、第202	
	103	埼玉、東京	埼玉県熊谷市	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第100、第202	
	104	川口、荒川	埼玉県川口市	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第202、第11	満橋 (埼玉県管理)
主要地方道	106	荒川、荒川	埼玉県川口市	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第202	
	107	荒川、荒川	埼玉県川口市	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第113支1、第113	
	109	足立、荒川	埼玉県川口市	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第113	中環橋 (埼玉県管理)
	255	足立、荒川	埼玉県川口市	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第113	
主要地方道	601	王子、金町市川	北区王子一丁目	千代田区浅草一丁目	北区王子一丁目	浅草通り、環状七号	第88、第89、第91、第92、第93	板橋橋 (六建設管理)
	405	外環、環状	港区新橋一丁目	港区新橋二丁目	文京区浅草二丁目	外環通り	第2	
	404	牛込、小石川	新宿区新宿一丁目	文京区浅草一丁目	文京区浅草一丁目	浅草通り	第85	新板橋橋 (六建設管理)
	403	環状、羽田	文京区浅草一丁目	文京区浅草一丁目	文京区浅草一丁目	浅草通り	第26、第4、第94	
主要地方道	407	赤羽、西台	北区赤羽一丁目	北区赤羽二丁目	北区赤羽二丁目	浅草通り	第157	
	409	新板橋、環状	北区浅草三丁目	江東区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第118	
	400	新板橋、環状	足立区浅草三丁目	江東区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第113	
	482	神田、白山	千代田区浅草三丁目	文京区浅草一丁目	文京区浅草一丁目	浅草通り	第82、第84、第178	
主要地方道	403	本郷、荒川	文京区浅草三丁目	江東区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第8、第102	満橋 (六建設管理)
	401	本郷、荒川	文京区浅草三丁目	江東区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第10、第83、第85	
	457	駒込、荒川	文京区浅草三丁目	江東区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第10、第83、第85	
	458	駒込、荒川	文京区浅草三丁目	江東区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第10、第83、第85	
主要地方道	460	中台、荒川	北区浅草三丁目	北区浅草三丁目	北区浅草三丁目	浅草通り	第83、第93	
	461	駒込、伊勢	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第118、第100	板橋橋、水神橋 (六建設管理)
	462	駒込、三ノ輪	台東区浅草三丁目	台東区浅草三丁目	台東区浅草三丁目	浅草通り	第118、第100	
	463	上野、月島	台東区浅草三丁目	台東区浅草三丁目	台東区浅草三丁目	浅草通り	第103	板橋橋、水神橋 (六建設管理)
主要地方道	464	駒込、荒川	台東区浅草三丁目	台東区浅草三丁目	台東区浅草三丁目	浅草通り	第108	
	466	内環、荒川	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第108	
	467	千代、新板橋	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第108	
	468	千代、新板橋	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	足立区浅草三丁目	浅草通り	第108	

※ 沿道整備指定道路 (昭和59年8月4日公告)

凡例	都界	区界	町・丁目界	一般国道	主要地方道	首都高速道路	都市計画道路	環状線番号	放射線番号	補助線番号	当所事業箇所	他所事業箇所	(都)施行区域	通称道路の起点	通称道路の終点	通称道路の途中点	計画幅員	建設事務所	工務所	警察署	警察署管轄境	共同歩道橋	横断歩道橋	歩道工区	国土交通省	消防署	水防倉庫	排水場	雨量観測所	水位観測所	三角点	管理工区界	台貴所	入河川	入河川堤防	船着場
----	----	----	-------	------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	---------	---------	---------	----------	------	-------	-----	-----	--------	-------	-------	------	-------	-----	------	-----	-------	-------	-----	-------	-----	-----	-------	-----

【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)を使用した。(※図番号 平28情報 第499号)】

管内河川表 (一級河川)

水系	河川名	区	間
荒川	荒川	左岸 足立区赤羽二丁目44 (埼玉県) 以下海	間
	荒川	右岸 板橋区上赤羽	間
利根川	利根川	左岸 葛飾区西水元四丁目 (埼玉県) 葛飾区高砂二丁目 (高砂橋)	間
	利根川	右岸 足立区六ツ木三丁目	間
利根川	利根川	左岸 足立区花畑八丁目 (埼玉県) 足立区花畑八丁目 (内環橋)	間
	利根川	右岸 足立区花畑八丁目 (埼玉県) 足立区花畑八丁目 (内環橋)	間

第六建設事務所管理

水系	河川名	区	間
荒川	荒川	左岸 足立区赤羽二丁目44 (埼玉県) 以下海	間
	荒川	右岸 板橋区上赤羽	間
利根川	利根川	左岸 葛飾区西水元四丁目 (埼玉県) 葛飾区高砂二丁目 (高砂橋)	間
	利根川	右岸 足立区六ツ木三丁目	間
利根川	利根川	左岸 足立区花畑八丁目 (埼玉県) 足立区花畑八丁目 (内環橋)	間
	利根川	右岸 足立区花畑八丁目 (埼玉県) 足立区花畑八丁目 (内環橋)	間

区管理

水系	河川名	区	間
荒川	荒川	左岸 足立区赤羽二丁目44 (埼玉県) 以下海	間
	荒川	右岸 板橋区上赤羽	間
利根川	利根川	左岸 葛飾区西水元四丁目 (埼玉県) 葛飾区高砂二丁目 (高砂橋)	間
	利根川	右岸 足立区六ツ木三丁目	間
利根川	利根川	左岸 足立区花畑八丁目 (埼玉県) 足立区花畑八丁目 (内環橋)	間
	利根川	右岸 足立区花畑八丁目 (埼玉県) 足立区花畑八丁目 (内環橋)	間

東京都第六建設事務所事業概要

登録番号(4)2

令和4年版

令和4年11月発行

編集・発行 東京都第六建設事務所庶務課
東京都足立区千住東二丁目10番10号
電話 03(3882)1152(庶務課)
印刷会社 株式会社 まこと印刷
東京都港区虎ノ門三丁目19番7号
電話 03(6230)9590

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率60%再生紙を使用しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

TokyoTokyo